

平成30年11月29日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○開議宣告	4頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4頁
○日程第 2 会期の決定	4頁
○諸般の報告	4頁
○日程第 3 議案第112号から 日程第21 議案第130号まで	4頁
○委員会付託省略の議決	7頁
○副市長挨拶	8頁
○休会の件	8頁
○散会宣告	9頁

平成30年12月3日（月曜日）第2号

○議事日程	11頁
○本日の会議に付した事件	11頁
○出席議員	11頁
○欠席議員	11頁
○説明のため出席した者	11頁
○職務のため出席した事務局職員	12頁
○黙 禱	13頁
○開議宣告	13頁
○日程第 1 一般質問	13頁
13番 稲葉好彦議員	13頁
14番 松野武司議員	23頁
2番 花田進議員	37頁

1 番 井 上 浩 議員	4 9 頁
○散会宣告	6 5 頁

平成30年12月4日（火曜日）第3号

○議事日程	6 7 頁
○本日の会議に付した事件	6 7 頁
○出席議員	6 7 頁
○欠席議員	6 7 頁
○説明のため出席した者	6 7 頁
○職務のため出席した事務局職員	6 8 頁
○開議宣告	6 9 頁
○日程第 1 一般質問	6 9 頁
6 番 山 田 和 宗 議員	6 9 頁
2 1 番 平 山 秀 直 議員	7 4 頁
1 0 番 秋 元 洋 子 議員	8 8 頁
○散会宣告	9 9 頁

平成30年12月5日（水曜日）第4号

○議事日程	1 0 1 頁
○本日の会議に付した事件	1 0 1 頁
○出席議員	1 0 1 頁
○欠席議員	1 0 1 頁
○説明のため出席した者	1 0 1 頁
○職務のため出席した事務局職員	1 0 2 頁
○開議宣告	1 0 3 頁
○日程第 1 議案第112号から議案第128号まで	1 0 3 頁
○日程第 2 請願第3号	1 0 6 頁
○休会の件	1 0 6 頁
○散会宣告	1 0 7 頁

平成30年12月13日（木曜日）第5号

○議事日程	1 0 9 頁
-------	---------

○本日の会議に付した事件	110頁
○出席議員	110頁
○欠席議員	110頁
○説明のため出席した者	111頁
○職務のため出席した事務局職員	112頁
○開議宣告	113頁
○日程第 1 議案第119号から	
日程第 6 請願第 3号まで	113頁
○日程第 7 議案第124号から	
日程第 9 議案第127号まで	119頁
○日程第10 議案第125号及び	
日程第11 議案第128号	120頁
○日程第12 議案第112号から	
日程第18 議案第118号まで	121頁
○日程第19 議案第131号から	
日程第21 議案第133号まで	123頁
○委員会付託省略の議決	124頁
○市長挨拶	128頁
○閉会宣告	128頁
署名	131頁
参考資料	
○議決結果表	133頁
○会期及び日程	135頁
○一般質問通告表	137頁
○総括質疑通告表	141頁
○議案付託区分表	143頁
○請願文書表	145頁

平成30年五所川原市議会第5回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成30年11月29日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第 4 議案第113号 平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第114号 平成30年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第115号 平成30年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第116号 平成30年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第117号 平成30年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第118号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第119号 五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第120号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第121号 五所川原市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第122号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第123号 五所川原市名誉市民条例及び五所川原市顕彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第124号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第125号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館及び立佞武多広場）

- 第18 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
第19 議案第128号 市道路線の認定について
第20 議案第129号 人権擁護委員の候補者の推薦について
第21 議案第130号 副市長の選任について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 井上 浩 議員	2番 花田 進 議員
3番 山田 善治 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 松本 和春 議員	6番 山田 和宗 議員
7番 木村 慶憲 議員	8番 成田 和美 議員
9番 吉岡 良浩 議員	10番 秋元 洋子 議員
11番 鳴海 初男 議員	12番 木村 博 議員
13番 稲葉 好彦 議員	14番 松野 武司 議員
16番 福士 寛美 議員	17番 川浪 茂浩 議員
18番 桑田 茂 議員	19番 三瀨 春樹 議員
20番 工藤 武則 議員	21番 平山 秀直 議員
22番 葛西 収三 議員	23番 山口 孝夫 議員
24番 伊藤 永慈 議員	25番 加藤 磐 議員
26番 木村 清一 議員	

◎欠席議員（1名）

15番 寺田 武造 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	北 川 智 章
財 政 部 長	櫛 引 和 雄
民 生 部 長	秋 元 建 一

福 祉 部 長	岩 崎 孝 幸
経 済 部 長	三 橋 大 輔
建 設 部 長	佐々木 秀 文
上下水道部長	岩 川 和 雄
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	小 林 耕 正
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	一 戸 正 博
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	宮 崎 昌 子
事 務 局 長	
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	葛 西 達 也
総 務 課 長	長谷川 哲
財 政 課 長	飯 塚 祐 喜
市 民 課 長	片 山 善 一 朗
保 護 福 祉 課 長	伊 藤 一 二 三
農 林 水 産 課 長	今 重 彦
土 木 課 長	小田桐 繁 寿
経 営 管 理 課 長	三 和 不 二 義
教 育 総 務 課 長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	浅 利 寿 夫
次 長	山 本 弘 隆

◎開会宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより平成30年五所川原市議会第5回定例会を開会いたします。

議事に入る前に傍聴席の皆様申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○磯辺勇司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、11番、鳴海初男議員、12番、木村博議員、13番、稲葉好彦議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○磯辺勇司議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12月13日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○磯辺勇司議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第23号及び報告第24号の2件の報告が、監査委員より地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第112号から

日程第21 議案第130号まで

○磯辺勇司議長 日程第3、議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算から日程第21、議案第130号 副市長の選任についてまでの19件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、平成30年五所川原市議会第5回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案第112号は、平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億37万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ323億9,166万1,000円とするものであります。

議案第113号は、平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,128万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,756万1,000円とするものであります。

議案第114号は、平成30年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,755万8,000円とするものであります。

議案第115号は、平成30年度五所川原市介護保険特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,395万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億516万4,000円とするものであります。

議案第116号は、平成30年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ725万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,519万円とするものであります。

議案第117号は、平成30年度五所川原市水道事業会計補正予算であります。配水管布設替工事に係る債務負担行為を設定するための提案をするものであります。

議案第118号は、平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算であります。収益的収入の既決予算額に16万6,000円を追加し、合計額を8億8,906万3,000円とし、収益的支出の既決予算額に28万7,000円を追加し、合計額を10億4,286万円とし、資本的収入の既決予定額に16万7,000円を追加し、合計額を10億9,312万3,000円とし、資本的支出の既決予算額に4万6,000円を追加し、合計額を12億1,888万9,000円とするものであります。

議案第119号は、五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、個人情報定義

を明確化し、あわせて所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第120号は、五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報に関する規定の整備を行い、あわせて所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第121号は、五所川原市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法及び所得税法の一部改正に伴い、控除対象配偶者の定義及び所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第122号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新宮団地集会所を新設し、五所川原市森の家を廃止するため提案するものであります。

議案第123号は、五所川原市名誉市民条例及び五所川原市顕彰条例の一部を改正する条例の制定についてであります。内助功労章を廃止し、及び規則への委任規定を定めるため提案するものであります。

議案第124号は、五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営ゲートボール場を廃止し、及び施設の名称を変更するための提案をするものであります。

議案第125号は、五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認める公営住宅の入居者について、公営住宅法施行令の規定により、毎月の家賃を定めることができるようにするため提案するものであります。

議案第126号及び議案第127号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第128号は、市道路線の認定についてであります。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第129号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第130号は、副市長の選任についてであります。副市長として一戸治孝氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。氏は、人格、見識ともにすぐれ、行政経験も豊かであり、氏以上に副市長の職を行うのにふさわしい人物はおらず、改めて提案をさせていただきたいと思っております。満場をもって御同意

を賜りますようお願いを申し上げます。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要でございます。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明をいたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようによろしくようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第20、議案第129号 人権擁護委員の候補者の推薦について及び日程第21、議案第130号 副市長の選任については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第129号及び議案第130号の2件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯辺勇司議長 初めに、議案第129号 人権擁護委員の候補者の推薦について質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

○磯辺勇司議長 次に、議案第130号 副市長の選任について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

この場で暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

○磯辺勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎副市長挨拶

○磯辺勇司議長 本日就任されました一戸治孝副市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

副市長。

○一戸治孝副市長 一登壇一

議長のお許しを得て、壇上より一言御挨拶を申し上げます。

先ほどは、議会において満場で御承認を賜り、副市長を拝命いたしました一戸治孝でございます。どうぞよろしく願いいたします。まさに身に余る光栄であります。職責の重さに身が引き締まる思いでございます。私は微力であります。市長や議員の皆様のお支えをいただき、市民の皆さんの声に耳を傾けながら市役所の職員の皆さんと力を合わせて五所川原市の発展のために力を尽くしていく所存であります。どうか議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、簡単ではございますが、壇上からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明30日から12月2日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次回は12月3日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時22分 散会

平成30年五所川原市議会第5回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成30年12月3日（月）午前10時開議

第 1 一般質問（4人）

- 13番 稲葉 好彦 議員
 - 14番 松野 武司 議員
 - 2番 花田 進 議員
 - 1番 井上 浩 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 井上 浩 議員 | 2番 花田 進 議員 |
| 3番 山田 善治 議員 | 4番 磯辺 勇司 議員 |
| 5番 松本 和春 議員 | 6番 山田 和宗 議員 |
| 7番 木村 慶憲 議員 | 8番 成田 和美 議員 |
| 9番 吉岡 良浩 議員 | 10番 秋元 洋子 議員 |
| 11番 鳴海 初男 議員 | 12番 木村 博 議員 |
| 13番 稲葉 好彦 議員 | 14番 松野 武司 議員 |
| 16番 福士 寛美 議員 | 17番 川浪 茂浩 議員 |
| 18番 桑田 茂 議員 | 19番 三潟 春樹 議員 |
| 20番 工藤 武則 議員 | 21番 平山 秀直 議員 |
| 22番 葛西 収三 議員 | 23番 山口 孝夫 議員 |
| 24番 伊藤 永慈 議員 | 25番 加藤 磐 議員 |
| 26番 木村 清一 議員 | |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（26名）

市 長 佐々木 孝 昌

副市長	一戸治孝
総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	三橋大輔
建設部長	佐々木秀文
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	小林耕正
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	一戸正博
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	宮崎昌子
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	葛西達也
総務課長	長谷川哲
財政課長	飯塚祐喜
市民課長	片山善一朗
保護福祉課長	伊藤一二三
農林水産課長	今重彦
土木課長	小田桐繁寿
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	浅利寿夫
次長	山本弘隆

◎黙 禱

○磯辺勇司議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、去る11月30日に御逝去されました前五所川原市議会議長、寺田武造議員の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

全員御起立をお願いいたします。

黙禱。

(黙 禱)

○磯辺勇司議長 お直りください。

黙禱を終わります。

御着席をお願いします。

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、13番、稲葉好彦議員の質問を許可いたします。13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 皆さん、おはようございます。至誠公明会の稲葉好彦でございます。

改めて、5期連続21年、当市議会発展のために御尽力いただき、先月30日にお亡くなりになりました寺田武造前五所川原市議会議長に対し、心から哀悼の意を表し、御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、平成30年第5回定例会に当たり、通告に従い、一問一答方式により一般質問をいたします。

本定例会初日の先月29日、佐々木市長の女房役として一戸治孝副市長が満場一致の同意により就任されました。改めて申し上げますが、我々至誠公明会は7月の臨時議会では否決とさせていただきますが、この件についてはあなたを否定したのではなく、あくまでも人事案件を提案する前に所信表明や施政方針を示すべきであるといったこれまでの前提を踏まえてのものであります。このたびの再提案では、佐々木市長が平成30年第4回定例会で所信表明を行っておりますので、新聞報道のとおり、我々至誠公明会は反対する理由がなくなったのであります。

さて、一戸副市長、就任の挨拶や初心を忘れることなく、これまでの経験や経歴を当市市勢の発展のため、大いに発揮されますことを祈念しております。また、新聞報道によりますと、あなたの趣味は野球であることを知りました。私ごとではありますが、ことし100周年を迎えた弘前実業高校で甲子園を目指して練習をしてきた高校時代があります。そして、現在2人の子供がおります。2人とも来年3月卒業見込みではありますが、あなたが卒業された大学院、大学の同窓であります。いつの日か議場以外の場所で野球や岩手大学などについて会話をする機会があればと思っております。ただし、来年の市議会議員の選挙で再びこの議場に戻ることができたらばの話であります。また復活ができるのであれば、議場においては野党として大いに議論をさせていただきたいと申し上げ、一般質問に入らせていただきます。

通告は、統合消防署の建設についての1点であります。第1点目の質問は、佐々木市長の公約についてであります。去る10月30日の新聞記事によりますと、佐々木市長は29日、金木公民館で行われた住民懇談会で、当市と中泊町が進める統合消防署の整備事業について、検証する時間が必要と述べた後、懇談会終了後の取材には新消防署設置の延期を決めたわけではないと強調したとありました。

その後、複数の市民から問い合わせや情報が寄せられ、その中で佐々木市長が選挙中の街頭演説の中で統合消防署について言及していたのではないかとの連絡がありました。その内容は、統合消防署の計画を見直しする旨の演説であったのではないかとのことでありました。残念ながら、私自身はその街頭演説を聞いていないため、事実か否か、その判断はわからないのであります。

また、市長選挙期間中のあなたの法定ビラや選挙公報を再度読んでみましたが、統合消防署の件について何も触れられてはおらず、その真相はいまだに不明であります。

佐々木市長にお聞きしますが、あなたは市長選挙期間中の街頭演説において、統合消

防署の計画の見直しについて、みずからの公約として言及したのか、しなかったのか、御説明をお願いいたします。

第2点目の質問は、統合消防署の現在の進捗状況についてであります。第1点目の質問でも触れたように、金木地区の住民懇談会では統合消防署の建設計画の見直しを思わせる発言と、新消防署設置の延期はしない発言がありましたが、この相反する発言をなぜされたのか、この発言の真相はどこにあるのかと私は思うのであります。

佐々木市長、私は前回の第4回定例会の代表質問の中で、あなたの所信表明にある是々非々の心情について質問いたしました。あなた自身の言葉による答弁は次のようなものであります。「私自身は、常に地域のために利他の心で、やはり人によかれ、地域によかれということを考えて、これから行政に当たっていきたい」ということを答弁されております。自己の利益よりも他者の利益を優先する考え方は、この場合、あなたは何を優先して決断するのか、ぜひお伺いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、現在統合消防署の建設計画の進捗状況はどのようになっているのか、また仮におくれているのであれば、その理由をお知らせしていただきたいと思うのであります。

第3点目の質問は、統合消防署の今後の見通しについてであります。まず統合消防署の建設について、認識を共有するため、時系列で主な経緯を申し上げます。平成28年3月、五所川原圏域定住自立圏に関する協定が締結され、同年9月に定住自立圏共生ビジョンが策定されました。その中で、五所川原地区消防事務組合の組織・機構の見直しについて、平成29年1月31日にワーキング部会を設置、同年11月まで部会を6回開催したようであります。第3回部会では、老朽化した中里消防署が耐震診断により建てかえが必要と判断された場合、金木消防署との統合を一つの方向性とするを同時に当時の両首長が了承したということで、部会では統合に向けた協議検討を進めてきたようであります。

そして、平成29年12月、青森県建築物耐震診断改修判定委員会において、中里消防署は耐震性能が低く、有効な補強工事は困難であると判断されたことから、両首長の協議は加速をしていき、平成30年1月18日、当時の両首長の話し合いで統合消防署の建設負担割合と建設候補地を大沢内地域とすることで決定。同年1月30日、五所川原市は議員説明会を開催、中泊町は議員全員協議会を行い、それぞれ説明会を実施したところであります。

その後、平成30年3月議会において、五所川原市議会、中泊町議会で統合消防署土地購入など費用を当初予算で可決。さらに、平成30年6月議会において、五所川原市議会、

中泊町議会で統合消防署地質調査及び実施設計業務に係る負担金を補正予算で可決。加えて、平成30年6月25日に開催された消防事務組合臨時議会では、五所川原市、中泊町の負担金受け入れと地質調査、実施設計委託料など補正予算で可決され、以後関係する住民に対する説明会が開催されたようであります。

私は、説明会の開催状況は聞いておりませんが、恐らく立場の違いからさまざまな意見が出たものではないかと想像しております。統合消防署の建設の根底にある考え方は、五所川原圏域定住自立圏が取り組む消防体制強化であり、2つの消防署の人員を集約することによって、大規模災害などに効果的、効率的に対応できる消防体制を確立するものだと推察をしております。

このように、当時の両首長の間で協議や確認がされ、両議会でも関連する予算が決定された中で、統合消防署の建設をどのようにしていくのか、まさに重要な課題ではないかと考えております。行政の継続性、人口減少社会の時代に入り、今後はさまざまな事業を広域で行っていくことが重要になってくる観点から、佐々木市長は建設計画の見通しについてどのように考えているのかをお伺いいたします。

以上が1点目の質問であります。この後は一問一答といたします。佐々木市長からの答弁を求め、終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、稲葉議員の御質問にお答えいたします。

最初の1点目、統合消防署の建設についての中での私の選挙期間中の行動についてでございますけれども、私は選挙期間中の街頭演説において、統合消防署については一切触れておりません。

また、選挙公報及びビラで統合消防署について全く触れておりません。既に関連予算等も議会の議決を経ていることや、中泊町と共同で行うものであることから、簡単に変えられるものではないという認識でしたので、公約にうたうべきではないと考えて選挙戦を戦っております。

続きまして、質問の2、現在の進捗状況についてでございますけれども、先ほど議員からもありましたとおり、10月29日に金木地区において住民懇談会を開催させていただきました。その際に、約40名の市民の方々が出席をされ、活発な意見交換が行われております。その中で、現在の金木消防署が移転することについて、さまざまな意見が出されております。その意見のほとんどが金木消防署が移転した際の安全、安心に対する不安の声であったことは確かでございます。

その発言の真意はどこにあるのかというお尋ねでございますけれども、統合消防署の計画はまずは市民の理解を得なければならないと、賛同を得なければなかなか実行ができないものと認識をしています。そのためにも、金木消防署の統合消防署移行については、住民の方々の不安をしっかりと払拭する対策をして、その検討を含めて私自身が検証するための時間をいただきたいという意味での時間をいただきたいという答えでしたので、その辺を御理解いただきたいと思います。

また、今後の見通しについてでございますけれども、統合消防署は、先ほど議員が述べましたように、定住自立圏構想における広域行政の話でありますので、相手方の議会の議決も当然経ております。首長がかわったからといって、簡単に覆すことはできないということは私も認識しております。

また、五所川原地区消防事務組合では、将来の市町規模に見合う消防力と、必要とする消防組織のあり方について、既に本年3月に五所川原地区消防事務組合基本計画が策定をされております。それを踏まえて、金木、中里消防署の建設が進められることとしております。私は、このような事実は決して軽視できるものではないという考えです。

しかしながら、先ほどの答弁にもありますように、繰り返しになりますけれども、統合消防署の計画はやはり市民の賛同のもとに実行されるべきものであり、まずは住民の不安を払拭するための対策を十分に検討しつつ、統合消防署の建設計画を進めていく必要があると考えております。今後とも市民の皆様方には状況説明をしっかりと行い、その上で中泊町とも協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 まずは答弁ありがとうございました。2回目以降の質問については、全くノー原稿で、市長の答弁にどのように対応していくかということで、今市長の答弁をじっくり聞かせていただきました。

こういうことなんでしょうかね。市長がかわったからといって急に変えることはできないという認識はしている、しかしながらこの統合消防署に対する市民の皆さんの理解がどこまで進んでいるかということは、はっきりと申し上げられませんが、私の中では今迷っているというか、そういう状況にあるんだということに私は理解をいたしました。恐らくこの説明会、いろんな方々が参加され、いろんな御質問をされ、いろんなことを市長に訴えたのではないかと私は想像をしております。

消防署の役割、これはやはり火事の際には人命を守る、火事を消す、そして病気の場合には救急車を出動させ、いち早く病院に運ぶ、さまざまな役割があります。私個人的

には、あの大沢内という地区に関しては、当市と中泊町の境界にあるものですから、こういうことを言えば大変失礼になりますけども、あの境界線上に何とか2つまたがったような形をつくればよかったのになと個人的には考えていた時期もありました。そうすれば、我々のもの、いや、そうでない、中泊のものという、その議論がなくなるのではないかということも考えておりましたけども、さまざまな機関決定をされて、今は大沢内地区に統合消防署という計画が決まっております。

そこで、2回目の質問に入りますけども、まずは選挙公約として言及はしていない。私の質問の中にもありましたとおり、法定ビラ、選挙公報にはこのことについては一切触れておりません。ですから、この答弁を了として、この件に関しては以後は質問いたしません。

次に、進捗状況でございますけども、今検討を加えていかなければならない旨の答弁がありましたけども、今のところ進捗状況、我々議会議員に対していただいたスケジュールというものがございます。それに照らし合わせていきますと、予定どおり進捗が進んでいるのか、滞っているのか、まずその辺を市長にお聞きしたいと思っております。

それから、見通しについてなんですけども、この場所、建設する、しない、それも十分大事なことなんですけども、実はもう一つはっきりしていかなければならないことがあるかと思っております。これは、消防事務組合が設置する統合消防署なわけでありますので、事務組合の人事交流を今後どうしていくのか、あるいは給料表をどう統一していくのか、つまりは1つの事務組合で今現在3つの制度があるわけであります。ただ、この統合消防署に関しては当市と中泊町の間で進められている計画でございますので、この計画に入っていない鶴田町はどのようにやっていくのか、さまざま考えれば、今後この問題に取り組む過程の中にあっては、問題が山積をしているのではないかと思っております。この辺についても、今の現状の中で、そして見通しとして答弁できる範囲で結構でございますけども、これをひとつ御答弁いただければと思っております。

2回目の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 進捗状況は、先ほど稲葉議員がるる、平成28年からヒアリングが始まりまして、最終的にこの消防に関するものは平成30年10月29日の住民懇談会と。ただ、私が市長に就任をいたしまして、本来この事業が進められる上で住民に対する説明がしっかりなされた事業なのかなと、そしてしっかり議会を通して補正予算が組まれておりますし、今年度の6月には土地取得の予算が組まれております。ですから、私はそういう認識の中で決裁については普通の決裁として決裁をしていますので、そのような中で

進められております。ただ、おくらしている、おくらしていないということに関しましては、私の言動によってのおくらとかということとは生じていないことはここで明言させていただきます。

それと、先ほどの消防事務組合、当然鶴田、五所川原、中泊です。議員がおっしゃるように、待遇そのものが、現実に給料表が違うことは私も承知をしております。これから統合消防署をつくっていく上で、さまざまな課題があることは現実としてありますので、このことについては統合消防署の運営を円滑に進めていくためには給料表の統合、統一を図らなければならない部分も出てくるでしょうし、今後そういうことがしやすいような人事交流をしっかりと、その体制を構築していく必要があると考えております。そのことについては、今後しっかりと協議を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○磯辺勇司議長 13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 それでは、また質問させていただきます。

この進捗状況をお聞きしたのは、金木消防署、中里消防署の建設された年月日によるものだと私は考えていましたので、質問させていただきました。金木、中里、やっぱり中里のほうが古いですね。実際また診断結果は、やっぱり建てかえが必要だということとありますので、この計画そのものを守っていく必要があるのではないかと考えています。

以前、我々が与党時代にこの議会で病院のことやさまざまなことが議論され、その中で突然の災害が起こった際には、それがどうなるんだという議論もされました。ことしに入り、よくわかりませんが、結構大規模な地震が日本のみならず世界規模で起こっております。この地域にまたいつ何どき大きな地震、あるいはそれに伴って津波とか、さまざまな災害が今後ないとは断言できないと思います。もし仮にそのような災害が起こった際に、中里消防署が耐震で非常に老朽化しているということで、いち早く建てなければいけないんだということで決定されてありますので、それがスケジュールがおくれたことによって、たまたまそこに地震が来て、それがまた倒壊してしまうとか、消防署としての機能を果たせなくなるということであれば、やっぱり私は急ぐべきではないかと考えております。

もちろん予定どおりに計画を進めても、その途中の中で地震があつて、大きな事故があつてしまえば、それもまた同じような結果になろうかと思いますが、まず中里消防署の老朽化の認識に関することについて、市長はどのようにお考えですか。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 中里の消防署に関しましては、私も見てまいりましたけれども、既に予算を執行して中泊の耐震診断に関しては実施済みですので、金木の消防署と違って中里の耐震については問題があるということが出ていたことも承知しております。その上で、この統合消防署を進めていく上で、まずは住民とのそういうコンセンサスを含めた不安を払拭するとともに、きちっと中泊と協議をして進めていく必要があるということ、何度も同じこととなりますけれども、そのように考えております。

○磯辺勇司議長 13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 そうしますと、ちょっと突っ込んだ質問をさせていただきますけど、例えば仮にですよ。1月の市議会の選挙で佐々木市長を支援する議員が圧倒多数で、与党が結成されました。そして、その後佐々木市長がまた住民懇談会、あるいはさまざま……

（「逆だべ」と呼ぶ者あり）

何ですか。今私の発言中ですけど。いいですね、議長。

○磯辺勇司議長 稲葉議員、今与党と野党とのそれ、間違っちゃべった。

○13番 稲葉好彦議員 私ですか。

○磯辺勇司議長 うん、そうそう。

○13番 稲葉好彦議員 1月の選挙で佐々木市長を支援する与党側が多数をとった場合に……

○磯辺勇司議長 多数。はい。

○13番 稲葉好彦議員 そういう意味ですよ。滑舌が悪かった私が悪かったかもしれせんけども。

○磯辺勇司議長 向こうのほうでそう捉えたところで発言したと思います。どうぞ。

○13番 稲葉好彦議員 そういう意味です。

そして、その後懇談会や議会などでいろいろ協議した結果、金木地区の方々は、やっぱりこの消防署については安心、安全のために中泊ではなく金木に置いてくれという結論が出た場合は、佐々木市長、どういうふうな考えを持っているのか。そしてまた、それが議会で公に決定された場合には、どのような対応をしていくのか。仮定の話ですけども、これちょっとお聞きしたいと思います。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 大変申しわけありませんけれども、例えばの話ですので、今現在ここでお答えするような答えは持っておりません。

○磯辺勇司議長 13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 了解しました。仮の話ですので、それはなかなか答弁することは難しいでしょう。

平成25年に今現在の消防事務組合が新たな場所に建設をされました。当時は、岩木町、元の市役所のところに消防署があったわけでありまして、あの当時は移転すること自体に関しては、移転するほうの住民からかなりの反対がありました。消防署自体が迷惑施設のような話しぶりを聞いた記憶があります。出動することによってサイレンが鳴る、道路の交通がいろいろ多くなって事故につながるといったようなものでありましたけども、この金木から中里に移る統合消防署については、どうも市長の答弁や私の聞くところによりますと、移転してもらいたくないという声が聞かれます。それは、安心、安全に対する理解、そしてまた求める住民の心だと思っておりますけども、これらを踏まえて今後新たに検討していくということでございますけども、何か市長のプランの中ではこれに対する説明会や何かをやろうという計画、あるいは考えはありますか。

○磯辺勇司議長 佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 今議会で私が申し上げられる範囲は、何度も繰り返しになりますけれども、統合消防署の計画はあくまでも市民の賛同と理解が得られて実行されるべきものであって、まずは住民の不安を払拭するための対策を十分に検討しつつ、統合消防署の建設計画を進めていく必要があると考えております。

○磯辺勇司議長 13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 今の発言が佐々木市長の考え方の底辺にある基本的な考えである、よく理解をしております。ただ、先ほども1回目の質問でお話をさせていただきましたけども、両首長同士が勝手に決めたものではないわけですよ。お互いの市議会、町議会が関連する予算も議決をしておりますし、建設をする関係の消防事務組合の臨時議会でもそれを決定しているわけでありまして、これをまた覆すのはなかなか、市長の答弁の中にもありますように難しいと思っています。

この進捗状況についてはこの辺までにさせていただきますけども、私としては人口減少が進む社会の中であって、やはり一つの行政区域に全てのものを今後確保して行っていく時代ではないと思っています。私の知り合いに西目屋村の村長の関さんという方もおりますけども、あちらのほうは、小学校でしたでしょうか、中学校でしたでしょうか、弘前のほうに学校を移転して、弘前市と共同で学校を運営しているケースもございます。いずれ我々この地域に関しても、例えばどこだとは言えませんが、そういう学校についても今後は一つの地域で小学校、中学校を運営していく状況ではなくて、いずれは小学校は例えば隣の鶴田町とか、あるいは隣の中泊町とか、やっていくケースがあろうかと

思っています。それもやっぱり定住自立圏構想の中で締結をした中にはそのようなことも関連していると思いますので、ぜひこのことも踏まえて、この統合消防署の件については前向きに考えていただければと思っております。

それから、今後の見通しについてでありますけれども、先ほど申しましたとおり、人事交流や給料表のこと、答弁をいただきました。実際その給料の中身、私わかりませんが、これは市長に聞くよりも総務部長に聞いたほうがいいんですかね。この3つの消防署の給料表の統一ということについては、実現する際、あるいは実現するに向けてはどのような手続やどのようなことを検討していくんでしょうか。その辺ちょっとお知らせいただければと思っております。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 この給料表の統合ですけども、やはり消防議会のほうで、各一部事務組合となっておりますので、そちらのほうで進めてまいると思っております。ただ、負担金として消防のほうに各市町が負担金を出しているということもありまして、そちらのほうもはね返ってくると思いますけども、あくまでも一部事務組合の消防事務組合の議会の中、そちらの組織の中で進めていかれるものと考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 給料表の統一についてでありますけども、私の認識なんですが、八戸地区消防事務組合に関しては給料表も統一、人事交流もして、それこそ本当の一つの消防事務組合として機能しているという認識でありますけども、県内にあるよその消防事務組合の状況は我々と同じ状況になっているのか、あるいは八戸地区消防事務組合と同じになっているのか、その辺もしわかるのであればお知らせしていただければと思います。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 大変申しわけございません。そこまでの認識が不足しておりました。資料等もございませんので、答弁ちょっと控えさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○磯辺勇司議長 13番、稲葉好彦議員。

○13番 稲葉好彦議員 確かに通告はしておりませんでした。申しわけございません。

それでは、最後の質問とさせていただきます。この統合消防署については、いろいろその考え方は皆さんそれぞれお持ちでありますし、それからいろいろ賛成、反対ということもあろうかと思っております。市長が言うとおおり、市民の皆さんの理解を得られた上

で、合意がされた上でということもわかりますけども、ただ事は消防署の建設であります。これはやっぱり急ぐべきではないかな、あるいは計画をスケジュールどおりにやっていくべきではないかな、私個人的に思っています。佐々木市長の先ほどの金木地区の住民懇談会の話聞く限りは、恐らく相当反対意見があったんではないか、このようなことも想像ができます。でも、それをやっていかなければならない状況は、この地域にも進んでいますので、最後に佐々木市長、どうですかね、やる、やらない、イエスかノーかということで、この答弁を締めくくっていただきたいと思うんですけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、稲葉議員の最後の質問の中で、進捗状況が稲葉議員はおくれているというような認識を持っているようですけども、先ほど申し上げましたように、私の言動によっておくれているという事実は一切ないということはここで明言をしておきます。

それと同時に、人口減少が進む中、統合消防署、確かにそのとおりだと思っております。五所川原消防事務組合でも、将来の市町の規模に見合う消防力が必要ということで、そのあり方を検討して、本年の3月に五所川原地区消防事務組合基本計画を策定しております。その策定をきちっと踏まえて、中泊、将来的にいくと鶴田も含まれると思ひますけれども、その辺をしっかりと検討して、この統合消防署の将来のあり方というものは3市町で検討をしていく必要があると思ひています。

以上です。

○磯辺勇司議長 以上をもって稲葉好彦議員の質問を終了いたします。

次に、14番、松野武司議員の質問を許可いたします。14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 皆さん、おはようございます。平成30年第5回定例会に当たり、通告の一般質問をいたします。至誠公明会の松野武司です。

質問の前に、市民の皆さんに御礼を申し上げたいと思ひます。私は、市民の皆様の御理解をいただき、市議会議員として5期、約22年間にわたり、平成9年10月16日の第3回定例会から今回の定例議会まで107回の議場での審議に取り組んできました。この間、支持者の皆様から叱咤激励をいただきながら、どうにか議員として務めることができ、この場をおかりいたしまして厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。今回の議会が最後となりますが、今後もよろしくお願ひいたします。

それと、私とともに約22年間議員活動をされてきました寺田武造議員が11月30日に死去されました。29日の議会開会日の議会終了後に議会報告を兼ね見舞いに行ったときは、

元気でいましたので、非常に残念であります。御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告の一般質問をいたします。

第1点目の市長の政治姿勢についての専決処分について伺います。さきの第4回定例会におきまして、旧庁舎の解体工事設計業務委託の解除に対する専決処分や受注者への市の対応について、納得のできる答弁が得られなかったので、再度伺います。

答弁では、設計業務の解除の理由の一つは、金木庁舎建設の財源として合併特例債を優先させるためとか、国土交通省の土地が混在しているとか、発注時から想定したにもかかわらず、解除の理由と説明がされました。五所川原市旧庁舎解体工事設計業務委託は、旧庁舎の解体工事や跡地利用計画に基づく整備工事を実施するために極めて重要な設計図面や工事内訳書の作成の業務委託です。このように、重要な解体工事設計業務委託を、建築設計業務委託契約約款第44条に、前2条に規定する場合のほか、必要があるときはこの契約を解除することができる」とあり、これを適用して、旧庁舎解体工事設計業務委託を重大な理由もないのに発注者の都合で7月17日に解除されました。

このような重要な事項にもかかわらず、市長は議会に委任も求めず、8月10日に地方自治法第180条の第1項の規定により専決処分として、第4回定例会で報告事件として、報告第19号として提出されました。答弁では、専決処分された理由として、地方自治法第96条第13項の規定により専決処分したと答弁されていましたが、私は平成17年4月7日の第1回臨時議会で議決された市長が専決処分することができる事項の指定についての、1項から3項までありますが、2項を引用したのではないかと思われませんが、明確な専決処分の理由を改めて御答弁いただきたいと思えます。

次に、予算編成についてですが、前回の議会で旧庁舎解体工事設計業務委託の契約金額や損害賠償金が当初予算の総務費、財産管理費の本庁舎整備事業、ここから拠出したと答弁がありました。その説明欄を見れば、本庁舎整備事業3億2,399万2,000円、その中で内訳としては設計監理業務委託料588万7,000円、運搬業務委託料1,696万1,000円、式典運営業務委託料254万1,000円、工事請負費2億7,404万3,000円、備品購入費1,970万円、補償費486万円とありますが、この中には旧庁舎解体工事設計委託料とか、損害賠償金とか内訳はないのです。この説明を求めます。

次に、2点目の1次産業の活性化について質問いたします。当市の基幹産業である1次産業の活性化は、誰しものが期待しているところだと思います。これからは地域資源を活用した新たな産業の掘り起こしなどを進めて、地域産業が潤う仕組みを確立させ、地域経済が動き、新しい産業、雇用が生まれ、人口減少の歯どめに大きく効果をもたらす要因となります。

地域経済の活性化については、1次産業である農林水産業を今後なお一層発展させるためには、今どのような課題を抱えているのか、それぞれの産業別に答弁を求めます。

また、これら課題について、行政としての支援策や官民一体となって課題に取り組む施策等について答弁を求めます。

以上で私の1回目の質問です。この後は一問一答とさせていただきます。理事者側の誠意ある簡潔明瞭な答弁を求めます。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの質問でございますけども、専決処分理由等についてでございます。

この契約解除により賠償金が発生したことに関しましては、決して軽易なこととは考えておらず、受注者の方に対しまして御迷惑をおかけしたと思っております。

ただいまの損害賠償に関することですが、議員おっしゃられたとおり、地方自治法第180条第1項の軽易な事項に当たるかどうかということも踏まえましてですが、損害賠償の額を定めることにつきましても、議員おっしゃられたとおり、地方自治法第96条第1項第13号において、法律上、その義務に属する損害賠償の額を定めることとしております。普通地方公共団体の議会において議決しなければならないと規定しておりまして、そちらのほうは地方自治法第180条第1項におきまして、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これらを専決処分することができるかと規定されております。この地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、一定の金額を限度としてあらかじめ議決により特に指定し、その金額の範囲内において長に専決処分させることができるようにしております。

当市におきましても、平成17年4月7日に市長が専決処分することができる事項の指定について議決をしております。第1項第2号において、地方自治法第96条第1項第13号に規定する、法律上の義務に属する損害賠償の額の決定に関する事件で負担することとなる金額が50万円以下のものについては、市長が専決処分できると規定しております。軽易な事項かどうかの客観的判断基準としまして、損害賠償の額の決定に関しましては金額を50万円以下としているところでございます。

今回の賠償金額は、45万4,680円の決定に関して専決処分をしておりましたが、以上のことから専決処分の理由としております。

以上です。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 当初予算の本庁舎整備事業にかかわる予算の中で、旧庁舎の解体の設計監理がないんじゃないかということにまずお答えします。本庁舎整備事業の中に設計等監理委託料というのがあったかと思いますが、そちらのほうが解体の設計委託料でございませう。

あと、総務部長が先ほど答弁いたしました賠償金に関してでございますが、同じ事業の中に同一節の補償補填及び賠償金という22節の予算科目がございまして、そちらの予算科目が486万円の補償費でございます。そちらのほうから賠償金を支出してございませう。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 1次産業の活性化についての中の現在抱えている課題について、お答えをいたします。

近年全国的な農林水産業の抱える課題といたしまして声高に叫ばれておりますのは、御質問にもございましたけれども、人口減少、高齢化社会を迎えて、その担い手、後継者及び労働力不足が挙げられております。例えば生産者みずからが農産物の栽培から加工、販売までを全て担う6次産業化につきましても、十分な労働力があって初めて成立する仕組みでございまして、農林水産業の担い手が確保されていなければ十分な成果をおさめることは難しいところであります。

また、生産者人口の減少によりまして生じる耕作放棄地、これらの増加も大きな問題となってきており、これに起因する有害鳥獣による農産物被害の増加が近年表面化しております。

また、他方、林業に目を向けますと、国内の森林は木材として利用可能な時期を迎えておりますけれども、長期にわたる価格の低迷のため、担い手不足や労働力不足により、やはりこれも適切な経営管理が行われていない状況にあります。

このように、農林水産業におきまして担い手不足から生じます問題は、枚挙にいとまがなく、解決に向けて、これさえ行えば全てうまくいきますといった万能の方策はございませんけれども、まずは農林水産業が非常にポテンシャルの高い産業であることを示す必要があると考えております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 では、一問一答でこれから質問させていただきます。

まず最初に、設計事務の委託、今回発注した解体工事のですけども、これは指名入札

として入札されて、落札されたようですけども、この業務ということは市にとって重要なことなのか、重要でないのか、その辺をお聞きいたします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 これにかかわらず、いずれも予算措置をされていて入札をかけておりますので、同じ考え方でおります。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 今の発言、重要なのか、重要でないのか、重要な事業なのか、その辺をお聞きいたします。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 どれも皆重要なことだとは感じております。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 今再度前回と同じ答弁をしたような感じはしていますが、地方自治法の第96条の13号について、これは議会が損害賠償とかそういうのを決めなさいということで、第96条の13号には書いているわけでありまして。そして、今回当市の市長が専決する部分の事項については、我々合併したとき、これを議決しています。確かにしています。それで、180条を使って市長が今回専決処分ということにしたようですけども、それはそれで、そこの部分を引用して専決処分をやったのだと思います。確かに損害賠償金が50万円以下であれば専決できるというその条文もありますので、それはよろしいですが、ただ長の専決処分ができるというのは、地方自治法の中で179条、180条、2つあるわけなんです。179条の場合は、議会が成立しないとか、議決をしてもらえないだとか、そういうときに限って市長が専決できるんですけども、今回は180条の規定を適用して、今回専決処分ということになっているわけで、一番大事なのは180条の第1項にある議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは専決処分することができるということになっています。その議会によって指定したものは専決できる、今の50万円以下という判断でそれが今回専決されたと思いますけども、一番大事なのは180条の軽易な事項なのか、さっき部長が答弁した業務委託、これが重要なのか、重要でないのかという中で重要だと答弁したと思います。この重要な問題を議会を通さないうで専決したということは、ちょっとそれは私は納得もいきませんし。

この180条の解釈運用を見ますと、議会が委任事項を議決により決定する場合、当該事項が軽易な事項であるか否かの判断として行うことがあるが、この判断はいわゆる自由裁量ではなく、委任する事項は客観的にも軽易なものでなければならないという解釈運用をしております。この問題が軽易な問題なのか、さっき部長が答弁したように重要な

議題なのです、これは。したがって、この180条を運用したということは、私は間違っていると思っています。あくまでも軽易な問題、それによって専決処分ができますけども、今回五所川原市議会で議決した3項目については専決処分ができますけども、今回のこの工事というのは重要な事業なんです。庁舎の解体、こういうような重要な工事。工事発注になると数億円という金がかかる工事なんです。それ先ほども言ったとおり、設計図書とか、図面とか、積算とかいろんな大事な業務なのです。契約約款の44条に、都合により解約してもいいという、解除してもいいという、そこをただ利用して簡単に解除してしまった。この辺は市長どう思うんですか。市長がこれ専決したんですから、市長が答えてください。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 地方自治法の180条第1項の今の項目ですけれども、これが軽易な事項に当たるのか、当たらないのかという解釈の問題も含めてですけれども、私が7月9日に市長に就任をいたしまして、その過程でいろいろなレクチャー、説明を受けております。ただ、私が就任前から国、地方自治体、公共団体は、非常に財政が厳しいということ認識しておりました。そして、就任以来、数々の説明を各部署から受けまして、前回の9月の議会でも、議員の方々皆さんわかっているように、五所川原の財政というものは非常に厳しい状況であることは確かです。まずは地方公共団体の中で類似団体、今全国で69に対して、五所川原の経常収支比率の98.2%というのは類似団体69中の68だということで、大変な財政状況にあります。この財政状況そのものは既に非常に硬直化している状態だということは当然議員の皆様方も我々も認識は同じだと思っております。

その中で、合併特例債というものが、平成31年までという認識で合併特例債の執行をするために、金木の庁舎あるいは今の旧庁舎の解体を設計施工を含めて計画を立てておりますが、本年度の4月の通常国会において合併特例債が5年間延長になったということで、平成36年まで延長になったことを念頭に置きますと、やはり今の五所川原の財政状況を考えれば、一度に大きいものを続けてやると、必ずその返済が偏ってきますので、できる限りプライマリーバランスをとりながら財政運営をしていかなければ、五所川原の将来の財政がますます厳しくなるという認識のもとで、今回軽易か、軽易でないかという意味では、設計状況がどこまで進んでいるんだと、先ほどの進捗状況にもかかる問題ですけれども、その辺を勘案した場合、ここまでしかまだやっていないんだということ考えれば、今これは優先順位とすれば、金木の庁舎を合併特例債で先に進めて、その後旧五所川原の庁舎は設計を進めて解体するべきだという判断で、この判断をいたしました。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 いろいろ財政のことを言っていますけども、一旦発注してしまつて、こういう重要な課題を輕易に捉えて、部長は重要だと言っていますけども、市長は重要でないとは言っていないんですけども、これは重要な問題なんです。これを我々地方自治法の中で議会をやるためには、これを守っていかなきゃだめなんです。市長は、確かにいろんなものは提案できますよ。市長は決められないんですよ。我々議員が決めることなんです。市長の一存で何でもできるということではないんです。やはりこういう重要な問題は、市長が議会に提案して、専決できるのか、できないのか、委任専決を要望するのか、それは議会に諮ることなんです。勝手に市長の判断で何でもやれるというわけじゃないんです。こういう重要なことであれば、そういう財政のことを考えながら、しっかり議会に諮って、どうすればいいのか、その後、議会に委任したのであれば、今の96条を使って行使すればいいことであるし。我々さ何もやねで、へば議会は何のためにあるの。我々を無視してそういう行動をとっては私はいけないと思いますけども。我々は、ここでいろんな市長が提案したものをこの場で議論しながら、議決をして、それを市に反映させていくという役目を持ってこの場に立っているんですから。それを余り軽く見られるのは私はいかなものかと思っています。

私は、今回のこの案件については、しっかり議会に提案して、どうなのか、これが輕易な事項なのか、その判断はやはり議会が決めることなんです。市長や職員たちが決めることではないんです。そういう伺いをしっかりやって、それで議会が納得して、50万円以下の賠償金になったら、それは市長が堂々と専決処分として行使しても我々は何も言いません。その前の段階のことが、この経緯、この重要なことをなぜ議会にかけないのか、ただ報告事件で済ませようとしたのか、その辺の真意は私はわかりませんが、重要だということであれば、しっかり地方自治法の180条をちゃんと踏まえながら市長が行動すべきであって、その辺の地方自治法の内訳というのは市長わかっていますか。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 議員がおっしゃるように、地方自治法、当然前の副市長の選任の件も確かにそうですけれども、やはり運営をする上ではルール、地方自治法をしっかりと熟知し、守ることが必要ですし、私は決して私が発議すれば何でもできるものとは当然認識をしておりませんし、あくまでも二元代表制ということを鑑みれば、議会の同意を得て行政の運営がなされるものという認識をしております。

今輕易、輕易でないの問題も含めますけれども、私は7月の時点でこれを専決しなけ

れば、9月の議会にかければかけるだけ傷が大きくなるということで、優先順位をしっかりとつけてやるべきだという私の判断で、こういうぐあいになったということをまず申し上げますとともに、今議員からいろいろ指摘があったことは、議員の私に対する最後の叱咤激励として受けとめて、今後の行政運営、議会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 そうでねんだね。やはり地方自治法の180条をちゃんとわきまえてやんねばまねのさ。さっき言ったとおり、この問題というのは重要な事項なの。これ180条のこれで専決やるという問題ではないんですよ。そこまで持っていけない事項なの。これは、あくまでも提案事件として議会さかけるべきなんですよ。180条のこれ行使したというのは、そういう軽易な問題であって、軽易でなければしっかり提案事件として上げていかなければだめなんです。これが地方自治法なんですよ。再度これ提案事件として、議長、取り扱う必要あると思いますよ。何とかその辺、後で市長部局と相談しながら、法律さ反することをここの議場でそのまま見過ごすわけにはいがない。ちゃんと地方自治法の中でやって、そんでねば笑われるよ。ということで、私は要望しておきます。

それと、今回の一般質問の通告したとき、聞き取りに来たわけですけども、この損害賠償金、これ45万幾らということになったようですけども、要するに前にも言ったとおり、損害賠償金は45万円で払ったという、決めた。じゃ、その工事を発注して35日ぐらいたっています。その仕事した対価は払わないんですか。払っていないと思いますけども、なぜそういう仕事したものを払わないのか、その辺私は納得いきません。通常誰が見ても仕事した分は払うべきであって、なおかつ補償は損害賠償補償としてやるべきであると、これが一般常識な話ですよ。市側がこういう納得いかないことを平気でやるということは考えられないですけども、その中で、それも含めてという話も聞いていますので、じゃその内訳はどうなのか、その辺教えてください。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの賠償金について答弁いたします。

平成30年第4回定例会において答弁しましたが、受注者は契約を解除するまでの35日間で旧庁舎の図面のデータ化や、ダイオキシン等の含有物分析の事前調査を実施しておりました。市と受注者との賠償金の協議に際しまして、受注者から見積もりを徴取したところ、作業に当たった時間、いわゆる直接人件費であります、を算出し、設計業務等の履行に当たって通常必要となる諸経費を加え、それに設計業務等において発揮される技術力等の対価として支払われる技術料等経費を加えて算定しておりましたので、それ

を妥当と認めまして金額を45万4,680円と決定いたしました。

それと、重要なことで先ほどからおっしゃられていますけども、工事とか契約するようなことは全て重要なことと私どもは認識しておりますということを先ほど御答弁したかったものでございます。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 本来はしっかり分けてやるべきだと思いますよ。ただ損害賠償金だけということであれば、仕事の対価としてのお金を払っていないというのはおかしい話です。私も約款の44条を見ましたけども、普通はこの約款の中にもやはり仕事した対価は払うという項目も設けていかなければだめだと思いますよ。めったにこういう事例というのはないかもしれませんが、約款の中にそういう対価としての支払いはすべきというものを盛り込む必要はあるかと思しますので、その辺は検討してみてください。

受注した本人が承諾してということを行っていますけども、このやりとりの中で、まず担当の人が受注者がこれにかかった、幾らなのかと聞き取ったときに、約60万円、70万円近くの金額が発生したということで市のほうに伝えております。その中で、担当者が50万円以下でなければ議会にかかるはんでというお願いもしたので、受注者としては市側にそんたくされて、まあ、しょうがないべなということで納得したと。ただ、その時点では仕事の対価として50万円以下だという解釈はしていたようです。されど、いろいろな打ち合わせ等やりながらやったら、損害賠償金になっていると。これでも今後も市との関係もあることだし、この辺で何だかんだやっても余り今後の自分たちの仕事にも支障を来すと思って、そういうそんたくが働いて、まあ、やむを得ないという感じになっているようです。その辺やはり市としてはしっかり仕事の対価は払うべし、そしてその業務が遂行されて、そのとき利益となる部分についてはやはり補償すべきだ、これが当たり前の行政だと思います。これをやらなかったというのは非常に残念です。こういうことは二度と繰り返さないようにしていただきたいと思います。とにかく私としては、この事件はやはりちゃんと提案事件として再度審議していただきたいと、そのように考えております。

それから、予算編成ですけども、やはりその予算というのは、当初予算、今現状でも来年度の予算いろいろ作成して進めていると思いますけども、先ほど言ったとおり、新庁舎整備事業費、その中から旧庁舎、全く性質が違いますよ。設計監理業務委託料ですよ。それと旧庁舎の解体設計と全然違いますよ。そしてまた、損害賠償、これだって補償費の中。これも補償と損害賠償は違います。補償費ということは、法律上何も法律に当たらないというのが補償であって、損害賠償というのは法律に当たるからということ

になります。違法でないか、違法であるかによって、損害賠償、補償費、これが異なるわけですが、今回こういう新庁舎の整備事業の中からこれを出したというのはどういう根拠なんですか、教えてください。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 先ほどお答えいたしました補償補填及び賠償金という同一事業内の同一科目からの支出でございますので、確かに名称は補償費ではございますが、同一科目ということで支出させていただきました。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 今回の新庁舎という形で、新庁舎はこちらのほうの布屋町に移りましたけども、庁舎としての一連の中で旧庁舎もそのくくりの中に入るといって行っております。これが同じ場所に建つとわかりやすいんでしょうけども、場所が離れているということで、新庁舎、旧庁舎という同じものが同時にまだ存在しているということで、わかりにくいところだとは思いますが、一つの事業として捉えているということで、前回もお答えしているようでございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 非常にわかりにくい。これはやはり、本来であればこの物件というのは入札にもかけているんだし、補正予算でちゃんとしっかり組んで、補正で上げるべきであって、そして補正で上げて、それで今回みたいな解除になれば、それは補正予算の中から、補正で上げた中から、解除したから損害賠償をそこから払うというならわかるんですよ。全く新庁舎と別個の問題でその中から持っていく。これからはそういうんた予算組み、ずっと続けるの。その中から別な事業のお金持ってきたりという。これは、やはりおかしいよ。我々わからないもの。わんど当初予算の予算を議決した、この議決した中に旧庁舎の予算って何もねんだ。おらんどわがねえもの。何も書いてねんだもん。そういうのを今こうやってここから持ってきたの、関連しているとか、そういうしゃべり方されてもさ、それはおかしいと思うよ。今後もそういうんた予算組みしていくんですか。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 わかりづらいということでございますが、予算書の歳出予算事項別明細書の作成につきましては、目ごとに事業別で分類し、わかりやすいようにつくっているものではございますが、このたびの旧庁舎解体にかかわる経費につきましては、旧西北中央病院の解体のときからこの本庁舎整備事業という事業の名称で行ってきてござ

います。

それで、庁舎建設にかかわる事業の一体的なものとして予算化しているものでございます。ただ、議員おっしゃるとおり、議員の皆様、市民の皆様が予算書を見ただけでは、どのような事業で、どのようなものがあるか、また建設費に幾らかかって、解体費に幾らかかっているかというのは非常にわかりづらいと思いますので、御提案のとおり、今後は可能な限りにおいて事業ごとにわかりやすい予算書の作成に心がけてまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 とにかく事細かく書いてやんねえば、我々も大分見ているんですけども、やはりそういうのが落ちていけばこういう質問ということになりますんで、今はデジタルの時代ですので、紙で持っていないで、今は全部タブレットですから。ある市に行ったら、予算書、こう分厚い予算書ありましたよ。これは事細かく分類した予算書。やはりそういうのをちゃんと作成していかなければ、だめだと思います。ただ、今まではそうであったんでしょうけども、これからはそういう事細かなものをちゃんと残しておいて、どういうものさ使っていると言え、瞬時にすぐ見られるような状況をつくっていくのがあなたたち行政の役目だと思いますので、私は今度そういうのはつくっても見られない状況になりますけども、あとの議員には残していきたいと思いますので、そういうのをしっかり、これから予算編成の時期に入っていきますと思いますので、きょうのことも踏まえながら、そういう細かい作業は徹底してやるべきだと思いますので、それはお願いいたしたいと思います。

それと、もっと大事なのが1次産業のことなんですよね。この地域がどう変わっていくのか、先ほど言ったとおり、この地域、やはり資源が1次産業が占めているものから、これが潤うことによって市の財政も市税も入ってくるし、いろんなものにつながるんですよ。これをやるためには、さっき答弁もらいましたけども、いろんな課題はあると思いますけども、なかなかそこまで踏み込めないということもあろうと思いますけども、私は前から単純に考えていますんで、やはり農業をやる人たちであったら、例えば直販所を設ける、そういうことをということで何年も前から言っていましたけども、なかなか前市長のときも実らなかつたし、残念であります。他市を見ていますと、直売所だけではなかなか難しい、運営が難しいというお話も我々視察の中で聞いております。やはりそれを併設するような道の駅構想をつくりながら、農産物を販売できるようなこと。これは前にも言っていましたけども、そういう今高齢化して、畑もつくれな、そういう状況が多くなっています。けども、そういう身近なところに直売所、自分たち

のつくったものは多く仕入れてもらう、そういう場所があれば、大分年をとられても農産物をそこに持って行って販売して、孫の小遣いとかそういうのに充てているところも聞いてまいりました。すごくそこ考えているなということ、いろいろありますので、五所川原も、市長はプライマリーバランスを重視しているようですけれども、やはりやるときはやらなければおくれてしまうと思います。そういうリスクはあるんだろうけども、でも将来はこうなるべきだという、そういう考えのもとで提案すれば、我々議員も反対することはないと思います。それをみんなで結集して、行政も我々議員も結集して、それに取り組むということは我々五所川原市民の使命だと思っていますので、その辺をしっかりと考えながら、財政は厳しいでしょうけども、やはりそういうのに先見の明を見ながら取り組んでいくということは大事だと思っていますので、今まで何回かの私の質問に対して直売所をつくるかという答弁がありました。その辺の進捗はどうなっているんですか。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 直売所についてのお尋ねでございました。市では、直売所の建設の是非も含めましてどのように考えていますかということで、市内在住で農地を20アール以上所有する方、約4,000名に、産地直売施設に関するアンケートを本年の2月から4月にかけて実施しております。回答者が400名、回収率が10%程度の回答を得ております。その中での回答ですが、直売所の設置についての回答ですけれども、ぜひ設置してほしいという方が44%、どちらかといえば設置してほしいという方が37%、どちらかといえば設置しなくてよいが11%、設置しなくてもよいが6%、無回答2%という形であります。

今は利用する側のアンケートですけれども、直売所が必要かどうかという問いですけれども、そうすれば20アール以上所有する農家の方が今度は品物を出す立場になった場合にどうかという問いです。商品の出荷については、出荷したい者が38%、それから出荷したいと思わない者が46%、回答なしが16%という結果でございます。

このアンケートの結果だけで全てを判断できないところでありますけれども、継続的に商品を出す側、売る側に回るといえる方がこの調査の中では半分以下といえますか、出荷したいと思わない方のほうが現在の状況では多いということもありますので、この辺のあたりをもう少し精査して行って、直売所自体の建設については以前からあったほうがいいんじゃないかという前提で議論はされていることは承知しておりますので、どういふ直売所なり、道の駅も含めて、あり方をもう少し煮詰めていく必要があるんじゃないかと考えております。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 直売所あたりはやはり必要だと私は思っていますけども、今アンケートの結果がそういう状況ということですけども、周りの道の駅を見れば、鶴田でも去年も増築したりしてやっています。それだけ利用しているということですよ。きょうの新聞にも出ていましたけども、また加工場をつくと、鶴田のほうで。やれば、それを利用するんですよ。今アンケートの時点でないものですから、そういう消極的なアンケートになっているんだろうけども、やはり鶴田でも、つがる市の森田でも、みんな道の駅を増設してやっています。結構人が行っています。やはり旧五所川原市地区にもそういうのがあれば、必ずやそれは私は成功するものだと思いますので、その辺よろしくをお願いします。

それと、農業関係というのはいろいろ課題が多いですけども、やはりそういう安心、安全なものをつくって販売するというのは大事なことでありまして、今五所川原市の農林高校あたりがグローバルGAPということで、そういう世界に向けた農産物を販売するという形で取り組んでおります。実は、私も経済常任委員会、先月視察に行っていました。それは、神戸市なんですけれども、神戸市ではグローバルGAPまではいかないけども、神戸版GAPということで、市が定めたチェック項目はほぼグローバルGAPの項目と似たような感じでやっているそうです。それを神戸版として認証していると。そういう取り組みはすごいなと。やはりグローバルGAPまで行くと、数十万円の申請料というか、それがかかるらしいんですけども、それは農家さんの方たちに求めてもなかなか難しいと思います。そこで、例えば当市でも五所川原版とかそういうGAPで認証されて、そして農家の人たちがこういう安心なものをつくったんだよということで販売することによって、付加価値がつく可能性というのがありますので、今後もそういうのを想定しながら、農家さんの方々と、農協でもいいし、いろんな方と相談しながら、そういう消費者に安心、安全なものを供給するという仕組みもつくっていくべきだと思いますので、その辺もよろしくお願いたします。

それと、林業関係ですけども、林業におきましても五所川原市の面積の6割以上が森林ということでありまして、今山を見ると、もうぼうぼうで、何も手入れされていない山が非常にあります。そして、この五所川原市の予算を見れば、林業にかけているお金というのは1,000万円もありません。非常に少ないです。何もできないです。結果的には林道とかも車が入っていけない状況。私どものところにも林道通っていますけども、今年かな、去年かな、林道という大きい木標に神山林道とかいろいろ書いていますけども、それは立派なものが出ていました。けども、道路は車が入っていけない状態。そし

て、私も奥のほうに山を持っていますので、この間行ってみようかなと思っていたら、もうチェーンが張られて、そこに行けません。そういう状況です。これは何とかしなければ、我々行こうとしても、もう鎖張ってしまっ行って行けない、自分の山に行けない状態。これは行政がやらなければだめなことなんです。我々道路を整備しながら行くのであれば、それはできません。やはり行政がそういう林道整備、これをしっかりやってもらって、そして山の資源を活用させるような仕組み、これもっと重要なのです。これに力を入れてやってくださいよ。今森林に関する税金課せられると思いますけども、そういうのが政府でどういう形で市町村におりてくるのかわかりませんが、その辺をしっかりと活用して、林道整備をしっかりとやって、地域の資源を有効活用できるような仕組み、これも本気になって取り組んでいかなければ、日本全体が資源不足なんです。この五所川原だってそういう資源がないんです。たまたま私はエネルギーにかえていますが、そういう仕組みを確立できるようにして、そして新しい雇用がまた生まれるとか、そういうのを徹底してこれからは取り組むべきだと思いますので、林業に関してもそういうのをよろしく願いいたします。

林業に関しては、これからどういう方向で行くのか、今決まっているものがありましたら、ひとつよろしく願いします。

○磯辺勇司議長 経済部長。

○三橋大輔経済部長 お尋ねの林業の関係ですけれども、お話にありましたように、林道の整備が進んでいないために管理が行き届きであるので、私有林のほうにも入っていけないような状況がありますということで、これは五所川原だけではなくて、全国的な傾向といいますか、そういうことがあることに国でも着目をいたしまして、平成31年、来年度からになりますけれども、森林管理制度が新しく導入されます。財源としては、森林環境譲与税という形で新たな財源を確保しまして、そういった管理が難しい森林に関して管理をしていくということになっておりますので、現在のところ法律がまだ通っておりませんので、予定ということになっておりますけども、新しい年の通常国会にかかって、31年度からは具体的に五所川原でいただける金額も、先ほど1,000万円足らずというお話でしたけども、最終的には2,000万円程度の財源が森林整備のひもつきでといいますか、譲与税ですので、どうやってひもをつけていくのか、ちょっと難しいところもあるかもしれませんが、財源の最終的な規模としては五所川原市の森林面積でいけば2,000万円程度の財源を交付される予定だということですので、今後は林道の整備等に関して前進があるものと考えております。

○磯辺勇司議長 14番、松野武司議員。

○14番 松野武司議員 とにかくそういう財源を有効活用して、そういう森林の整備事業に目を向けていただきたいと思います。

時間もなくなったので、水産業についてちょっとですけども、五所川原の場合はやはり市浦のほうのシジミカイ、これはやはり全国的なブランドですので、これはこれでもっともっと販売できるような仕組みをつくってあげればいいですけども、それとまた別な、水産業が活性化になるような取り組みもこれからいろいろ考えればできると思いますので、中泊のメバルみたいな、そういうのをやって、水産業も活発にできるようにしていただきたいと思います。

以上で、時間ちょっと過ぎましたけども……

○磯辺勇司議長 まだ大丈夫です。

○14番 松野武司議員 大丈夫ですか。せばもうちょっとしゃべるか。

そういうことで、私は今議会で卒業させてもらいますけども、どうかこれから皆さんでいろんな議論を活発にしながら、五所川原市のために頑張っていきたいと思いますので、今後もよろしくお願いします。ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時03分 再開

○秋元洋子副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、花田進議員の質問を許可いたします。2番、花田進議員。

○2番 花田進議員 日本共産党の花田進です。3期目最後の一般質問になります。市民の声を議会に届けるために、ほぼ毎回一般質問をしてきました。次の議会でも質問できるように頑張りたいと思っております。

最初の質問は、子育て支援についてです。市長は、子育て支援に対し大変力を入れて市政を運営していくのではないかと期待をしております。

最初の質問は、子供の医療費の無料化についてです。子供の医療費の無料化は、病院の窓口で料金を払わなくてもいい現物給付にするか、所得制限を設けるか、また何歳まで対象にするのか、そのほか入院だけを対象にするのか、外来だけを対象にするかなど、いろんな課題があります。この12年間、子供の医療費無料化のために力を尽くしてきました。

子供の医療費が就学前まで無料なのは五所川原を含め3自治体だけということに、昨年市の女性団体から議会へ請願が出されましたが、至誠公明会が反対し、不採択となりました。他の2自治体が対象年齢を拡大し、就学前までの無料は五所川原だけとなり、再度ことし6月に請願が提出され、ようやく全会一致で採択となりました。まことに喜ばしい限りです。五所川原市議会も市民の声に応えることができました。

採択した請願の効力は、議会が請願内容に賛成であるという意思表示であります。その請願の実現について、法律上は何の保障規定もないようです。しかし、採択した以上、議会はその実現について最善の努力をすべき、政治的、道義的責任を負うことになると考えています。

そこで、質問であります。県内で最もおくれた子供の医療費無料化にどのような見解を持っているのか。

また、請願採択を受け、どのような対応をするのかお伺いします。

2項目めとして、子供のインフルエンザ予防接種への助成について質問します。現在インフルエンザ予防接種は、65歳以上の高齢者に無料で行われております。私も今年度させていただきました。大変ありがたいことです。子供のインフルエンザ予防接種は無料となっておりません。この子供のインフルエンザ予防接種は、2回の接種が必要で、料金も高くなります。負担も大変で、多くの方から助成をしてほしいという意見が出されております。

子供がインフルエンザになると集団感染が広まり、学級閉鎖や学校閉鎖に追い込まれます。同時に親も仕事を休まなければなりません。大変となります。周辺の自治体でも、助成を始めたところも出てきました。子供の接種への助成を実施することはできないのかお伺いします。

2番目の質問は、教育環境の整備についてです。ことし猛暑が続く中、愛知県の小学生が熱中症で死亡し、学校へのエアコン導入を国に求める全国的な運動が広がり、ようやく国が817億円の特例交付金で学校へのエアコン導入推進に動きました。この好機に、市はどのような対応をしているのかお伺いします。

3番目は、庁舎管理についてであります。共産党は、市民アンケートをとり、議会活動に役立てています。その中で、新庁舎に対する項目で、新庁舎に対する感想では、1階フロアで全ての手続ができるようになったことはすばらしいという意見が最も多く、比較的好感を抱いていました。次に、駐車場は無料にするという意見も4割以上、多く寄せられました。庁舎については、正面の入り口の表示がないので、わかりやすくしてほしいという提案に、初めは紙で書かれたものでしたが、正式なものが設置されました。

ありがとうございます。

車で来て市役所に入るには、必ず駐車券をとってゲートをあけなければ入れません。多くの市民は、何で市役所に入るのに有料駐車場なのかと思っている方がたくさんいます。違法駐車を防ぐことが目的だとは思いますが、もっとほかの方法があるのではないかと考えます。高齢や女性の方が駐車券をとったり入れたりするのに、一度車からおりるようなことをたびたび見かけます。

そこで、お聞きしますが、駐車場の利用状況や管理はどのようになっているのでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。理事者側の答弁をよろしくお願いします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

民生部長。

○秋元建一民生部長 子供の医療費助成に対する現状認識ということでお答えいたしたいと思えます。

当市では、昨年度、市議会への請願及び県内各市町村での子供の医療費助成事業の実施状況を踏まえ、拡充案を検討しておりましたが、青森県乳幼児はつらつ育成事業において、平成30年10月診療分から所得制限の基準を引き上げるとの情報もあり、当市の拡充案の第一歩として、平成30年4月より就学前児童の保護者の所得制限を撤廃し、入院、通院とも無料としたところでございます。

県内各市町村におきましては、所得制限を設けている市町村はあるものの、給付対象を中学校や高校卒業まで拡充するなどの施策を講じており、年齢要件で就学前までとしているのは当市のみとなっております。

子育て支援の重要性は十分に認識しておりますが、少子高齢化による社会保障費の増加に加え、市歳入予算が見込めない現状では、やはり恒久的な財源を確保するめどが立たないことから、現時点では子供の医療費助成の拡充は難しいと考えております。

子育て支援施策につきましては、医療費助成以外のほかの選択肢との費用対効果の分析を含め、十分な比較検討を行い、最も効果的な施策を選択できるよう、引き続き関係部局と検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

子供の医療費助成の拡充に関する請願についての今後の対応でございます。子供の医療費助成の事業を継続的に行うためには、先ほども申し上げましたが、恒久的な財源の確保が必要不可欠であります。子育て環境の充実という点では、医療費の助成にとどまらず、教育、保育環境の充実に向けて考慮しなければならない課題も大変多く、限ら

れた財源の中では政策間での調整も避けられないところでございます。

請願項目にありましたように、小、中、高校生へと段階的にでも医療費助成を拡充していくために、今後も関係部局と検討を重ねてまいりたいと考えております。

子供のインフルエンザ接種を行った場合の他市町の状況、あるいはその経費についてお答えいたします。予防接種法におきましては、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることと規定されております。インフルエンザにつきましても、市が期間等を指定して定期的予防接種を行わなければならないものとされております。また、予防接種法施行令の規定によりまして、その対象者は原則65歳以上の者とされております。このことから、子供のインフルエンザ予防接種につきましては、接種を希望する者が受ける、いわゆる任意接種とされておまして、当市でのインフルエンザに対する定期的予防接種は高齢者のみを対象として行っているところでございます。

県内他市におきましては、弘前市及びつがる市では費用の全額を助成、むつ市では1回につき2,000円を、黒石市及び平川市では1,000円の助成を行っており、対象者はつがる市が中学校3年生まで、むつ市では小学校6年生まで、弘前市、黒石市及び平川市では就学前までとなっております。

近隣町村で見ますと、中泊町が高校3年生まで全額助成、鶴田町が中学校3年生まで1,000円の助成を行っております。

当市において全額を助成した場合で積算いたしますと、就学前までを対象とした場合には約1,544万円、小学6年生までを対象とした場合には約3,052万円、中学校3年生までを対象とした場合には約3,664万円が必要と見込まれてございます。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 そうすれば、教育環境の整備についてということで、学校のエアコンの設置について、概要と当市の対応についてお答えいたします。

まず、事業概要についてですが、国では児童生徒等の熱中症対策として、全国の公立小中学校等への各教室へ空調の設置を支援するため、またブロック塀の安全対策を含めて、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を補正予算に計上し、11月7日の国会で成立しております。

本交付金は、新たに創設される国庫補助制度でありまして、総事業費の3分の1が国庫補助、3分の2が起債対象となっております。さらに、起債の元利償還金の交付税算入率が引き上げられるため、実質の負担割合は総事業費の26.7%となり、通常学校施設を整備する場合、51.7%に比べて、非常に負担割合が少ない事業となっております。

当市の対応の予定についてですが、環境省におきましては最高気温が28度を超えると熱中症患者が著しく増加すると示しておりますけれども、県内におきましては最高気温が28度を超える日数が全国の他都道府県と比べても非常に少ない状況にあります。こうした気象要因もありまして、当市においては一部の学校のコンピューター室、保健室、視聴覚室にのみエアコンが設置されて、普通教室に設置されている学校はございません。

しかし、当市におきましても気象条件によっては学校内において熱中症が発生する可能性がありますので、発生した際には学校長は適切な環境のもとで応急措置を行い、児童生徒等の健康回復のために努力することが求められております。このために、エアコン未設置の保健室を対象として整備をしたいと考えており、国へ事業実施の意向を伝えております。

事業費につきましては、国庫補助単価によりましては、全17校中、設置済みの4校を除いた13校、こちらの保健室に整備した場合、約1,900万円、全ての普通教室に整備する場合は約3億800万円となっております。

以上です。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、来庁者駐車場の利用状況及び管理運営費用についてでございます。

市では、市役所駐車場の効率的な利用の促進と利便性の向上を図るため、新庁舎開庁に合わせ、民間事業者のノウハウを活用した時間貸しによる駐車場の管理運営を実施するため、プロポーザル方式により駐車場敷地の借り受け事業者を募集、選定し、現在民間事業者であるタイムズ24株式会社へ貸し付けしております。

管理運営の要件としましては、市役所開庁時間帯の来庁者の利用を優先しまして、無料で開放することを前提条件としております。

来庁者に対して駐車料金を無料にする方法としましては、駐車場へ自動車が入庫される全ての方に対し、駐車場入り口ゲートを通る際に当該ゲート付近に設置されている発券機から駐車券が発券されますので、来庁者が用務終了後に対応した職員へ駐車券を提出していただき、当該駐車券に認証機を用いまして駐車料金無料の処理を受け、駐車場から出庫していただくという流れとなっております。

なお、来庁者以外の方の駐車場の利用につきましては、開庁時間帯は来庁者が優先されますが、基本的には制限はしておらず、余剰駐車スペースについては1時間につき200円、入庫から24時間までは上限500円にて開放している状況でございます。また、夜間休日等の閉庁時についても、同様の利用料金にて駐車できることとなっております。

利用状況につきましては、四半期ごとに事業者から報告を受けまして、5月7日の開庁から9月までの合計の出庫台数は6万92台となっており、うち有料での出庫が3,899台で、全体に占める割合は6.5%となっております。無料の出庫は5万6,193台で、全体に占める割合は93.5%となっております。

続きまして、駐車場に係る管理運営費用については、土地を借り受けしている事業者側が時間貸し駐車場として運営するために必要な駐車場機器設置費用や機器の保守管理に係る経費について負担をしております。市側は、来庁者の駐車場利用に係る補助、誘導業務等を庁舎管理とあわせて外部委託しております。

なお、土地を貸し付けしていることにより得られる貸付料収入は、基本貸付料の年間12万円に年間利用料金収入実績に連動した従量貸付料金として、年間の利用料金収入から経費を差し引いた収益の50%が加算され、市の歳入として得られる契約となっております。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 それでは、一問一答で再質問したいと思います。

まず、子供の医療費ですが、答弁によると一言で言うと学校給食費を優先させたいと、それ以降考えるしかないというふうに答弁をわかりやすく私は受けとめました。学校給食も大変重要なのでありますが、県内で最もおくれたというオンリーワンであっていいのかということは、市民として誇りを失うということになります。まして、答弁にもありましたように、県も就学前まで助成するということを決定していますので、このままでは、県は10月からなんです、来年になると五所川原は何をやっているのだということになってしまうのではないかと。いわゆる子供の医療費にほとんど市として負担していないのではないかとこのふうになってしまいます。

そこで、財源についてお伺いしますが、小学校まで無料化すれば幾ら必要なのか、中学校まで無料化するには幾ら必要なのかお伺いします。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 小中学校まで拡充した場合における所要額についてお答えいたします。

給付対象者の拡充にかかわる必要財源につきましては、これまでの一般質問等の答弁で所得制限がない場合、小学校卒業までで約6,500万円、中学校卒業までで約1億円の追加費用が必要となるとお答えしておりましたが、本年10月から青森県乳幼児はつらつ育成事業費補助金の増額が見込まれることから、来年度以降の対象者の拡充に伴う必要財

源は、小学校卒業までで約5,100万円、中学校卒業までで約8,600万円となる見込みでございます。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 私は、前に請願の資料とか、委員会の討議資料を見せていただいたときに、中学校卒業まで1,000万円必要なのだというふうに理解していましたが、新たに来年度以降は中学校卒業まで8,600万円必要だということになるわけで、決して財政の厳しい五所川原で、そう簡単には出せないと思うんですが、これは所得制限、そして入院、外来も含めてということでもありますので、せめて小学校就学前までしか助成しないということを打破するためには、例えば入院だけにするとか、外来だけにするとか、そういう手だても考えて、何とか予算の入り口をつくっていくということが必要だと思いますので、その辺ぜひとも予算に対しては財政とやりとりするとき、綿密な、こういう場合はこれだけ必要だということをして、何としても対象年齢の拡大を図っていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、インフルエンザの予防接種については、県内の10市でもかなりのところで助成が始まっていると。そして、北の中泊町は実質無料ですね、隣の鶴田は1,000円助成しているということですので、子供とどこに住むかということ考えた場合、選択肢の一つになるわけですね、子供の医療費もそうだし、インフルエンザにどれくらい助成しているかということ、みんな調べて、五所川原に住まなくても、鶴田に住んだり、中泊に住めば、医療費もインフルエンザも無料になるというふうになると、そちらに移動してしまうと。何人か聞いたことがありますよ。五所川原からわざわざ中泊に行くとか、鶴田に行くとか、聞こえてきているわけですので、人口が減ると交付金も減るわけですので、ぜひ財源を見つけてほしいと。

インフルエンザについては、高齢者はむつの原子力の関係の助成金を利用しているわけですが、この助成はどのくらい使われているのか、残額がないのかということをお聞きします。

○秋元洋子副議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 予防接種全体の予算状況についてお答えしたいと思います。

平成30年度の予防接種にかかわる予算額は、総額で1億2,888万8,000円となっております。内訳といたしましては、その需用費が78万円、役務費が64万1,000円、負担金補助金が12万円、それ以外の1億2,734万7,000円が予防接種のための委託料となっております。

委託料の内訳として、麻疹、風疹等の子供への予防接種が7,096万円、インフルエンザ

を初めとする成人高齢者への予防接種が5,639万円となっております。

また、今年度の決算見込みとしては1億2,591万円となっております、残額は143万円と見込んでございます。

以上でございます。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 子供の医療費については、新規になるわけなので、何としても恒常的な財源を見つけなければならないわけで、それが見つからないということで実施されていないんだと思うんですが、もっとトータルに高齢者への助成も含めたインフルエンザ対策を考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。無料は確かにうれしいんですが、例えば高齢者が完全無料でなくてもその辺を試算しながら、子供の分のとりあえずは小学校までとか、その辺の財源を見つけて予防接種をすると。特に学校が閉鎖になって授業できないとか、そのために親が仕事を休んだり、おばあちゃん、おじいちゃんに来てもらったり、いろんな手当てを親は苦労しなきゃならないわけですので、集団感染しやすい子供については、ぜひ進めていただける方向をとっていただきたいというふうに思っていますので、その辺よろしく願いをいたします。

次に、エアコンについてですが、国が特例交付金を出して、設置する自治体は26%ちよつとの負担で済むというふうになりましたので、大変いいことだと。もちろん申し込みの時期は終わっているのも、もし質問して、全然申し込んでいないというふうになるとどう質問するかと悩んだんですが、とりあえずは申し込みをしたということなので、もうちょっとその辺詳しくお知らせ願いたいと。どこに何台導入するのか、それからそのことによって設置率はどうなるのかというふうなことをお伺いします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 内容について詳しくということでございますけれども、先ほどの答弁でもお答えしておりますとおり、普通教室ではなくて、あくまでも保健室ということで要望はさせていただいております。ただ、11月7日に国会のほう予算通っておりますけれども、それ以後県を通じてはまだ連絡が、報告がないような状況になっております。想定いたしますと、多分各自治体の予算配分等々の事業を精査しているのではなかろうかと。

仮にこちらのほうで要求した額、満額となった場合は、先ほど御説明いたしましたとおり、事業費としては約1,900万円、こちらのほうは17校学校でございますけれども、既に設置されている4校を除いた分となります。そして、具体的にその内容については何台という形ではなくて、あくまでも面積当たりということでの国からの基礎の単価を示さ

れておりますので、金額につきましては国庫補助の単価に従ってという形になります。実際に事業実施に動く段階になりますと、その学校の各設備、それから教室、形態違いますので、それぞれに応じた形になっていくと想定されます。

以上です。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 そうすると、13校に設置するという事までは明言できるが、具体的に何台と言うことはできないということの答弁かと思いますが。

次に、全国で始まった運動の中で、いろんな学校だとか自治体から意見が出されて、国は普通教室を対象にするということに対して、体育館が大変なんだという意見がいっぱい出されまして、国は何と答えたかという、緊急防災・減災事業で導入が可能だと、7割を交付金として見ているという回答でしたので、できれば体育館にもこういう、避難所になっているような体育館とか多いと思うので、そういうところにはこの防災事業を活用してできるのではないかというふうに思いますので、考慮する気があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 今回の補助事業でございますけれども、あくまでも文科省のほうから来ている事業でございます。当教育委員会も含めまして、優先すべき事項はあくまでも児童生徒の教育環境の整備ということになるかと思っております。その観点からいきますと、常設的に授業を受けている教室、そちらのほうが一番優先になるんだろうと。

あと、気象環境につきましても、全国的に見ますと今回の事業の発端になったのが熱中症の事故ということでございますけれども、まれと言えれば失礼に当たるかもしれませんが、当地域においては熱中症の発生件数も極めて少ないということを考えていくと、あくまでも普通教室、それから特別教室、こちらのほうを優先すべきだというふうに判断いたしております。

それと、今御質問ありました防災の観点からということでございますが、ちょっと視点が変わってきますが、市の地域防災計画におきましては避難所として各校を指定しております。これまでも災害発生時におきましては避難所として開設しておりました。実際に地震や台風等の大規模災害が発生した際には、厳しい避難所生活を強いられているということは十分理解しております。しかしながら、先ほど述べましたとおり、教育委員会の立場からいきますと、あくまでも児童生徒の環境整備、こちらを最優先と。逆に防災の観点から体育館のエアコン設置ということでございますが、こちらのほうにつきましてもは緊急性、重要性、あと学校施設内での優先度等を考慮いたしまして、まだ未設

置であります普通教室、それから特別教室も含めて、実現の可能性については担当部局のほうと検討していきたいと思っております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 ぜひ7割の交付金という中で設置が可能ですので、実際災害が起きて体育館に人がいっぱい来たときに、夏にエアコンがあるということは大変いいことだと思いますので、防災関係の事業なので、教育部としては考えにくいかも知れませんが、市役所としてその辺のことを総合的に考えてほしい。

それから、エアコンを設置すると電気料がかさむということで、全国でいろんな問題を要望したときに、国は設置したエアコンの電気料金の増加分については交付金で対応するという回答ですので、その辺も十分頭に入れて、今後のエアコン導入について対応していただければというふうに思います。

最後に、駐車場のことですが、私が単純に駐車場を無料にできないのかという担当者との話で、それがですねということで、業者と契約しているんだということで、市役所が運営しているわけじゃないということで言われて、びっくりしました、正直言いました。

それで、タイムズ24でしたか、いつまで契約しているのか、契約期間についてお聞きします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 貸付期間につきましては、新庁舎が開庁しました平成30年5月7日から平成33年3月31日までの約2年11カ月となっております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 33年3月までは契約が続くということで、なかなか厳しいわけですが、ちょっとお伺いしますが、庁舎の利用者は無料にするという契約内容ではあるわけですね。それで、私思うんだけど、庁舎に来る人、例えば8時から5時まではゲートを閉めないという方法も考えられるのではないかと。その間は自由に出たり入ったりできるようにすれば、かなり負担は楽になるし、夜は駐車場として活用していただければ、業者にお金が入るわけですし。夜使うって大変便利なんです。ホテルサンルートで会合があって、駐車できなくて、ここにとめたら、朝まで置いても500円で済むわけですので、代行車より安くつくということになりますので。市として、開庁時間は無料と、不法駐車があるのではないかと懸念は、誘導する人がいるわけですから、どこかに行くのに列車に乗って一日中置いているような車はすぐ目につくわけで、そういう人には注意をして勧告するというのをぜひしていけばいいのではないかと思います。いかがなもので

しょうか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 今議員おっしゃられた開庁時間帯、平日だと思えますけども、ゲートをあけっ放しにしておけばいいのじゃないかというお話でしたけども、今まで旧庁舎とか無料駐車場、公園の駐車場とかでも管理していく上で、不法にとめていく、日中置いていて、そのまま帰ってこないという場合もありますので、やはりこのところは管理をしていくという上では、今回のゲートという形をとりたいと思っております。

それと、実質無料でございますので、手間はかかりますけども、その辺のところを理解していただいて、駐車場をいろいろそういう形で活用できればと思っております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 今部長が不法駐車している方が旧庁舎でもいたということなんですけども、私は9月までで6万台ぐらい利用しているという人の手間を考えると、発券して、それを無料にして、また出るとき入れるという手間、大変な手間だと思うんですよ。若い人だとそう気にならないかもしれませんが、実際発券機に入れられなくて一回おりるとか、いっぱいあるわけです。ぎりぎり車を寄せないと窓からは届かないわけですから、大変気を使うことだし、無断、違法駐車がいっぱいあるわけでもないし、現に交代で誘導員がいるわけですので、その人たちが目を光らせて、例えば8時から5時まで無料にするという。

まず、そのことについて市役所が管理業者に発言する権利があるのかどうか、もしそう決まったとしたら、そうしてくれませんかという。管理会社がだめだと言えばそれまでなのか、その辺ちょっとお聞きします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 そのときのプロポーザルの募集の要項とか契約のやつ手元にはないんですけども、そういう庁舎の無料の形と、あとはゲートを設置するという形の管理でお願いしたと思っております。ただ、当初の契約をまた直していくという場合には協議の関係になると思えますけども、ここではできる、できないという発言は差し控えたいんですけども、ただやはり管理していく上ではあけておくという考え方は難しいのではないかと思っております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 結果的には無料になっていると発言しているわけですので、結果的に無料なんじゃなくて、初めから利用者も手間のかからないようなことを真剣に考えていってこそ、新庁舎が生きてくるんだと思うんです。

私びっくりした、アンケートの中でその他という項目があって、自由に書けるんですが、その中で一番多かったことは、まだ市役所に行ったことがないという意見がすごく多かったんですね。私らだと市役所に普通に來ていますけど、一般の市民にとっては市役所ってそういつも來るところじゃないんだなということを感じたんですね。そういう人たちがたまに來たとき、自分たちの市役所だと思っているときに、駐車券とって、それが無料になるとしても、大変心証が悪いというふうに思いますので、ぜひ再度その辺を市役所で検討して実施できればというふうに思います。

次に、アンケートの中にもあったし、先ほど市民の意見箱の意見も見せてもらったんですが、弁当の売り場が1階から2階になって、びっくりしたんですが、高齢者の方がその弁当を求めて市役所に買いに來ているんだそうです。そうすると、やっと市役所まで届いて、また2階に行かなければならなくて大変不便だと、どうして2階になったんだという書き込みがありましたので、その辺どうして弁当の売り場が1階から2階になったのかお聞きします。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの物品販売につきましては、五所川原市庁舎管理規則第20条の規定によりまして、規則に定めるもののほか、庁舎管理の事務に関し必要な事項を定めた五所川原市役所庁舎における障がい者団体等が行う売店に係る実施及び申請要綱に基づきまして、五所川原市内の障害者施設で構成される五所川原市障害者施設売店運営協議会から申請があったものについて庁舎内で物品の販売を行うことを一部条件つきで許可したものであります。

物品の販売は、平成30年6月から開始されておりまして、販売場所につきましては当初庁舎1階市民の土間でございましたが、7月下旬ごろから販売エリアを2階談話コーナーへ移動していただいたところであります。移動していただいた理由としましては主に2点ございまして、まず1点目は市役所に用務で來庁される方の動線を十分に確保すること、2点目は将来的に販売を希望する施設が増えた場合、移動先の2階談話コーナーであれば1階よりも余裕があり、來庁者の動線にも支障が出ないことであります。それらその他の状況を勘案しまして、庁舎管理上総合的に判断した結果によるところでございます。

今後とも來庁者や市民にとりまして親しみやすく、誰もが利用しやすい庁舎を目指し、市民サービス向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○秋元洋子副議長 2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 動線というお話がありましたが、障害者がおかずとか弁当、お菓子を売っているわけですが、市民の土間というスペースもあるわけで、動線上困るというのであれば、市民の土間でもいいわけですし、2階に置く必要が必然なのかどうか、もう一度考えていただきたいということを要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○秋元洋子副議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、1番、井上浩議員の質問を許可いたします。1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 社会民主党の井上浩です。質問に入る前に、開会日より副市長職につかれました一戸治孝副市長におかれましては、県庁在職中は職務上農業政策ばかりかエネルギー政策に関しても精通されていらっしゃる旨を市民から伺ってまいりますので、それらの御経験を生かして、副市長職に励まれることを期待いたします。

それでは、質問の第1点目ですが、まず児童生徒通学路の歩道除排雪について、以下の3点を質問します。第1として、通学路の定義、排雪の選定基準についてであります。第2として、通学路交通安全プログラムによる点検、協議、対策実施、効果検証についてであります。第3として、今冬の重点計画について、以上の3点を質問します。

最初に、降雪時に一番大切な通学路の確保について質問します。車道を確保するために歩道が排雪の場となり、通学路が大変な状態になっています。市の通学路の除排雪対策について質問します。

第1として、通学路の定義、排雪の選定基準について3点質問します。その1として、今冬の除排雪計画では、学校周辺の通学路の歩道空間確保はどうした内容となっているのでしょうか。

その2として、市が保有する小型ロータリー除雪車6台、小型除雪機2台の活用計画はどうなっているのでしょうか。

その3として、県が保有する小型除雪機の活用計画はどうなっているのでしょうか。

第2として、通学路交通安全プログラムによる点検、協議、対策実施、効果検証について、これまでと今冬の取り組み内容について質問します。

第3として、今冬の重点計画について質問します。今冬は暖冬と予測されてもいるようですが、これまでの経験からの今冬の対策についての特徴点についてお答えください。

できましたら、30万都市では世界一の豪雪都市と言われております青森市の取り組みに倣い、以下の3点についても配慮していただければと考えていますので、質問します。

冬季休業後の始業式に向けた歩道を含めた通学路の安全確保のため、その1として、道路管理者による除排雪や町会などの地域団体がみずから行う歩道などの除雪への支援

について質問します。

その2として、学校による安全点検及び除雪要望への対応について質問をします。

その3として、各校のPTA等による除雪協力活動の活用などに取り組めないのか質問をいたします。

次に、市民への意見募集とその活用について、以下の3点を質問します。第1として庁舎の目安箱の利用状況について、第2としてパブリックコメント実施状況と改善について、第3として自治基本条例の必要について、以上の3点であります。

最初に、庁舎の目安箱利用状況について質問します。新庁舎の正面玄関を入りまして右手に行きますと、新庁舎窓口等アンケートが取り組まれています。アンケートの用紙は、ここにございますが、A4の1枚で、わかりやすくつくられています。さらに、この新庁舎窓口等アンケートでは、今後の窓口サービスの強化と職員の接遇向上を目的として、窓口サービスと設備サービスについての質問要旨と内容はなっております。

一方、玄関を入りまして左手に行きますと、行政資料スペース、ようやく大きな字で行政資料スペースと掲示をしていただき、感謝をしておりますが、行政資料スペースにて、あなたの意見箱が取り組まれています。先ほどのアンケートよりかは少し小さ目のA4の半分の大きさですが、この用紙に書き込んで箱に入れる、いわゆる目安箱であります。

そもそも目安箱とは、徳川幕藩体制のもと、享保の改革で設置された庶民による訴状の投書箱のことです。目安箱の目安とは、平安時代には見た目がよいとの意味であったものが、時代の変遷とともに簡条書きにされた訴状となったそうです。その目安箱制度では、回収された投書は、当市で言えば市長に当たりますが、幕府の將軍みずからが検分し、改革に使われました。改革の成果としては、赤ひげで有名な小石川養生所の設置や町火消しの整備などがあつたとされます。つまり意見を聞くとは、ひいては改革につなげるということだと私は理解しています。

そこで、質問します。第1として、新庁舎開庁後、同庁舎、金木庁舎、市浦庁舎、それぞれで市民からこれまで寄せられた意見内容について、第2として意見に対する検討及び対策、処理内容についてお伺いします。

市民への意見募集とその活用についての第2として、パブリックコメント実施状況と改善について質問します。質問に入る前に、当市でのパブリックコメント制度、市民に対する意見募集のことですが、この制度導入の経緯について確認します。12年ほど前の平成19年3月6日開催の旧庁舎の議事堂での市議会第2回定例会一般質問で、私は重要な市の政策形成、具体的な事務事業の実施に当たり、原案の段階で広く市民等から意見

を求めていくパブリックコメント制度の導入などで、私の公約に掲げました徹底した情報公開による市民に開かれた行政の実現を主張しました。議会の議員として、執行機関の長である市長に対して行ったこの私の提案に対して、同年12月10日開催の第6回定例会におきまして、当時の三上裕行総務部長が重要な施策の決定の過程における透明性の向上と市民参加の機会拡大を図ることによって、開かれた行政を推進するために、各分野における基本的な計画、指針などの策定をその主な対象として導入すると答弁されました。その後、この意見公募手続きにつきまして、パブリックコメント実施要綱がつけられて、翌年の平成20年4月1日より施行されました。

以上について詳しく確認をいたしましたのは、この制度導入の眼目は2点あるということです。第1に、徹底した情報公開による市民に開かれた行政の実現です。第2に、重要な施策の決定の過程における透明性の向上と市民参加の機会拡大です。そして、私はこの制度実現に向けての提案は、二元代表制度を補強するものとして、議会と行政及び市民の関係を明確化することが大切であると当時考えてのものでした。

ところが、今般議決機関であります市議会の長である議長は、議会パブリックコメント実施要綱を策定せずに、執行機関のパブリックコメント実施要綱に準じて、市議会基本条例案へのパブリックコメント募集を行いました。私は、パブリックコメントによる市民参加の機会確保については評価をいたしますが、本来二元代表制を強化することが目的の議会基本条例の策定に当たって、二元代表制の一方の当時者である議決機関の長がみずから要綱を策定することもなく、もう一方の当事者である執行機関の長が策定した制度に準じて市民に対しての意見公募を行ったことに疑問を感じています。

そこで、質問します。第1として、制度開始後の取り組み内容の概要、課・課題別件数、応募数、回答等について示してください。

第2として、今回の議会基本条例案の策定についても市民応募は1件のみでございましたが、市民応募ゼロ件も何回かあります。応募数が少ない理由をどう認識されているか、質問をいたします。

市民への意見募集とその活用についての第3として、自治基本条例の必要性について質問します。実は、10年前の平成20年3月に市の農業委員会が発表しました五所川原農業活力推進計画及びアンケートヒアリング調査報告の中で、分析の総責任者を務められました横浜国立大学の田代洋一教授は、五所川原市について、ばらける、漢字で「散る」を当てての「散ける」ですが、「散ける社会の典型」と厳しい指摘を残されました。指摘された理由を私なりに反省してみました。この克服については市議会が市民に対して開かれることこそが重要だと再認識させられたところでございます。

私は、現状の五所川原市政もばらけた市政であり、二元代表制のもと、長と議会は車の両輪とよく言われますが、当市ではこの車軸はうまくつながっていないものと感じています。地方自治の本旨を思い起こせば、二元代表制の一方が1輪車の補助輪となっていくようではならないというのが私の主張です。本来市議会は、住民自治の側に立って、団体自治と対峙するのが責務です。よって、私は住民自治を団体自治のもとで担保していくために、自治基本条例の制定が必要であると考えています。さらに、自治基本条例のもとで市議会が開かれることの重要性を市民に再認識していただければと考えています。

そこで、質問します。第1として、自治基本条例の必要性についてどう認識されているかについて質問いたします。現在推進されています市民協働に限定することなく、市民、市議会、行政の権利や責務などを明確にし、まちづくりの基本理念や市政運営の原則を定める最高規範たる自治基本条例の制定についての市長の見解を伺います。

第2として、自治基本条例と議会基本条例の関係についてどういう認識を持っておられるかについて質問をいたします。自治基本条例は、行政に関する行政基本条例と議会基本条例を統合したものであり、住民自治の視点からいうと、団体自治における最高規範が自治基本条例であると私は考えています。当市におきましても、議会側から理事者側の反問権について確認をしております。反問権を確認しているということは、議会におきましては議員と理事者側が単なる質問、答弁の関係ではなく、よりよい五所川原へ向けてお互いに討論し合う。もっと言えば、議員間で討論し合うことこそが究極の目標になることだと考えている上での私のこの問題についての立場から、市長の見解を伺います。

以上で1回目の質問といたします。

○秋元洋子副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから自治基本条例の必要性についての質問1、自治基本条例の必要についてどういう認識を持っているかにお答えしたいと思います。

自治基本条例は、地方公共団体の運営全般にわたる基本理念や基本原則などを明らかにする自治の基本を定めた最高規範性を有する条例として制定する地方公共団体が一定数あることは存じております。

また、自治基本条例は、憲法で定める地方自治体の本旨である住民自治と団体自治を具体的に条例で制定することにより、それぞれの役割や責務を明確化し、市民参加、協働、情報の公開・共有を通じて、住民自治を確立するとともに、自主的で自立した行政

運営と信頼性を確保することを通じて、団体自治を確立していくことを期待したものであります。

議員御承知のとおり、今後ますます地方分権が進展するに伴い、地方公共団体の自主性と自立性をもって、みずからの判断のもと責任を下す、地域の実情に沿った行政を担っていくことがさらに求められます。市民がみずからの地域のことを考え、みずからの手でおさめることは大変重要なことであり、地方自治の根幹をなすところであり、一方、住民参加の拡大や情報公開の徹底など、新たに自治基本条例を制定しなくても地方自治の普遍的な理念として当然遵守されるべき原則と言えます。

五所川原の個性を再認識し、さらに磨き上げながら、市の将来像や今後のあるべき姿を考えていく上で、市民、議会、行政がそれぞれどのような役割を担い、またどのようにかかわっていくべきか、自治基本条例の制定を含めて多様な面から検討していきたいと。

先ほどばらけるという言葉をいただきましたので、やはり二元代表制をしっかりと認識をしながら、両輪として牽引していくべきためにはどうしたらよいのか、しっかりと多方面からもう一度検討をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それと、次の自治基本条例と議会基本条例の関係でございますけれども、議員がおっしゃるとおり、自治基本条例は行政基本条例と議員基本条例を包含するものであり、団体自治における最高規範の性格を持っているものと認識をしております。しかしながら、自治体の長と議員がそれぞれ直接選挙で選ばれ、対等な立場でそれぞれ役割を果たす二元代表制をとっていることを鑑みれば、それぞれの責任において行政基本条例と議会基本条例を制定していくことも自然な流れであると言えますし、自治体の最高規範である自治基本条例を制定していくことも検討の余地があるものと思っております。

いずれにしても、当市のまちづくりに当たって、条例の制定を初めどのような仕組みが必要なのか、市民が常に主役となってまちづくりを考えていく方法をしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○秋元洋子副議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 私のほうから2点お答えします。

通学路交通安全プログラムによるこれまでの取り組み実績と今年度の取り組み内容についてお答えします。通学路交通安全プログラムにつきましては、通学路の安全確保に

向けた取り組みを実施するため、市教育委員会及び市内小学校、五所川原警察署、道路管理者である西北地域県民局地域整備部及び市建設部土木課といった関係機関をメンバーとする五所川原市通学路安全推進連絡会議の中で検討され、平成27年2月に策定されております。

本プログラムの内容につきましては、関係機関が市内小学校の通学路の危険箇所を2年に1度合同で点検し、ハード、ソフト両面からその対策を検討した上で、関係者間で連携を図りながら実施することとしております。

昨年度の実績でございますが、昨年11月中、3日間にわたり、各小学校から報告があった34カ所の危険箇所もしくは要注意箇所について、関係機関による合同点検を実施し、冬期間における危険箇所等についてもその現場を把握することができました。今年度も昨年の合同点検で指摘された箇所について対策を講じるなど、通学路の安全確保が進められた部分もありますが、現段階において対策が追いついていない箇所もあるのが現状でございます。

市及び教育委員会といたしましても、今後も当プログラムを継続的に実施しつつ、関係機関との連携を深めながら対策を講じ、各学校における交通安全指導などで注意喚起を継続して実施するなど、通学路の安全性のさらなる向上を図ってまいります。

次に、通学路の除雪作業とP T A等とのかかわりについてお答えします。昨年度の状況ですが、P T Aがボランティア活動として通学路の除雪に取り組んでいるのは、市内小中学校17校のうち、五所川原小学校、中央小学校、三輪小学校の3校であり、3学期の登校が始まる始業式前の休日に計画されておりました。その他の事例としては、P T Aや地域の方々がボランティアにより学校駐車場や入り口付近、スクールバスのバス停といった通学路以外の場所を除雪したケースも見られます。P T Aや地域の皆様には、児童生徒の安全、安心に御協力いただき、この場をおかりしてお礼申し上げます。

教育委員会といたしましては、今後とも通学路の安全確保に向けて、関係機関と連携しつつ、他自治体の取り組み事例を参考としながら、効果的な検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○秋元洋子副議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 今冬の除排雪計画では学校周辺の通学路の歩行者空間はどうした内容になっているかということについてでございます。除排雪事業計画では、歩道除雪出動基準といたしまして、歩道除雪区域ごとの降雪状況、気象状況を分析しながら、降雪量（積雪量）が15センチ以上に達したときに出動いたします。また、通勤、通学の時

間帯に配慮した早期除雪作業を行い、特に小中学校周辺の通学路の歩道空間の確保に努めると計画で記載しているところでございます。

続きまして、市が保有する小型ロータリー等の活用計画についてお答えをいたします。現在市が保有している小型ロータリーは、五所川原地区が6台、市浦地区が1台、計7台となっております。また、五所川原地区ではハンドガイド小型除雪機を2台保有しているところでございます。

小型ロータリーは、主に歩道の除排雪に活用しておりますが、歩道の除雪路線延長は五所川原地区が41.5キロメートル、金木地区が7.4キロメートル、市浦地区が5.2キロメートルとなっているため、実際の除雪作業といたしましては市民からの要望が多い区間について、市直営の除雪作業班が通勤、通学の時間帯に配慮した除排雪作業を行い、特に小中学校周辺の通学路確保や横断歩道部の抜き取りを実施しているところでございます。

なお、ハンドガイド小型除雪機につきましては、希望する小学校へ貸し出しをするときとか、また市職員が緊急的に使用する場合に活用しているところでございます。

続きまして、県が保有する小型除雪機の活用計画についてお答えいたします。県では、県が定めるスクラム除雪事業要綱に基づき貸付事業を行っており、本市においてはハンドガイド小型除雪機を4台借り受けしております。

活用計画といたしましては、昨年同様、4団体と歩道用除雪機械使用貸借契約を締結し、貸し付けの対象とされる国道、県道の歩道及びこれに接続する市道の歩道、学校その他の教育文化施設、医療施設等の周辺地域の除雪を実施しております。

次に、道路管理者における除排雪や町内会など地域団体がみずから行う歩道等の除排雪への支援についてお答えいたします。今冬における道路管理者が行う計画といたしまして、先ほど答弁いたしましたスクラム除雪事業と空き地を所有されている方々の御協力によりまして、地域の雪寄せ場として町内会に無償で貸し付けた場合、固定資産税が減免される地域雪寄せ場事業を行うこととしております。

さらに、地域住民、委託業者の情報提供を活用し、地域の状況を踏まえた除排雪ができるよう、ソフト面でも対策をしているところでございます。

次に、学校による安全点検及び除排雪要望への対応についてお答えをいたします。学校からの除排雪要望といたしましては、毎日の通学路の確保でございますが、雪の状況や人員等の制限もあり、一斉に全ての歩道の除排雪を行うことは困難であることから、始業式、卒業式等では、教育委員会または直接小中学校と連絡をとり合い、対応しているところでございます。

以上です。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、庁舎の目安箱利用状況についてでございます。

まず、御質問の新庁舎開庁後、同庁舎、金木庁舎、市浦庁舎それぞれで市民からこれまで寄せられた意見内容についてお答えいたします。新庁舎開庁後に目安箱、これはあなたの意見箱でございますけども、を通じまして、市民の皆様からいただいた意見は平成30年11月26日現在で35件であります。その内訳は、市職員の対応について、不満が5件、お礼の言葉が1件、対応を評価する意見が1件ありました。また、庁舎のトイレ内の設備の充実や、住民票などの記載台に日付が確認できるものや記載する際の下敷きマットを設置してほしいなど、庁舎施設に関する要望が17件ありました。そのほか、ごみの回収に関する内容や、検診用紙等の郵送方法など、市政運営等に関する要望が11件となっております。

続きまして、いただいた意見に対する検討及び対策、処理内容についてお答えいたします。寄せられた意見のうち、市職員に関する意見は担当課及び人事課で事実確認をした上で注意や指導を行っております。庁舎や施設の設備等に関する要望等に関しましては、必要性や緊急性を検討の上、各担当で対応の可否を決定しております。また、市政運営等に関する要望につきましては、こちらも各担当課において現状を確認し、今後の運営も踏まえた上で検討及び対応をしております。

続きまして、パブリックコメントの実施状況と改善についてでございます。パブリックコメントの取り組み内容についてお答えいたします。パブリックコメント制度は、平成20年4月1日から導入しましたが、公正で開かれた市政の推進のため、市の基本的な計画や施策を対象としております。これまでの累計で実施件数は60件、分野も広範にわたっております。健康、福祉、子供、食育、行政改革、防災、環境、住宅、総合計画、公共交通等の分野で実施しております。こちらの詳細につきましては、パブリックコメントの実施状況として年度ごとにまとめて、ホームページでも公開しております。

これまでの意見提出者数を見ますと、ゼロ人が多く、確かに応募者数が少ないとの見方もできますが、広報及びホームページでの掲載のほか、本庁舎、金木総合支所及び市浦総合支所の行政資料スペースにて公表しており、新庁舎建設基本設計の案件では4人の方から意見提出があり、案件によっては関心度に差があったり、市の案に同意したために特に意見がなかった結果であると捉えております。

いただいた意見につきましては、本文の修正、記述の追加等意見を反映させる「文章修正等」、既に記述済みであるとする「記述済み」、計画の実施段階で検討または対応す

べきものとする「実施段階検討」、反映が困難な「反映困難」、質問や感想、施策の体系外への意見である「その他」に分別した上で公表しておりますが、貴重な御意見として受けとめ、対応しております。

以上です。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 それでは、質問の通告に従いまして再質問をいたします。

まず、最初の通学路の定義、排雪の選定基準について再質問いたします。実は、通学路の除排雪といいましても、市民の皆さんにとっては緊急かつ重大な事項ですけれども、法律的に一体どういう位置づけになっているか、なかなか市民、私も含めて曖昧だと思いましたので、お伺いするんですけれども、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第6条第3項の政令で定める通学路は、同法の施行令第4条において、法第6条第3項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとするという規定がございました。その1つは、児童または幼児は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む）もしくは幼稚園、幼保連携型認定こども園または保育所（以下これらを小学校等という）に通うため、1日につきおおむね40人以上通行する道路の区間。2項目として、前号に掲げるもののほか、児童または幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入り口から1キロメートル以内の区域に存し、かつ児童または幼児の通行の安全を特に確保する必要があるものとの定めがありました。しかし、これは御承知のように全国一律、共通の法でございますので、当市における運用についてもこうした理解でよろしいのか、もしくはもっと違う選定基準を持っておられるのかをまずお伺いします。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 通学路の定義についてお答えいたします。

ただいま井上議員御指摘のとおり、通学路につきましては交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条におきまして規定されているものでございますけれども、こちらの定義は交通安全施設等の整備を推進する観点からのものでありまして、各学校が通学路を指定する際に制約を受けるといった性質のものではございません。

学校保健安全法第27条におきまして、学校においては児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないと規定されておりました。当該規定を踏まえまして、各学校においては登下校時に通行する道路を通学路に指

定して、児童生徒等の通学の安全を確保するために点検等の対策を計画的に講じております。

以上です。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうしますと、確認ですけれども、札幌での準用を参考にしたんですけれども、私の示したところは規定が違うという答弁でしたので、市民にとって通学路をよりよく除排雪する規定に従っているという理解でよろしいのでしょうか。

○秋元洋子副議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 非常に難しい御質問でございますけれども、通学路につきましては先ほど答弁させていただきましたとおり、各校において必要な箇所について通学路等を指定しております。

あと、通学路の除雪の部分に関してですけれども、最大限確保できるように土木課等と調整を図ってしているところでございますが、実態としてはなかなかままならず、間に合っていないというのも事実であろうかと思えます。その辺につきましては、各学校内だけでは当然対応できるものでもございませんので、市の教育委員会、それと関係部局と調整を図りながら、鋭意進めているところでございます。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 ありがとうございます。強いものと理解をしておきます。

次に、国交省管理の歩道では、歩道上に新雪20センチの降雪量を目安に通学路等で歩行者の通行に支障を来すおそれがある場合に、除雪実施と定められております。先ほどの答弁では、市管理歩道の除雪の実施は同様の考え方で15センチ以上ということで、大変ありがたいこととありますけれども、県道も多うございますので、県管理歩道の除雪の基準についてお伺いします。

○秋元洋子副議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 県管理歩道の除雪の基準についてお答えいたします。

青森県の除雪事業計画によりますと、歩道除雪につきましては機械除雪可能な通学路を基本といたしまして、歩道上の新雪が20センチメートルを上回っている場合、または連続降雪後、通勤、通学に支障を及ぼすと判断される場合に出動するというような計画となっております。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうしますと、基準は大体国、県、市が明らかになりましたけれども、運用次第でどうとでもなるという側面も強うございますので、現実に市が保有する

小型ロータリー除雪車、市浦にも1台あって、7台ということですが、小型除雪機2台、さらに県が保有する小型除雪機、これらを有機的に結びつけてフル活動をさせなければいけないと思いますので、ぜひその辺の調整をよろしく、要望をいたします。

それから、答弁でございましたように、市は独自に除排雪部隊を組織しておりますので、いろいろ要求が強いと思いますけども、第一優先的に通学路をやっていただくように、これはどうしても通学路は関係者にとりましては非常に際立って意識される場所ですので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、安全プログラムがつくられて回っていますので、今教育長からも答弁ありましたけども、2つほど要望しておきます。1つは、天候ですから、相手の出てくる中身によって随時臨機応変に対応しなくちゃいけないことは重々承知ですけども、ぜひとも今冬は、暖冬と言われてはいますが、全力で対応していただきたいと思っています。

要望の2点目、基本的に考えるのは、行政と、それから市民と協働、総合計画でも協働ということが言われているんですけども、抽象的になってしまっている。実際市民の方に、じゃこういう例えば除雪の機械があるかといえば、他市では、大きいところではあるところはあって、そういうのが組み込まれている場合がありますけども、当市のような5万程度の自治体ではなかなかそこら辺が難しいと。そうすると、どうしても行政のほうに軸になるんですけども、そこに市民がどう行政と連携をとりながら、結果として子供たちが冬になると山に登ったり、谷へおりたりするような通学をしなくてもいい結果を出すために、どういう協力をし合えばいいのか。行政だけでは限界があると思いますので、そここのところの工夫を、既に先ほど答弁でありましたように、五小、中央小、それからもう一校、3校ほどPTAと連携した取り組みがあるって伺いましたので、ぜひそういう先行しているところの取り組みを全体に普遍化をして、より多く、PTAばかりでなく市民と、行政がパイプ役となって、結果を出すような計画と実施について要望をしておきます。

大きい1個目については以上です。

次に、再質問の2番目です。市民への意見募集の関係ですけども、庁舎の目安箱、答弁ございましたけども、基本的に認識として考えていることを指摘をしてから再質問に入りたいんですけども、意見を聞くというのは改革をすることと一体だと私は考えています。ところが、残念ながら、資料として意見箱の内容をいただいているんですけども、意見箱に投稿されたものが庁内に掲示されていませんよね。普通市内の大きい商業施設へ行きますと、同じような目安箱置いてあります。そこに投稿されたことは、時間間もなく張り出されまして、ジャスコさんならジャスコさんなりで、こういうふう

に解決する方向でという回答があるんです。残念ながらそれが当市では、先ほどの答弁もありましたけども、用紙を見ましても行政の判こを押す欄はずらっとあるんですけども、意見を出していただいた市民に対して、あるいはその市民周辺の市民、ひいては全体の市民に対しての返すという作業が非常に弱くなっていると思っています。これは、議会にも責任ありますけども、議会と行政、市民との3者の連携において一番基本的になるところ、非常に弱いんじゃないかなということを感じています。

それで、市長初めて聞くのか、今指摘されて聞くのかわかりませんが、先ほど花田議員も指摘されましたけども、障害者施設等の関係の方々の御協力によって昼の弁当販売がございしますが、これ目安箱の意見に出たんですけども、市長さんはその弁当を買ったことありますか。質問です。

○秋元洋子副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 大変残念ですが、今登庁以来愛妻弁当を持ってきておりますので、済みません、まだ食してございません。失礼いたします。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 ありがとうございます。今大変うれしかったですね。質問されているんですよ、こういうふうに。その方の質問に対してすぐ、いや、私食べたことないと、愛妻弁当で申しわけないって張り出されれば、すごく気持ちいいと思うんですけど、投稿した方は。そういうことを大事にしてほしいなど。

これは、厳しい、議員としての反省でありますけども、こんな指摘もあるんですよ。 「副市長案件が否決され残念。相変わらず与野党の利害の縮図にがっかり。反対のための反対だ。他市からも笑われているのが議会改革が進んでいないこと。この意見を議員にも見せてください」と、こうした市民の直接の意見を議員一人一人、私も含めて、受けとめてやっていくことが最大の出発点になると思いますので、繰り返しますけども、この目安箱の投稿はすぐ市民に回答が伝わるような善処をお願いしたいと思います。

次に、パブコメの実施状況と改善についてです。総務部長にお伺いします。総務部長の御意見では、実は私、議会に来られない4年間、一生懸命パブコメやっていたので、平成23年、24年、25年、26年というのは意見なしというのは割とないんですけども、それが果たして、いいと思っているから意見がないというようなニュアンスで先ほど答弁を受けとめたんですけども、それは違うと思うんですけども、そこら辺どうですか。

○秋元洋子副議長 総務部長。

○北川智章総務部長 可能性の一つとして、意見がないのは了とするというふうに捉えていきかけたところがございます。なかなかパブリックコメントで、受ける側で

すので、どうしても一人一人の方に聞いて歩くということでもないものですので、そこで意見がない場合はという形でそういう御答弁を差し上げたんですけども、ちょっとそのところはこちらの希望的のような意見もありました。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 部長のお感じを別に否定するわけじゃなくて、そうであれば大変素晴らしいことなんですけども、私はそうではないと思っています。といいますのは、人口規模も同じ、産業構造的にも類似している団体と比較しましても、少ないです、当市のパブコメの応募数は。異常に少ないです。先ほど部長答弁にありましたけども、私が議会で要望して、平成21年度から60件のパブコメがやられているんですけども、意見なしが24件、実に4割が反応なしなんですよね。これは、24件いいと思っているから反応なしでないんですよ。いかにこう住民の声を吸い上げる努力が私も含めて不足しているからだとは私は反省をしています。ここを変えていかなければ、さっきの目安箱と同じで、出してもどうなったかわからない、パブコメやっても変わらないと、市民がそういう受けとめをしてしまえば、改革にはつながっていかないと。ここは意見の違いですので、ぜひお考えをさらに検討をしていただければありがたいなと思っています。

次に、最後になりますけども、自治基本条例の必要性についてです。実はこれ、少し先ほども述べましたけども、市の総合計画、市の最高の考え方ですよね。その市の総合計画の基本政策の6で、本市は市民協働によるまちづくりを推進するため、広報広聴活動、情報公開の充実を推進し、協働によるまちづくりの仕組みを構築してきましたとなっているわけですよね。つまり協働によるまちづくりの仕組みを構築していくことが最大の課題だと思っているんですけども、その出発点である目安箱やパブコメでも、まだまだ仕組みは非常に弱いというのが私の認識です。

それで、私は市民、行政、議会それぞれが、誰がどんな役割を担って、どのような方法で取り組んでいくのか、これを明らかにするためには、市民に自治基本条例を制定することが早道だと考えています。といいますのは、条例を制定すれば、改廃請求権が生まれます。つまり直接民主主義の対象になるわけですよね。なかなか条例でこういうのが決まっていないと、市長もさまざまな、私は別に自治基本条例だけにこだわっていませんけども、最高規範性を持つものですので、他の条例がそういう役割をフル展開することによって、中身はとれていけると思います。よって、そこは考えは市長と一致していますので、先ほど検討していく、対象とすると答弁いただきましたので、私の一つの意見でありますけども、意識をしていただければと思います。

それで、3点質問いたします。1つは、改めて聞く形で申しわけありませんけども、

総合計画の基本政策になっておりますので、協働によるまちづくりの仕組みを構築するために、これまで当市ではどういことをやっていたのでしょうか。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 協働によるまちづくりの仕組みの構築のこれまでにについてお答えいたします。

人口減少が進みまして、成熟した社会にあっては、多様化するニーズや地域課題の解決に向け、いかに市民と協働によるまちづくりを行うかが大切であると考えております。その仕組みづくりといたしまして、具体的には市民団体等が地域の課題解決に向けて自主的、自発的に行う活動を支援することを目的に、平成22年度から市民提案型事業を実施いたしまして、多様なまちづくり主体の掘り起こしを行っております。

また、無作為に選出されました幅広い年代の市民が、日ごろから関心があるかどうかにかかわらず、設定された行政テーマについて意見を出し合い、市に報告書を提出する新しい住民参加の形とされる市民討議会を五所川原青年会議所と協働いたしまして、平成24年度から実施し、市民の市政への参加意欲の醸成を図っております。

このほか、市の各種計画等を策定する際に、アンケート調査や、余り意見がないと御指摘ありましたが、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見や提案を取り入れ、計画づくりの段階から市民参画の推進を図ってきたところでございます。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 今答弁ありましたように、いろんなことをやられているんですね。やられていることは評価したいと思います。

私自身の反省も含めてですけども、私も高校生の皆さんと意見交換をする場、議会ですとか、市長部局の御協力で与えていただいて参加したこともありますし、私の先輩も抽せんでやっている青年会議所と協力しているのに出て、そのための意見を聞くために一緒に議論したこともあります。そうしたことをもっと、芽は大分育ってきていると思うので、もっと大きく市民全体に広げていくために今後どういう御計画なのか、お伺いします。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 今後についてお答えいたします。

協働によるまちづくりをさらに進めていくためには、地域課題を市民と共有することが必要であると認識しております。先ほど申し上げましたとおり、市ではこれまで多様なまちづくり主体の掘り起こしや、市政への参加意欲の醸成に取り組んできたところでありますが、これらに加えましてまちづくりの新たな主体となります市民団体等も登場

してきており、各地域の実情に即した課題解決に向けた取り組みや地域コミュニティの活性化を図っていくことも重要であると考えてございます。

市民や各主体との課題共有、連携をさらに密にし、多様化、複雑化する市民ニーズに的確に対応するため、今後も引き続き協働によるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そこで、これもまた要望、お願いになりますけども、選挙制度が変わりまして、18歳からの選挙権の方々が、私この方々は非常に当市にとって大きな位置にいらっしゃる方だと思っています。私も選挙管理委員会の名簿で確認作業をさせていただいていますけども、それでもやはり人生の分かれ目ですので、当市から出ていかれる方が多くありますし、残っている方もいらっしゃる。この人たちを、残る方も出る方も、両者含めて五所川原市にいたいな、居続けたい、いるためにはどうしたらいいのかなということは今議会ですとか、行政の皆さん、その責任者である市長とともに考えられるような、そういう方向づけをぜひ協働の取り組みの中で強化をしていただきたいというのが要望でございます。

最後、自治基本条例、市長から基本的なスタンスが示されましたので、一応2点ほどお伺いしておきたいと思えます。1点は、自治基本条例の先行自治体の事例を参照いたしますと、おおむね共通しているのが市民に開かれた議会運営につきまして、自治基本条例でいろいろ条例文があるわけですけども、その背景としているのは議会に対する選挙権及びリコール権の行使と、つまり住民が直接選挙権及びリコール権の行使ができると。このことに裏打ちされているので、市民による議会の監視は非常に力を持った課題とされるという、そういう表現が自治基本条例では多々見られるわけですけども、この辺について御見解なり、御感想がありましたら、もしありましたらお願いします。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 自治基本条例は、市民、議会、行政、それぞれの役割や責務を明確にいたしまして、市民が主役のまちづくりを行うための基本理念を定めるものであることから、そのためには積極的な情報公開と市民参加の機会拡充による市民との情報共有、市が抱えるさまざまな課題認識の共有が大前提となるため、市民による監視という意味では、議会、行政ともに情報共有の過程でしっかりと市民のチェックを受けまして、よりよい信頼関係を築きながら協働によるまちづくりに取り組んでいくことになるかと考えてございます。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 大分討論に近くなってきたなと思って、感謝しておりますけども、やはり議員も理事者も市民を意識しながら、どうしたら掲げている課題を実現していくかに知恵と汗を絞らなければいけないと思っています。

最後の質問になりますけども、これちょっと見解、私の立場の見解ですので、私の立場の見解で意見を述べますと、議会基本条例が先行して制定されますと、自治基本条例の取り組みより議会基本条例が先行いたしますと、当然自治基本条例で包含する議会基本条例的な要素が抜け落ちることになりますので、残りが出てくるのが行政基本条例ということになるわけで、議会基本条例が出てくることによって、行政基本条例がクローズアップされるというのが私の立場の認識なんです。といいますのは、例えば当市の改革の中で議会側はタブレットを今議場で持っていますけども、理事者側はみんなウインドウズのパソコンですよね。ここら辺が私さっき指摘しました抽象的な話でなくて、果たして二元代表制の車軸はつながっているのかなと。タブレットを片方入れたときは、行政と議会がちぐはぐではやっぱりまずい。私の主張としては、タブレットもウインドウズを使ったタブレットを私は意見として持っていたんですけども、そういう意味で、現状、議会基本条例がパブコメにかかり、先行しておりますので、行政基本条例についてどういうふうに関今後、検討をされていくとすれば、先ほど基本的なスタンスは市長から答弁いただきましたので、細部にわたって恐縮ですけども、御意見あればお願いします。

○秋元洋子副議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 市では、基本構想の策定に関する条例を制定いたしまして、将来のあるべき姿と進むべき方向につきまして、総合計画審議会等からの意見を踏まえまして、五所川原市総合計画として策定してございます。その中で、「共にすすめる持続可能なまちづくり」を基本政策の大きな柱の一つに定め、市民協働を推進しながら各種事業に取り組んでいるところでございます。

市総合計画の前期基本計画の計画期間が平成31年度までとなっていることから、まずは平成32年度から5年間の後期基本計画につきまして、これまでの取り組みを検証し、市民の協働のまちづくりをさらに進化させるための方策を市民の皆様とともに作り上げてまいりたいと考えてございます。

その過程で、行政基本条例あるいは自治基本条例の制定につきましても、市民、議会、行政のそれぞれの役割を明確にいたしまして、市民参加の機会や手段を豊かにするなど、地方自治の主役である市民ができるだけ多く、またこれまで以上に深く行政に参加し続けるためにはどういった仕組みが必要なのか、検討してまいりたいと考えてございます。

○秋元洋子副議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうしますと、最後の要望をいたします。実は、議会での議会基本条例の制定の作業の中で私が感じておりますのは、市民に開かれた議会を今後推進していくに当たりましては、現在のような理事者と議員が向かい合って質問して答弁する、この形を脱して、お互いに理事者と議員が、提案と議決という立場の違いありますけども、意見交換、討論を行う。さらに、議員と議員が討論をしていく。こういう議会に変えることが市民に開かれた議会のありようの行くべき道だと思っています。そうした観点から考えますと、現在も議会のほうでは反問権を理事者側に対して、一問一答方式の導入と同時に反問権を導入しております。これは、反問権の導入は、すなわち理事者側と議会議員側とは討論するということのあかしなんですけども、なかなかまだ当市では浸透していないので、ぜひ反問権をフルに活用していただいて討論していただけるように、特に副市長にも市長同様お願いをして質問を終わります。どうもありがとうございました。

○秋元洋子副議長 以上をもって井上浩議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○秋元洋子副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時52分 散会

平成30年五所川原市議会第5回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成30年12月4日（火）午前10時開議

第1 一般質問（3人）

- 6番 山田 和宗 議員
21番 平山 秀直 議員
10番 秋元 洋子 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（24名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 井 上 浩 議員 | 2番 花 田 進 議員 |
| 3番 山 田 善 治 議員 | 4番 磯 辺 勇 司 議員 |
| 5番 松 本 和 春 議員 | 6番 山 田 和 宗 議員 |
| 7番 木 村 慶 憲 議員 | 8番 成 田 和 美 議員 |
| 9番 吉 岡 良 浩 議員 | 10番 秋 元 洋 子 議員 |
| 11番 鳴 海 初 男 議員 | 12番 木 村 博 議員 |
| 13番 稲 葉 好 彦 議員 | 14番 松 野 武 司 議員 |
| 16番 福 士 寛 美 議員 | 17番 川 浪 茂 浩 議員 |
| 18番 桑 田 茂 議員 | 19番 三 潟 春 樹 議員 |
| 20番 工 藤 武 則 議員 | 21番 平 山 秀 直 議員 |
| 23番 山 口 孝 夫 議員 | 24番 伊 藤 永 慈 議員 |
| 25番 加 藤 磐 議員 | 26番 木 村 清 一 議員 |
-

◎欠席議員（1名）

- 22番 葛 西 収 三 議員
-

◎説明のため出席した者（26名）

市 長 佐々木 孝 昌
副 市 長 一 戸 治 孝

総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	三橋大輔
建設部長	佐々木秀文
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	小林耕正
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	一戸正博
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	宮崎昌子
農業委員会会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	葛西達也
総務課長	長谷川哲
財政課長	飯塚祐喜
市民課長	片山善一朗
家庭福祉課長	鳴海新一
農林水産課長	今重彦
土木課長	小田桐繁寿
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	浅利寿夫
次長	山本弘隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に傍聴席の皆様申し上げます。傍聴席では会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員23名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○磯辺勇司議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、1回目の質問については一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告書の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、6番、山田和宗議員の質問を許可いたします。6番、山田和宗議員。

○6番 山田和宗議員 皆様おはようございます。至誠公明会の山田和宗でございます。

平成30年第5回定例会に当たり、議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、介護保険制度についてであります。日本の老人福祉制度は、高齢化率5.7%の1960年代に始まり、70年代には老人医療費無料化が実施され、安心して医者にかかれるようになりました。その後、社会的入院や寝たきり老人が問題化し、医療費の高騰を招き、80年代には高齢化率が9.1%に達し、医療が必要でない生活支援のための長期入院患者が増え、さらに90年代には高齢化率が12%に達し、国は政策転換を余儀なくされました。高齢化率が17.3%に達した2000年には、今までの施設介護から在宅介護に移行すること、核家族化に介護の負担を過剰に負わせないようにすることを目的とし、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みである介護保険法が施行されました。以降、少子高齢化が予想以上のスピードで進行し、平成17年から平成29年まで5回にわたり改正が行われてきたところであります。

そこで、1つ目の質問ですが、現行の介護保険制度の中身について、被保険者の年齢、介護保険サービスの内容、介護保険適用除外施設制度の仕組み、そして本制度がいつご

ろからあるのか、また本制度についての五所川原市の現状についてお答えください。

次に、この介護保険のことで、ある農家の奥さんから相談を受けた事例を紹介いたします。現在ひとり暮らしで、奥さんの母親は施設入所をしています。年金で足りなくて、毎月施設のお金を奥さんが負担をしております。奥さんの旦那さんは、平成26年まで要介護5の認定で介護保険サービスを受けていましたが、平成27年1月にぐあいが悪くなり病院に入院し、平成28年1月ごろ、国指定の難病であるALS病ということで診断を受けました。同じ年の4月から5月にかけて、ケアマネージャーに最寄りの市役所に行って申請をすれば、介護保険料は免除になることを聞き、市役所の介護福祉課に申請しに来たところ、市職員に「そちらの施設に住所を移せばいいと」言われ、施設の相談員に相談したら、「それはおかしい。他市町村から来ている患者さんは申請をして免除になっています」と聞き、何度となく市役所に訪れ、申請に来ました。ただただ住所を施設に移せば免除になると言われ、何で移さなければならないのか、農家の奥さんは不思議でなりません。施設では、住所を移さなくても他市町村から来ている人たちは申請をし、免除になっているのに、何でだというふうに悩んできたそうです。その奥さんは、裏を返せば、難病で施設に入所した人は五所川原にはいられないんだというふうに思っていたそうです。

そこで、2つ目の質問ですが、こういったケースは当市で何人ぐらいあるのか、また介護保険法と難病の関係についてお答えください。

以上、1回目の質問とさせていただきます、理事者側の誠意ある答弁を求めます。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから最初におわびを申し上げたいと思います。

市民の対応について、どうなのかという御指摘を受けました。相談に訪れた市民の方には、大変申しわけなく思っております。納得のできる説明をしなかったことという指摘については、このことを真摯に受けとめまして、職員には市民にしっかりと寄り添って、懇切丁寧な対応を心がけるように指導を徹底してまいりたいと思います。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 介護保険制度の内容についてということでございます。介護保険制度は、40歳以上の方が加入者となって介護保険料を納付し、介護や支援が必要になったときには費用の一部を負担し、介護サービスを利用できる仕組みで、40歳から64歳までを第2号被保険者、65歳以上を第1号被保険者といい、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の算定方法によって決められ、第1号被保険者の保険料については、

市が定めた基準額をもとに所得や課税状況に応じて決められるものでございます。

介護保険事業は、介護保険法第117条により、市区町村において3年ごとに策定が義務づけられている介護保険事業計画に基づいて実施されるもので、介護保険サービスには要介護の人が利用できる介護サービス、要支援の方が利用できる介護予防サービス等があります。

平成29年度以降の主な改正点としては、現役並みの所得のある方の介護サービスの負担割合を2割から3割に引き上げたこと、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを支援するため、保険者機能強化推進交付金が創設されたことなどがございます。

次に、難病と介護保険との関係についてでございます。難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病のうち、悪性関節リウマチや筋萎縮性側索硬化症など、加齢と関係があり、要介護状態の原因となる一定の特定疾病により介護が必要になった場合は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者であっても介護保険サービスを受けることができます。

ただし、指定難病や障害認定などの理由で、その心身の状態等により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの他の法律に基づく施設入所や医療機関への入院となった場合には、介護保険サービスを当分の間必要としないために、介護保険の適用除外として介護保険被保険者の資格を喪失し、保険料を納める必要がなくなるという特例がございます。

介護保険の適用除外対象施設は、障害者総合支援法に規定する指定障害者支援施設、児童福祉法に規定する指定医療機関、生活保護法に規定する救護施設などが介護保険法施行規則で定められており、市では当該施設等に入所または入院した方について、当該施設等に住民票の異動を行ったことを確認し、介護保険の適用除外とする取り扱いをしております。

施設等への住民票の異動を要件にしておりますのは、過去に施設退所した方の情報の届け出がなされなかったために、対象の把握ができなかった経緯があったことから、対象把握の確実性を重視し、住民基本台帳に基づく運用を行ってきたところでございます。このように、当市では施設等への住民票の異動がない場合は、適用除外対象施設に入った場合であっても適用除外として取り扱っていない状況であります。

また、介護保険適用除外施設に入所、入院している方で、当該施設に住所を移していない方は、現在把握している限りでは7名となっております。

次に、他市町村の状況についてでございます。住民基本台帳と居住実態が一致しない場合の介護保険適用除外の状況ですが、県内10市の状況を確認したところ、10市のうち

8市において住民票を異動していなくても施設入所実態等が確認できれば、介護保険適用除外対象として取り扱っております。介護保険法では、これらの確認方法について明記されていないため、青森県に確認したところ、各保険者の判断に委ねるということであり、保険者間で運用が異なっている状況であります。

○磯辺勇司議長 6番、山田和宗議員。

○6番 山田和宗議員 御答弁ありがとうございました。介護保険制度の概要についてはわかりました。

まずは、市民への対応についてお聞きいたします。先ほど事例を申し上げましたが、こういった申請に市民の方が窓口を訪れた際、ただただ住所を移せばいいとの対応をしたわけですが、なぜ住所を移さなければならないのか、やはり丁寧に職員が市民一人一人の目線に合わせた説明をしていくことが重要だと私は思っております。

ここで、再度市長にお聞きいたします。選挙公約のリーフレットの中で市長は、「安全・安心で健やかな生活」と題し、その中で市民目線の住民サービス向上と掲げておりますが、この市民目線の住民サービスの向上に今後どういうふうに対応をしていくつもりなのか、お聞かせください。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 先ほど最初にも申し述べましたように、今回の窓口対応は非常に親切丁寧から外れるものでございます。特に高齢化社会の中で、住まいがやはり高齢世帯が多くなっているということで、窓口に来てなかなか説明が理解できないという難しさもございますけれども、先ほども申し述べましたように、やはりしっかりと職員が市民に寄り添って、懇切丁寧に対応を心がけるように、再度きちっと職員に私のほうから指導を徹底したいと思っておりますので、その辺よろしくお願いを申し上げます。

○磯辺勇司議長 6番、山田和宗議員。

○6番 山田和宗議員 ありがとうございます。ぜひ職員の接遇力向上にも力を入れてほしいと要望をいたします。

次に、介護保険適用除外施設制度、介護保険法施行法第11条第1項及び規則第170条についてですが、五所川原市では法令に明記されているのに、まだ実施していないという現状でございます。県内10市のうち8市までがやっていて、五所川原市ではまだ行っていないということは、かなり恥ずかしいことではないかと思っておりますが、五所川原市では今後どのようにしていくのかお聞かせください。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 県内10市のうち8市が実施していて、実施していない市が2市ある

ということでございますけれども、先ほども申しましたけども、介護保険法の中にはこれらの確認方法について明記されていない状況でございます。ですので、その辺については県の指導を仰ぎながら、どういうふうになればいいのか内部でいろいろ検討しておりましたが、県からの回答によりますと、各保険者の判断に委ねるということで、確実にこれが正解だというものはございませんでした。事実10市のうち8市は実施しておりますが、2市、当市を含めてですけども、実施していないケースもあるということで、必ずしもこれは違法というふうな解釈にはならないのかなというふうに考えております。

しかしながら、今後の対応ということでございますけれども、介護保険料は超高齢社会を迎えた当市において、介護が必要な方を支援する介護保険事業を維持するために、40歳以上の市民の皆様にご納付していただいております。その中であって、難病や障害を持つ方がその心身の状態により、施設や病院に入らざるを得なく、当分の間介護保険サービスを利用しないことが明らかである場合は、実態を鑑みて、その方の不利益にならないよう対策を講じる必要があると考えているところでございます。

市の介護保険適用除外の運用方法については、今後他保険者の運用状況を参考にしながら、施設等との連携体制を構築し、適用除外に係る規定や届出書等の整備を行い、来年度からの運用に向け、準備してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 6番、山田和宗議員。

○6番 山田和宗議員 答弁ありがとうございました。来年度からの運用を考えるということをおっしゃっていただきました。

それで、今当初予算の編成時期だと思います。予算計上する予定はございますか。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 特別この件に関して予算を要するというふうなものはないと理解しております。ですので、予算要求云々に関しては、特に必要ないものと考えております。

○磯辺勇司議長 6番、山田和宗議員。

○6番 山田和宗議員 当初予算を仮に計上したとしても、財政課なりで査定されれば削られることになるかと思っております。ぜひともこういうことを実現してほしいと思っておりますので、その辺について市長の考えをお答えくださればと思います。

○磯辺勇司議長 佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 今福祉部長からも答弁があったとおり、これはお金というよりも施設と行政とのしっかりとした連携体制が構築できれば対応できるものだと思っておりますので、やはりこれからの包括ケアも含めて、市、そういう施設、病院等々ともしっかりと

と連携体制を構築して、こういうようなものにしっかりと対応できるものと思っておりますので、そういうぐあいに進めてまいりたいと思いますし、検討してまいりますけれども、予算を編成しなくても、これについては実施を検討できるものと思っております。

○磯辺勇司議長 6番、山田和宗議員。

○6番 山田和宗議員 御答弁ありがとうございました。この質問をするに当たり、制度のはざままで苦しんでいる人は少なからずですがいるわけです。そうすれば、給食費の無料化も当然大切でしょうけれども、社会的弱者と言われている人たちに手を差し伸べて、手厚い行政サービスを展開していくことが大切なんではないかなというふうにも思います。ですから、やはり先行するものを何か、やっぱり弱者の人たち、貧困の人たちは大変なわけです。それを踏まえて今後の手厚い行政サービスを展開していくことを要望いたしまして、質問を終了させていただきます。

○磯辺勇司議長 以上をもって山田和宗議員の質問を終了いたします。

次に、21番、平山秀直議員の質問を許可いたします。21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 至誠公明会の平山秀直でございます。まず、この4年間、議員各位を初め、職員の皆様方におかれましては、大変お世話になりました。この場をおかりいたしまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。今回は、新たなメンバーの一員に入れるように頑張りたいと思っております。任期最後の質問をさせていただきます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

私は、五所川原市の足腰を鍛えたいと思っております。そのためには、教育改革が必要です。そして、教育の無償化はとても大事でございます。人生100年時代、若者が夢を描いて生きていける社会、社会全体で子育てを支える社会をもう一度見直す必要がございます。親と家族だけの依存する社会から、社会全体で支える社会をつくる必要があります。教育の負担を軽減することは、大変重要だというふうに認識しております。

また、時代は変わっていきます。多種多様な行政サービスの要請がございます。しかし、どれだけ時代が変わっても変わらないものがあります。それは、人は食べなきゃ生きていけないということでございます。

農業問題は、TPPの問題以前から構造的な問題として、若者に目を向けられなくなったこの農業政策をしっかりと改革して、後押しをしていく必要がございます。農業は、専門家に任せていけばいいんだという時代ではございません。この点を踏まえ、質問に入らせていただきます。

通告の第1点目は、経済政策についてでございます。第1点は、今年10月、青森県内で米の収穫が終盤を迎えたころ、津軽地方を中心に収量の減少が目立っておりました。

平年より1割から2割少ない、こうした声が寄せられております。実際にはどうなのか。そこで、第1点、今年の当市の収量状況についてお尋ねいたします。

第2点、収量減にある場合、その対策として、例えば経費の助成などは考えられるのかお尋ねいたします。

次に、通告の第2点目、子育て支援策についてお尋ねいたします。第1点は、幼児教育の無償化について、来年10月から幼児教育が無償化になりますが、その財源の見通しについてどうなっているかお尋ねいたします。3歳から5歳児は家庭の状況や収入にかかわらず全員が無償、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯が無償、ただし上限がございますが、という制度はほぼ確定したそうでございます。当市では、その財源の見通しについて、県、国との連携を踏まえてどのようになっているかお尋ねいたします。

第2点は、公共施設への無料の子ども広場の増設でございますが、例えば市役所や図書館など、公共施設に無料の子ども広場を増設できないかお尋ねいたします。五所川原市では、既に子育て支援拠点事業として行っておりますけれども、保育園が中心でございます。保育園に入れていない子、移転してきたばかりで五所川原市を余り詳しく知らない親御さんは、とても行きにくいというふうに声が寄せられております。やっている保育園を探すのが大変だという声が多数ございます。

五所川原市の子育て支援センターがある場所や図書館内の読み聞かせをやったりする場所に、無料の子ども広場があればいいのではというふうに以前から要請させていただいております。子育て真っ最中のお母さんから話をいただき、市に要望してきました。エルムの街にもありますが、残念ながら有料でございます。青森駅前アウガ2階、無料の子ども広場さんぽぽ、弘前駅前ヒロロにある無料の子ども広場を大変うらやましく思っております。このように声を寄せられておりますので、この点を当市ではどのようにお考えかお尋ねいたします。

第3点、保育士不足と当市の待機児童状況についてお尋ねいたします。当市の現状とその対策についてお尋ねいたしまして、詳しくは再質問でお尋ねさせていただきます。

第4点、ファミリーサポートセンターの子供預かり賃金についてでございますけれども、預かる報酬が安いのではという指摘がございます。最低労働賃金と余りにもかけ離れているのではないかという現状の声を聞かせていただいておりますので、現在の状況と今後の考え方についてお尋ねいたします。

次に、通告の第3点目、健康推進策についてお尋ねいたします。第1点、健康ポイント制度導入の見通しについて、その内容についてお伺いいたします。現在検討していただいている健康ポイント制度の内容と、その見通しについてお伺いいたします。

第2点は、ピロリ菌の除菌助成は考えられないかお尋ねいたします。

次に、通告の第4点目、福祉対策についてお伺いいたします。その第1点は、認知症対策についてであります。現在予算30万円計上されております。五所川原市は、認知症の人をみんなで支え合うまちづくりを宣言しております。平成28年10月29日、あれから2年たちました。第2回認知症フォーラム（オルテンシア大ホール）では、第1回目約900人、第2回目800人が参加、県内最大級の反響を呼んでおりました。寸劇や各関係団体展示ブースでの体験、相談コーナー、そしてここでしか見られない認知症をテーマとした金多豆蔵一座による人形劇もありました。市職員、施設ボランティアスタッフの皆さんも参加しておりました。

本格的な高齢化社会を迎え、現在高齢者の5人に1人が認知症であると言われております。認知症の人を支える側として、あるいは認知症の当事者として、誰もが認知症に何らかのかかわり合いを持つ時代となりました。五所川原市は、認知症の人がこのふるさと五所川原で尊厳を保ち、自分らしい生活を送ることができるよう、認知症の人をみんなで支え合うまちづくりに力を注ぐことを宣言いたしました。この点、今後の予算の見直しをお尋ねいたします。

第2点、手話言語条例制定についてでございますが、これは秋田県や山形県が既に制定が進んでおまして、福島県は11月議会で制定予定であると。2020年度においては、青森県でろうあ協会として全国大会を予定しているそうでございます。その前には、県を初め県内市町村での手話言語条例制定の流れを広げていきたいということで、各協会関係者は述べておりますので、当市ではこの条例制定に向け、検討する考えはないか、お尋ねいたします。

この点、今後どのように考えているかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わりたいと思います。市長及び理事者側の誠意ある御答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○三橋大輔経済部長 今年産の米の作況についてのお尋ねでございましたので、お答えをいたします。

農業行政の基礎資料を整備する目的で行われます米の作況調査における10月15日現在の10アール当たりの予想収量でございますけれども、青森県の津軽地帯では612キロ、作況指数は100で、平年並みとされております。その一方で、生産者からは、12月1日の東奥日報の記事にもございましたけれども、天候不順の影響で収量は一、二割減少していると感じられておまして、国の調査は実態とはかけ離れているのではないかという声

も相次いでおります。

県ではこれを受けまして、生育指導に活用する水田66カ所で、今年産米の10アール当たりの収量調査を独自に実施されております。その結果、津軽地域の平均は平年の水準を確かに下回るという結果が出ております。このことから、県では生産者の不安が来年度以降につながらないように、国の調査以外のデータや米の集荷実績をもとに作況調査を検証するように国に働きかけているところであると伺っております。

また、経費助成のお話もございました。水稻に関しては、生産者の方全員が加入する水稻共済という制度がございます。もし個々の圃場や地域において水稻共済が発動されるような規模の不作、そういうことがあれば、まずは水稻共済によって救済されるということになっておりますので、市のほうでは直接経費、今議員がおっしゃったような経費助成を今のところは検討してございませんけれども、まずは水稻共済によって補填がされるというふうに考えております。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 幼児教育無償化に関する現時点での方針ということでございます。

幼児教育無償化につきましては、国では平成26年度以降、段階的な推進に取り組んでおり、低所得世帯やひとり親家庭等に対する無償化の範囲を拡大してきたところでございます。

現時点での国の方針の概要としましては、実施時期は来年の10月からとし、3歳から5歳児の全ての世帯及びゼロ歳から2歳児の市町村民税非課税世帯を対象に、認可保育所及び認定こども園の費用を無償化するというものでございます。そのほか、認可外保育施設及び幼稚園の預かり保育についても、市町村において保育の必要があると認定された世帯の3歳から5歳児については月額3万7,000円、ゼロ歳から2歳児については月額4万2,000円をそれぞれ上限として助成することとしております。

なお、幼児教育無償化に係る財政措置につきましては、国からの直近の情報によりますと、システム改修等の事務費を含む初年度に要する経費について、全額国費による負担とすることが示されております。市といたしましては、今後につきましても国からの通知等を踏まえ、予算措置等、速やかに対応してまいります。

次に、公共施設への無料の子ども広場の設置ということでございます。当市では、地域全体の子育て支援拠点として、子ども広場を保育園、認定こども園、NPO法人の11カ所で開設しております。子ども広場では、各施設の子育て支援員が子育ての相談や、子育て関連情報の提供、また子育てサークルの支援などを行っており、基本的には子育て中の親子であればどなたでも利用することができますが、施設によっては利用料の負担

あるいは保育施設での行事の都合上、事前予約が必要な場合もあると伺っております。

市といたしましては、今後も子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援するため、事業の実施について教育委員会と連携しながら、図書館などの公共施設を利用した事業を検討しているところでございます。

次に、保育士不足と待機児童の状況という御質問でございます。保育所や認定こども園では、児童の受け入れに当たり、配置基準に基づいた保育士数を確保する必要がございます。平成30年4月1日現在の数字ですけれども、市内26施設における園児数は1,615名、この園児数に対し、約280名の保育士が勤務し、配置基準の定数を確保している状況でございます。

近年、育児休業取得者の増加に伴い、3歳未満児の年度途中の入所が大幅に増加している状況であります。年度途中、入所児童を受け入れるためには、各施設において面積要件等を満たした上で、保育士が配置基準の定数を確保できていることが必要となっております。

現在市内で待機児童はおりませんが、保育士が不足しているとの理由から、保護者が希望する施設では全て児童を受け入れるということが少々難しいケースもございます。そのため、利用調整が必要となるケースがあるようでございます。実際に市内の7施設においては、現在保育士の求人をしているというふうなことも伺っております。市といたしましては、保護者の保育ニーズに対応できるよう、各施設に対し、適正な保育士の配置を指導するとともに、児童の利用調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、ファミリーサポートセンターの雇用対策ということでございます。ファミリーサポートセンター事業につきましては、当市においては平成10年度から実施しており、平成29年度末時点での会員数は、子育ての援助を行いたい提供会員が162名、子育ての援助を受けたい依頼会員が344名、両方できるという会員が27名の合計533名となっております。

提供会員が依頼会員から受ける報酬額は、当市では1時間当たり600円であり、県内他市の状況を見ますと、1時間当たり700円という設定をしております十和田市、それ以外についてはほとんどが1時間当たり600円から500円という状況でございます。

この1時間当たり600円の報酬については、確かに最低賃金にも満たない金額ではありますが、提供会員の皆様には、当事業が有償ボランティアであるということを御理解いただいた上で活動していただいているところでございます。ただ、その一方で、近年、依頼会員の保育、預かり等のニーズは多様化し、依頼件数の増加に伴う提供会員の不足も大きな課題となっており、報酬額の見直しについても今後検討する必要があると感じ

ておるところでございます。

当該事業は、国の子ども・子育て支援交付金に基づく事業であり、実施要綱においては、援助活動に対する報酬は原則として会員間で決定し、会則等で定めることができるものとしていることから、依頼会員及び提供会員に対して今後アンケート等を実施し、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言における取り組み状況ということでございます。認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言は、認知症の人が尊厳を保ち、地域において自分らしい生活を送ることができるようなまちづくりを目指すためのもので、関連事業といたしましては、物忘れ検診、認知症フォーラム、認知症初期集中支援事業、認知症サポーター養成講座、各種認知症予防教室などを実施しております。

平成29年度実施ベースでも、物忘れ検診は受診者数90名、認知症フォーラムは年1回開催し、参加者数は911名、認知症初期集中支援チームによる支援実績は23名、認知症サポーター養成講座は23回開催し、受講者数は855名でした。

認知症予防関連事業は、このほか毎月定期的に行っている地域ケア会議においても、認知症をテーマにした研修、勉強会を行っております。また、本年9月に認知症の正しい知識の普及啓発のために、第4回認知症フォーラムをオルテンシアにおいて開催したところ、813名の参加がございました。

今後認知症の人をみんなで支え合うまちづくり宣言とあわせ、先ほどから申しております認知症予防関連事業をさらに充実、発展させるべく、検討しているところでございます。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 健康ポイント制度導入に係る進捗状況についてお答えいたします。

これまで県内他市のポイント制度の導入状況について、実績や評価の把握に努めてきたところでありますが、ポイント制度の導入が健診等の受診の動機づけの一つになっていること、国民健康保険の交付金に反映される保険者努力支援制度の評価項目になっていることから、現在導入に向けて関係部局と最終的な調整を図っているところでございます。

ピロリ菌の助成事業について、まずは当市の市民の死亡原因の状況について御説明させていただきます。平成28年青森県人口動態統計によりますと、平成28年における当市の死亡原因で最も割合が高いものは、悪性新生物、いわゆるがんや肉腫などで29.4%、231名が亡くなられております。次いで心疾患が15.0%で118名、肺炎が11.2%で88名、

脳血管疾患が7.8%で61名と続いております。

悪性新生物の部位別の内訳といたしましては、気管、気管支及び肺が42名と一番多く、続いて大腸が39名、胃が29名、膵臓が19名、肝及び肝内胆管が18名の順となっております。

ピロリ菌の検診あるいは除菌費用への助成に係る県内他市の状況でございますけれども、ピロリ菌検診は、現在弘前市、平川市及びつがる市、この3市で実施しております。検診の費用は、検査項目等により差異がございますけれども、3,000円から7,000円となっております。3市とも費用の全額を助成しているという状況になってございます。

また、ピロリ菌の感染が見つかった際の除菌費用につきましては、つがる市のみが全額助成を行っているという状況でございます。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、一問一答で質問させていただきます。

通告の第1点の経済政策についてですけれども、当市のお米の収量状況、共済を適用するまでにはどうも至っていないのではないかなというような答弁と認識したのですが、新副市長、共済以外に経費のことについて、1割、2割削減したことについて、何らかの市単独での経費助成というのをお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○磯辺勇司議長 副市長。

○一戸治孝副市長 ただいま一、二割減少した際の市の助成ということでございますけれども、基本的にはやはり認識としては共済制度、かなり充実しておりますので、その部分でかなり補填はされるだろうというふうに思っております。現在共済組合のほうには、そのような申請の状況は出ていないというお話も伺っておりますので、その状況は今後確定したら少し見きわめながら、県とも連携しながら、この辺のところはしっかりとやっていかなければいけないだろうなというふうに考えております。

それと、やはり一番影響を受けるのが飼料米に取り組んでおられる方々でございます。これは、食用米の収量が基準となりますので、飼料米については皆さん大規模農家の方々が多く取り組んでおられますけれども、ここは国の方針もありまして、省力化とか、さまざま新技術を導入しながら頑張っておられる、そういう農家さんが多くございます。そういう中で、やはり収量的には直接種をまくとか、そういうので若干落ちる傾向にあるのですが、それがさらに食用米の基準で評価をされるということは、農家にとっては経営に対する不安という、そういうものが増幅するおそれがあります。そういうことで、県としてもしっかりとした作況の状況、それぞれの現地に即したそういう状況

を示してほしいと。それと、やはり当市としては、頑張っておられる農家がきちっと経営を維持できるような、そういう飼料米制度の評価の見直しについても、県と連携をしながら国に対して要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 初の副市長さんの御答弁ありがとうございました。機会があれば、この農業問題のことについて……私は全くの素人でございます。市長さんも商業の方でございます。ただ、これからの時代、さっきも述べましたけれども、農業の問題のことについては専門家に任せておけばいいんだというような時代はもう終わりました。若い人たちが参入できるような形というのをどう構築すべきなのかということが最大の課題でございます。なので、経費助成、市長は農家の方々を回られて、この間の黒星病のことについて経費削減できるようにということで、速やかに対応していたということなので、今回はどうなのかなというふうにして御答弁を拝聴したわけですが、ちょっとなかなか判断は難しいんだなというふうに認識いたしました。御答弁は結構です。今回は、通告項目が非常に多いので、どんどん行かせていただきます。

次に、再質問で通告させていただくということで、経済の活性化と福祉的観点から、五所川原、金木、市浦地区の買い物難民のことについてお尋ねしたいと思います。五所川原市の七和地区では、総務省の過疎地域など自立活性化推進交付金、これを活用して、生協と連携して移動販売を平成29年11月に実施してございます。今後の見通しについて、まずお尋ねいたします。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○榎引和雄財政部長 少子高齢化が進行する中で、地域における生活機能の維持、確保が課題となっている状況でございます。住民が住みなれた地域で希望を持って生活を送り続けられるよう、住民が主体となって今後の地域のあり方について協議、合意形成を図り、それに基づく取り組み等も必要ではないかと考えてございます。確かに七和地区、非常に活発にいろいろな事業をやってございます。七和地区のような地区がもっと出てきてくれればいいのかと考えてございます。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。これは、総務省の交付金を使ってやらせていただいたわけです。これとは限らず、この買い物難民のことについては、国土交通省も交付金がございまして、経済産業省もございまして、農林水産省も交付金をいろんな形で活用しております。

そこで、金木地区、市浦地区です。金木地区、市浦の買い物難民、このことについてちょっとお尋ねしたいんですけども、例えば大鰐町で実施しているスネカラバスというのがございます。これは、国土交通省の交付金を活用して、タクシー会社に委託して、スネカラバスを登録制で運用しております。例えば金木地区の買い物難民の地域、市浦の買い物難民の地域を市が、そういうふうなタクシー会社だけではなくて、バス会社もあります。そういうようなところに委託して、登録制で時間割を決めて、要請があれば行って、買い物弱者を乗せて巡回するというような、大変効率のいい制度を大鰐町は実施しておりますので、スネカラバス、名前は何でもいいと思います。金木はメロスバスとか、市浦はシジミバスとか何でもいいわけです。小学校で名前を募集したそうですけれども、大変アイデアがあっておもしろいなというふうにして、感心しておりました。これを当市でお考えがあるかどうかお尋ねいたします。

○磯辺勇司議長 建設部長。

○佐々木秀文建設部長 御答弁いたします。

大鰐町では、利用者減少に伴いまして路線バスが廃止ということで、平成22年から予約運行型の交通、いわゆるデマンドバスの運行をしております。デマンドバスとは、議員おっしゃるとおり、一般的な路線バスとは異なり、基本的に事前の電話予約により運行する新しい形態のバスでございます。運行方法につきましてはさまざまありますが、路線バスやコミュニティバスのように所定のバス停で乗りおりますが、予約があった場合に運行し、予約がなければ運行しない方式が大鰐町のほうでとられております。

当市においても、高齢化と人口減少に伴う地域住民の移動手段維持、確保は重要な課題であると考えております。現在当市では、公共交通の再編を進めておりますが、デマンド型の運行導入につきましては、具体的な再編事業を進める中で地域住民の声に耳を傾けながら、将来を見据えた取り組みを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 この買い物難民、五所川原市、五所川原の周辺地域、また金木、市浦の買い物難民、こうした方々、高齢化が非常に深刻に進んでおります。なので、市長、金木地域を選挙戦で回られて、随分買い物難民のことについてお話しされているようでございますので、これからの市長のお考えをお尋ねします。

○磯辺勇司議長 市長。

○佐々木孝昌市長 突然の質問ありがとうございます。

平山議員と私の認識はちょっと違います。買い物難民と交通難民は別なのです。要は

今のデマンド型の交通あるいは路線バス、これが交通難民。今バスでいくと、運転手が非常に足りなくなって、路線バスをどんどん、どんどん削っていかなければならない状態。これは、予算の問題もありますけれども、バス自体の運転手がいないので、公共交通がだんだん、だんだん縮小していくと、それによって交通難民が出てくるのです。買い物難民の場合は、地域に買うところがなくなるから買い物難民なのです。それをどうするかなのです。ですから、交通難民と買い物難民を分けて考えなければならぬのです。

七和の場合は、路線バスが通っていないと。要は病院に行けないからどうするかということで、住民の協議会がつくって、そのバスで病院までの移動をする。結果的に病院に行くけども、それはあくまでもデマンドですから、場所から場所までのデマンドなのです。これによって買い物難民は解消されません。要するに地域の中でもう店がないのです、七和は。ですから、七和はコープと協定を結んで、その中で来てもらって買い物をしてもらおうと。ですから、買い物難民をなくするためには、地域の店がないわけですから、そこに移動した販売をどうやってやるか。あるいはコンビニ、スーパーと連携して、定期的にスーパーのほうに地域から運んでもらうようなシステムをつくらないと、交通難民と違って買い物難民は解消されません。

ですから、これからの協働社会の中で行政だけではできないものを、例えば先ほどのデマンド、私の得意分野なので来たと思いますけれども、やはりこれからは路線バスではなく、もっと効率的なデマンド型の輸送によって、必要なときに必要な人をちゃんと玄関から目的地まで運ぶというのがデマンドです。ですから、買い物難民については民間のスーパー、例えば七和でいくとコープですね、そういうところと提携をしながら行ってもらうか連れていくか、どちらかのものを構築していかなきゃならないと思っていますので、その辺は十分これから勉強して、買い物難民が起こらないように、しっかりと対応していきたいと思っています。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 市長、私の質問ちゃんと聞いていましたか。七和地区はそうなのです。

(何事か呼ぶ者あり)

大鰐の場合は、そういうデマンド型をやっていますよという例を挙げたのです。ですから、地域によって、金木の地域、どういうふうな状態になっているのか、市浦の地域、どういうふうになっているのか、そこを金木でも町なかとそうでない地域、市長が回られたそうでない地域もございます。ですから、そういうような地域に合わせて、さっき

言いました国土交通省の事業もあるし、経済産業省の事業もありますよ、さっき言った七和のような総務省の事業もありますよという例を挙げたのです。ですから、地域に応じた例を検討していただいて実施すべきではないかと、こういうことを私は質問したのです。よろしいですか。その点、何とか誤解のないようによろしくお願いいたします。これは答弁いいです。

その次、通告の第2点目の子育てのことについて、幼児教育の無償化の財源は御答弁いただきましたので、ありがとうございます。

それから、第2点の無料の子ども広場、これを前向きに、図書館など公共施設のほうにもということで、検討していただけるという前向きな答弁をいただいたのですけれども、この財源は何ですか。再認識させていただきます。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 公共施設での無料の子ども広場ということでございますけれども、もともとエルムにあるすくすく一るの中にNPO法人が別建てで開設しておるところでございまして、それについて図書館のほうに移転という方向で今検討しているところでございます。ですので、そういう意味では既存の予算の範囲でどこまでできるのかというところを今もんでいるところでございますので、今の段階で具体的に金額というのは御披露できないのかなということで何とか。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 そういうことではなくて、この拠点事業というのは、国の交付金の事業にあるんでしょうということで、その交付金はどういう交付金の財源を使っているんですかということをお尋ねしたのです。

○磯辺勇司議長 福祉部長。挙手願います。

○岩崎孝幸福祉部長 済みません。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 質問の趣旨がのみ込めないようで、要は子ども・子育ての拠点事業という国の交付金を使って実施しているわけです。ですから、市の単独の予算ではないということをお尋ねしたいんです。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

よろしくお願いいたします。これと同じような、似たような質問も出ますので、ほかに質問、関連ありますので、よろしくお願いいたします。

保育士不足のことについて、先ほど保育士の不足があるということで、利用調整が行われているということです。一応その対策のことについて何かお考えがあれば、まずお

尋ねいたします。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 保育士不足ということでございますが、今現在、実際利用調整を行っている中で、待機という形にはなっていないということでございます。市街地に近いところ、それから例えば母親の職場に近いところの保育園を希望するケースが多々あるということで、施設間の偏りが生じて、どうしても特定の保育所等に希望が集中する傾向がございます。ですので、その辺については面積的な要件もありますし、対応する保育士の量的なものも当然ありますので、そういうことも含めて利用調整ということでございます。

今現在の保育士の配置基準は……

(「簡潔にお願いします」と呼ぶ者あり)

配置基準については満たされておるところですが、どうしてもぎりぎりで余裕がないというところに関しては、非常勤等を利用して対応しているところでございます。この辺についても要件を今後も充足するよう指導してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 よろしく申し上げます。

次に、ファミリーサポートセンターの預かりの600円という金額、これですけれども、1時間700円のところもあるということ。最低賃金が今少しずつ上がってきています。それと比較した場合に、ちょっと低いんではないかなと。ただ、これは有償ボランティアなので、額が少ないのは……。ただ、当たり前というわけにはいかないと。なぜなら預かるお母さんたちが少しずつ減ってきていると、預かりのお母さんたちが。それは、ただのボランティアという意識が非常に高くなってきているという。ただ、利用する人たちのほうが人数が増えているということで、需要と供給のバランスがちょっと、その原因の一つに預かる1時間600円というのも起因しているんじゃないかなというふうにして思っておりますので、少しでも上がるようお願いしたいなど。答弁は必要ございません。前向きに検討していただければと思います。

それから、健康推進のことについてですけれども、健康ポイント制度の導入のことについて、新年度やっていくという非常に前向きな答弁を以前からの質問でいただきました。健康ポイント制度について、その財源は何ですか。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 基本的に一般財源でございます。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 一般財源の中の何の交付金を使われるのですか。全くの一般財源ですか。

○磯辺勇司議長 財政部長。

○櫛引和雄財政部長 一般財源です。ですので、市税とか普通交付税になります。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 わかりました。それでも新規で行われるということなので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから、ピロリ菌の除菌については弘前市、つがる市で行われているということで、がんの死亡率は、胃がんのことについては当市も非常に、第1位ですか、さっきの答弁で。第3位ですか。がんの死亡率の中でも高いということですので、何らかの措置が必要だけれども、なかなかこの財源を捻出することが難しく、今日まで行われてこなかったと。今後はどうですか。

○磯辺勇司議長 民生部長。

○秋元建一民生部長 財政が伴わないということではございますけれども、当市においてピロリ菌の検診の導入につきましては、平成22年度に北五医師会へ医学的な意見を求めたところ、当市の胃がん対策を強化するためには、胃内視鏡検査の導入が早期の問題解決につながるとの専門医の意見をいただいております。このことから平成23年度から40歳以上の市民を対象といたしまして、胃カメラによる胃がん個別検診を導入した経緯がございます。いずれにいたしましても、現在でも胃がんで亡くなる方が多うございますし、割合も高うございますので、当市の胃がんの予防対策を強化していくためにも、ピロリ菌の検診を含めて、今後も検討してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 よろしくお願ひいたします。

さて、認知症対策についてです。予算30万円です。福祉部長、一緒のバッジつけていますね。認知症サポーターの印です。ある方がこれを見て、「認知症ですか」と言われた人がいますけれども、「そうではありません、認知症サポーターのバッジです」というふうにしてお答えしたりしていましたが、冗談はさておいて、この予算30万円の財源、きちんと今後も確保できるかどうか、1点お尋ねします。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 認知症フォーラム等に関しては、認知症施策そのもの全体で260万円ということで、30万円だけではないということで、今後もその辺についてはしっかりと対応できるように、予算の拡充も含めて今後対応してまいります。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 認知症のフォーラム、それからサポーターの登録、県内で一番多いということで、宣言までしているということですので、ぜひとも今後も認知症対策のことについては、市としても力を入れていって、高齢者のためにみんなで支え合う社会を築いていきたいなというふうにして思っておりますので、よろしく願いいたします。
最後になりますけれども、手話言語条例制定に向けた推進についてです。この点について、当市、今後の見通しをお尋ねいたします。

○磯辺勇司議長 福祉部長。

○岩崎孝幸福祉部長 手話言語条例の制定ということでの御質問でございます。手話は、聴覚に障害等がある方にとってコミュニケーションの大切な手段であると認識しております。市では、これまでも障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業において、意思疎通支援事業を実施し、手話通訳者の市役所への設置並びに派遣等を行っており、また市民等を対象とした日常会話程度の手話通訳ができる方を養成する手話奉仕員養成研修事業を実施しております。

県及び県内10市の手話言語条例の制定状況につきましては、黒石市、弘前市が制定済みであり、八戸市が今年度中に制定予定と伺っております。当市では、去る10月24日に青森市で開催された手話言語フォーラムに私を初めとする関係職員が参加し、手話についての理解を深めてきたところであります。今後は、当市新採用職員を対象とした研修を行うなど、手話に対する理解を深めるとともに、条例制定についても県及び県内自治体の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司議長 21番、平山秀直議員。

○21番 平山秀直議員 前向きにぜひ御検討していただければというふうにして思っております。

以上で質問を終わらせていただきますけれども、市長におかれましては、市単独でやれることというのはなかなかないのだと、県、国としっかりと連携をとりながら事業の推進をしていただきたいと、その点を強く強調させていただいて、質問を終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

ちょっと早いんですが、ここで暫時休憩いたします。

午前 11時18分 休憩

午後 1時03分 再開

○磯辺勇司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、秋元洋子議員の質問を許可いたします。10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 至誠公明会の秋元洋子です。第5回定例会において、議長よりお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、11月30日、お亡くなりになりました寺田議員に心より御冥福をお祈りいたします。平成17年3月に合併以来、寺田議員とともに3回の選挙戦を勝ち抜いて、ともに議員活動をしてきた年月に思いをはせながら、本題に入っていきたいと思います。

その前に少し待ってください。私としたことが、副市長に礼を失するところでした。改めまして、副市長、御就任おめでとうございます。

合併と同時に五所川原市の観光事業が春の金木芦野公園の桜まつり、また5月4、5日と2日間にわたる全国三味線大会金木大会は全国から約200人以上の申し込みがあり、金木大会で優勝した吉田兄弟など、世界に飛び出していくほどのすばらしい奏者を出しております。8月は立佞武多、もちろんブラジル、フランス、そちらのほうまで飛んでいって、立佞武多の名前を有名にさせております。1年を通して金木町太宰治記念館、三味線会館、また立佞武多の館も1年間を通して観光の超目玉でございます。

こうして調べてみますと、五所川原市、今さらながらすごいと思いませんか、皆さん。太宰も世界に名前をはせています。立佞武多もブラジル、フランスまで行っています。吉田兄弟もアメリカかどっかでライブをやっています。そういうところから見ますと、金木の観光はすばらしい観光資源を持っている。五所川原と合併したことによって、立佞武多、そして金木の芦野公園、太宰記念館、三味線会館を連動させた観光がすばらしい財産になっております。

ところが、太宰治、三味線会館は、元気倶楽部が指定管理を受けているんですが、最盛期、入館料の多かったときは、平成21年、斜陽館の入館料6,900万円ちょっと、それから収益が3,939万8,000円です。経費が2,906万7,094円。ところが、平成29年には入館料が3,102万2,000円、収益がここでこの金額がどんと落ちるんです。168万円。経費が2,900万円。この数字を皆さんお聞きになってわかりますとおり、金木町に観光に来る方たちの数がどんどん減っております。その中で、かなぎ元気倶楽部が、必死になって若い人たちが働いております。ですが、働けど働けど観光客が来ないことには黒字が出ないんです。そういう状況の中で、金木の三味線会館が足を引っ張っているんです。記念館は黒字なんです。三味線会館は、どうしても赤字が出るんです。

そういう中で、私が第1番目に聞きたい質問は、指定管理料が今年度に入って一気に

大きい金額でどんと減らされたんです。それはどうして減らされたのか、それが1つ。それから、消費税の増税に伴って、入館料の値上げについて、これはどういうふうに対処していただけるのか。それから、3つ目には、経営努力によって生じた利益は地域振興のため収受することを認めてほしいという、この3項目、三味線会館、太宰治記念館の元気倶楽部の質問になるんではございますが、ところがです、この3つ目の、答弁をもらう前から3つ目をちょっと説明させていただきます。

3つ目の経営努力によるというこのところは、残念ながら再度調べましたところ、元気倶楽部の経営努力によって生じた利益は地域振興のため収受することを認めてほしいという質問でございましたが、調べたところNPO設立当時から収益があり、収受していました。しかし、その後の入館者数の減少により、平成28年度から指定管理料を受けていたとのこと。ここは、私が先走ったような形で一般質問の内容に取り上げてしまいました。でも、もし答弁があるんでしたら、これに対しても御答弁いただければありがたいと思います。

元気倶楽部がこういう状況に……私が一人でこういう状況と言っても、皆さんさっきの私の数字を聞いていただきましたでしょうか。あの数字が右肩下がりにどんと下がっているということは、斜陽館、三味線会館は非常に今経営困難でございます。元気倶楽部の皆さんが必死に頑張っているんですが、その中でも市側の、新しい市長さんをお願いします、助けていただかないと、元気倶楽部はこれから持ち直していきません。新しい事業をいろいろ考えればいいんですが、一生懸命考えていても利益につながるような事業がなかなかないんです。いろいろ考えてはいるんですけども、はっきり言って収益の上がる事業を考えていない。そこのところをもう少し改善していけば、元気倶楽部も収益が上がると思うんですが、そこまで皆さん一生懸命会議開いて、頭を寄せ合って、知恵を出し合って考えているんですが、なかなかそこまでいかない。

あそこは重要文化財でございますので、締めつけが結構あります。そういう中で、収益が上がる事業、観光客が来ないことにはあそこは厳しくて、厳しくて、でも彼女たちは斜陽館を見捨てられないし、三味線会館も捨てがたいし、彼女たち、彼らに言わせれば、全国で生の三味線を演奏して観光客に聞かせるところは何カ所もないんだそうです。金木が1カ所ぐらいなんでしょうか、間違っていたら失礼しますけれども。そういう状況の中で、かなぎ元気倶楽部、一生懸命頑張っている、本当に頑張っている、私が周りから見ても。

でも、周りの人たちはそう思っていないんです。頑張っている、割ともうかっていると思っっているんです。その利益はほとんど出ていない状況で、今の段階で教育委員会の

ほうに相談に行きますと、人件費を削減しなさいとか人員整理をしなさいとか、いろいろな面でそれもやりながら努力しているんですが、余りの厳しさに彼女たちは今悲鳴を上げております。中には必要でないものも買ったりしている部分もあるんですが、そういうことを考えながら、彼女たちは観光客が来てくれれば、喜んで最高の対応をしているんです、見ています。

ところがです。今中国とか台湾とか外国の観光客がいろいろ来ているんですけど、あの人たちは三味線を聞くというよりも、斜陽館をするっと素通りなんです。そして、お金をほとんど落としていきません。そういう部分で、五所川原市の金木の太宰記念館も、立佞武多のように収益の上がるものを売れるような場所、それも欲しいわけです。でも、マディニーと連動はしておりませんので、マディニーはマディニーで売っていますけども、連動できておりませんので、三味線会館のほうで少しキーホルダーとか売っているぐらいで、そんなに利益のある事業をしておりません。それもやれば大変うれしいと思うんです。

ちょっと話が横にそれますが、隣の旧西沢家、あそこがどうにかなって、元気倶楽部にもあそこを預けていただければ、食事もできるような、いろいろな対応ができると思うんですが、それは何年も前から質問していても一向に前に進みませんので、それはさておいて、元気倶楽部の今の状況の中で、どういうふうに事業を展開していけばいいのか、彼女たちも本当に悩んでおります。

来年は、太宰治生誕110周年です。その110周年に合わせて、何かいいイベントが組めればなど今もみんなで集まって相談しているんですが、そういうことに対しても市のほうでも何かいい提案をしていただくとか、厳しいところに救済措置をとっていただくとか、そういうような状況の中で本当に厳しい。何回も厳しい、厳しいって、今の選挙みたいですけど、それはさておいて、その3つは質問いたします。

それから、金木消防署の移転についてですが、きのう稲葉議員が徹底して質問してありましたので、私が質問するところはそんなにございません。ですから、ここはもうカットしてもいいような気持ちでいるんですが、一応中泊の大沢内に建設する理由についてお聞きしたい。

それから、先日10月29日に金木の公民館において地域懇談会があったときに、金木の住民からの質問の中で、どうして中里さ建てるようになったんだというような質問があったときに、市長は、一からきちっと調べ直して、精査して皆さんに報告しますよという答弁がありました。それはどうなったのか、それをお聞かせください。

それから、今後どんなふうに、これも稲葉さんがきのう聞きましたので、何回聞いて

も堂々めぐりで、そんなに大して変わらないと思いますが、きのうよりもきょうまた変わった答弁がありましたら、どうぞ、答弁をお願いします。

この5項目について一般質問するわけですが、とにかく、何が何でもとにかく、とにかくって、もう一度救済の手を差し伸べてほしい、それが第一のきょうの一般質問の目的です。そうでないと、元気倶楽部の皆さんが手を引けば、金木の観光ははっきり言って次に受ける方たちがいなくなると思います。あの若い人たちが必死に働いている姿を見れば、ぜひ市長にもう一度救済の手を伸べていただきたい。

それで、先日商工会の会長と元気倶楽部の事務局長が市長のところに陳情に行ったところ、ちょうど私ぶつかりました。ところが、後で聞いたら、市長が提出しなさいと言った書類を何も提出していなかったと、それを提出していれば今回の議会に補正で上げてくれるというような話を聞いておりましたので、私は安心していたんです。ところが、何もしていなかった。そういうところが元気倶楽部が前に進んでいかない原因の一つなんでしょうね。なぜ上げられなかったのか、その原因ははっきり言って私が問いただしても言いません、彼らは。とにかく苦しいんだって、若い人たちを助けてほしい。

あそこの従業員たちは、女性のひとり親で、子供を育てている若いお母さんが何人もいます。ですので、あそこを助けてあげないことには、母子家庭のお母さんたち、生活保護をもらいたくないから必死に働いているんです、彼女たちは。そういう彼女たちを助けるためにも、さっきからこれで3回ぐらい言っているんですけど、市長に救済の手を伸べてほしいと、そういう心境で私は一般質問しております。これ以上何回言っても同じことの堂々めぐりですので、1回目の質問をこれで終わって、一問一答でお願いしたいと思います。1回目の質問はこれで終わります。

○磯辺勇司議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 昨日の答弁と違った答弁が出ないので、申しわけありませんが、消防署の移転建設についての検証作業の進捗状況についてであります。昨日稲葉議員へ答弁したとおりでございます。重複すると思えますけれども、統合消防署は定住自立圏構想における広域行政間の話でありますので、簡単に覆すことはできないということを改めて確認をし、今後適切に進めていかなければと思っております。

しかしながら、統合消防署の計画は、住民の理解のもと実行されるべきものであるとも考えております。先ほど秋元議員からもお話がありましたが、10月29日開催されました金木地区住民懇談会の際には、40名の市民の方々が出席され、秋元議員もそこに同席をされておりましたが、その御意見のほとんどが金木消防署の移転に対する不安の声だ

ったことは、お互い共通の認識だと思っております。このことをしっかり踏まえて、まず住民の不安を払拭しつつ、進めていく必要があると考えております。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 そうすれば、私のほうから太宰治記念館及び三味線会館に関して3点御質問ございましたので、それについてお答えいたします。

まず、平成30年度からの指定管理料が減額になった理由についてお答えいたします。指定管理料の算定につきましては、指定管理者による管理が開始される前年度に行いですが、その算定方法は、決算が確定している過去2年間の支出の平均額から、収入、この場合であれば入館料になりますが、こちらの平均額を差し引いた金額で算出されます。太宰治記念館、斜陽館及び津軽三味線会館の2施設の場合は、過去2年間の決算に基づく支出の平均額が5,582万1,000円で、収入の平均額が5,066万1,000円、こちらを差し引いた516万円を平成30年度の指定管理料としております。したがって、従前の指定管理料799万7,000円から減額となっております。

また、指定管理者の選考方法は公募でありまして、その募集要項内にも指定管理料の金額を明示し、募集したところ、このたびはかなぎ元気倶楽部1者から申請があり、決定したところであります。

次に、消費税の関係になります。消費税の増税に伴って、入館料の値上げは可能なのかという御質問でございます。入館料に関しましては、まずこちらの2施設とも設置条例に規定しております。その内容につきましては、利用者負担の公正さを鑑み、他市町村の類似施設の入館料を比較検討し、五所川原市行政改革推進本部にて消費税増税に伴う値上げはしないと決定されたものです。その代替措置といたしまして、指定管理料には指定管理者が負担する増税分を加算した形で算出しております。したがって、来年10月からの消費税増税予定分についても、指定管理料にその増税分を含めて計算し、債務負担行為の限度額を設定しております。

それと、必要があればというお答えでした。経営努力によって生じた利益、こちらのほうは収受することができるかというお話でございます。御質問の内容にあったとおり、収受できます。過去にもされております。こちらのほうは、年度協定書、こちらの第4条の4項におきまして、施設設置者は、利用料金収入の決算額が利用料金収入の見込み額を上回った場合であっても、指定管理者に返還を求めないと定められております。経営努力によって生じた利益は、指定管理者が収受できることとしておりまして、過去、平成28年度から指定管理料が発生しておりますけれども、その以前につきましては利益収入が生じておりますので、指定管理者、こちらのほうの収入となっております。

そして、まず指定管理料の考え方ですが、こちらのほうは合併当初から三味線会館、斜陽館ともに2施設一括で指定管理しております。資料のほうを見ますと、三味線会館、こちらは合併当時から赤字であると。赤字であるということを含めた上での一括2施設の指定管理となっております。

お話ありましたとおり、斜陽館につきましては、あくまでも文化財という性質上、教育委員会のほうで所管させていただいております。施設の性質上、その中でイベントを行うといった性質ではなくて、指定された文化財というポテンシャルを持ちながら集客を図ると、それが過去の観光者の推移によると、一般的には東日本大震災のときに大きく落ち込んできたと、そのほかその後に北海道新幹線が開業したことによって、ストローク現象で吸い込まれて、なかなかこちらのほうまで観光客が入り込んでいないという実態がございます。その辺につきましても、本来の文化財という性質に加えて、大事な観光資源であるという、その辺も加味しながら、関係部局のほうと協議しながら今後進めてまいりたいと思っております。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、大沢内地区に統合消防署を建設する理由として御説明いたします。

統合消防署の建設候補地につきましては、五所川原圏域定住自立圏における共生ビジョンのワーキング部会におきまして、五所川原市、中泊町の間中点付近で消防署の建設に必要と思われる面積5,000平方メートル以上で、国道に近く、水害等の心配がないという観点から、川倉地区私有地と大沢内地区私有地を候補地としていました。

川倉地区の場合ですけれども、金木方面及び中里方面への緊急車両の出場時の道路幹線がそれぞれ1幹線、大沢内地区の場合は、金木方面の出場時の道路幹線が2幹線、中里方面へは3幹線経路を選択することができることなどを考慮したほか、出動範囲内の到達時間、隣接の管轄地域へのアクセス条件、大規模災害時の活動条件など検討の結果、大沢内地区が妥当との結論に至ったものでございます。

以上です。

○磯辺勇司議長 10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 川倉を通過して大沢内から金木町に入ったときに、嘉瀬地区まで何分、喜良市地区まで何分ぐらい時間がかけて、それから中柏木はまた嘉瀬の奥です。何分ぐらいかかるかお知らせください。

○磯辺勇司議長 秋元議員、その前の質問、太宰記念館のそれ。

○10番 秋元洋子議員 まだありましたか、答弁するところ。あったら答弁してください、

どうぞ。

(何事か呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 一問一答ですので、あとないですか。

○10番 秋元洋子議員 これからゆっくり聞きますから。

○磯辺勇司議長 順番どおりやってください。

○10番 秋元洋子議員 1つずつやっていたから大丈夫でしょう。消防は消防で聞いていましたし、斜陽館は斜陽館で聞いていますので、だめなの。

○磯辺勇司議長 順番どおりやってくださいということなんですよ。

○10番 秋元洋子議員 順番どおりやってくださいって。はい、わかりました。

それでは、斜陽館からいきます。斜陽館の場合に、三味線会館が足を引っ張っているんです。記念館のほうは黒字なんです。斜陽館は常に赤字なんです。今までもずっと、先ほど私がしゃべった数字の出たところも、平成21年度のあたりはピークでお客も入っていたんですけども、右肩下がりにどんどん、どんどん下がって行って、三味線がそのとき足を引っ張っているんです。これは、私個人的な考えなのですが、確かに奏者がいて、いい奏者も輩出して、立派な三味線会館ですが、斜陽館の黒字を三味線の赤字で食べていく、そして斜陽館がまた赤字に転落していくのであれば、三味線会館を市のほうにお返しして、あと2年間契約はあるんですが、切り離せないものか、それも1つ。それは、あと2年後になると思うんですが、そういうことはできないものか、市長さん何とか。2年後にできますか。市長でもいいし、教育部長でもいいし。

○磯辺勇司議長 教育部長。

○小林耕正教育部長 赤字施設である津軽三味線会館、こちらを指定業務のほうから切り離すことが可能かということでございますけれども、今お話ありましたとおり、現在の指定業務、平成30年度から平成32年度までの3年間、2施設を一括管理するということが基本協定を締結しております。現状の協定内容では、この当該期間中に三味線会館を切り離すということは困難であると考えられます。3年後につきましては、また再度こちらのほうで形態を検討するという余地はあるとは思いますが、現時点では何とも申しがたいというところが本音でございます。

それと、2施設を切り離す状況になりますと、当然のごとく、今赤字施設である津軽三味線会館、そちらのほうの指定管理料も減額されるということになりますので、おのずと指定管理料のほうは減額になります。

それと、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、こちらの両施設とも津軽三味線会館のほうが当初から赤字ということで、両者一体となった一括指定をされておりますの

で、申し添えておきたいと思います。

以上です。

○磯辺勇司議長 10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 あと2年後に三味線会館をもし切り離す、今の時点では多分離せないと思いますので、それは私も無理は言いません。2年後、それを離したときに、三味線はもう切り捨てて、そのまま市のほうで赤字を担当してもらって、記念館のほうは今までも黒字が出ておりますので、今働いている人たちで十分にやっていけるという計算をしていると思います、働いている人たちは。これは、2年後の話で提案でございますので、皆さんそこは頭に入れておいてください。

それから、部長の答弁の中に、消費税が上がれば、消費税の分はまたちゃんと上乗せして管理料を出してくれるんですね、8%から10%になったときの。それは、市のほうで配慮をきちっとしていただいておりますので、ありがたいことだと思っています。当然やらなければいけないことなんだと思いますが。

ところが、何を頼んでいいのか、今の現状だと働いている人たちが本当にかわいそうで、必死に頑張っているのに、何がどういう原因なのか、その原因をこれから少しずつ私も探っていかなければいけないんですが、とにかくこういう現状だということを皆さんに知っていただきたい。議員の方たちも、多分こんなに赤字だということをわかっていないと思います、一部の方を除いて。ですから、元気倶楽部をもう一回金木のまちの観光のために役立てていただくために、必死に働いている彼女たちに、私が先ほどから、これで5回目でしょうか、市長、また救済してくださいって、それをお願いするしか今この一般質問ではないんです、それしか。だから、先に立っている人たちに、市長がこういう書類を出せば、ちゃんと補正を組んでいただけますよというものを話ししていただいて、きちっと対応していった場合に可能でしょうか。市長、よろしくお願いします。

○磯辺勇司議長 市長答弁いいですか。市長。

○佐々木孝昌市長 通告を受けておりませんが、せっかくなので、私の答えられる範囲内でお答えいたしますが、私も就任以来いろんな方々からお話を伺っております。当然この元気倶楽部の指定管理について、今の現状については、伊藤議員を通して2回ほどおいでいただいておりますし、3回目のときは山中元気倶楽部の会長、伊藤事務局長が来て、そのときは全てのシートバランスを私もチェックさせていただきましたし、いろんな観点からチェックをいたしました。

ただ、入館者の絶対数が少ないと。やはり3.11以来、それと100周年以降観光客が減っていると。特に青森県に来る観光客は、ここ数年、県のいろんなキャンペーンで伸びて

おりますけれども、五所川原に対する観光客の入り込みは、県内でマイナスになっているのはこの地域だけだということで、入館者がどんどん減っていることで、指定管理料と見合わなくなっていると、そういうことをお聞きして、ただどうしても今までの経緯で、元気倶楽部はソフト事業に非常に走り過ぎているということで、ハード事業を行って収益を求めて、それをまた自分たちの運営に生かそうという努力が足りないということを私は指摘いたしまして、現在のその状況を打破するために新たな事業計画をつくって、現在の入館者数から逆算すると、どういう指定管理料になれば適正なのかということを持ってきてくださいと。そうすれば、あくまでもそれを出す、出さないは、必要であれば議会のほうにお諮りして、皆さんにお諮りをしてから検討させていただきますという返事はしております。ただ、そういう状況の中で、今回私もそういう報告を待っておったんですけれども、結果的に報告がなかったというのが今までの経緯だということです。これからの人口減少の中で、自治体のガバナンスを考えたとき、自治体で完結できるわけがありませんので、やはり他団体、NPO等々ときちっと協働という形で、これからの自治体のガバナンスはあるべきだとは考えております。

以上です。

○磯辺勇司議長 教育部長からも答弁あります。

教育部長。

○小林耕正教育部長 先ほどの消費税の増税の部分について、いささか曖昧な答弁をさせていただきましたので、改めてお答えしたいと思います。

入館料そのものにつきましては、先ほど説明申し上げたとおりでございますけれども、消費税ですが、こちら平成30年度の当初予算で3年間の債務負担行為を組んでおります。その中で、3年間の指定管理料の上限額を設定しているわけですが、そのうち今年度分として出しているもの、それと来年度以降の分、3年間まとめて債務負担行為を組んでおりますが、その中では来年度10月以降の消費税増税分8%から10%の2%分も増額したものとして計上しておりますので、来年度の予算編成の時点では、当然その分を加えたものとして予算計上することとなります。

以上です。

○磯辺勇司議長 10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 今答弁いただきまして、本当にありがとうございます。市のほうでもいろいろ考えていただいて、対応してくださっているんですが、何しろ観光客が減っていくもので、これは何とも、どういう対策をとっていいのか、彼らもきっと迷っていると思います。それで、来年の生誕110周年に向けての事業をどうか市のほうでも、

元気倶楽部に預けるだけでなく、いろいろな面で補佐していただいて、立派に110周年をなし遂げていただければ、ありがたいと思います。

太宰のほうはこれで終わりますが、先ほどの消防のほうに行きますので。大沢内から喜良市まで、中柏木まで、嘉瀬まで何分ぐらいで行くんでしょうか。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 ただいまの新庁舎の予定地からの時間でいきますと、こちらのほう60キロで一応計算しております。1分1キロという形で計算させていただいています。喜良市地区の喜良市の駐在所のあたりまででいきますと9分、嘉瀬地区でもう一つ、嘉瀬駅までも9分となっております。中柏木のコミュニティセンターまでは11分という形……

（「十何分」と呼ぶ者あり）

11分です。

それと、緊急車両に関しまして、道路交通法では緊急車両の制限速度は一般道で80キロ、高速道路では100キロメートルとなっております。しかしながら、救急車及び消防車両等は地域住民の生命、身体及び財産を守るため、安全、確実に現場へ到着し、救急車は傷病者を収容後、応急処置を行いながら、容体を悪化させないよう医療機関へ搬送することが必要となっております。そのため、一般道で80キロの制限速度ではありませんが、道路状況に応じ、安全を確認しながら走行しております。

金木消防署から大沢内地区への所要時間につきましては、これまでの出場実績が少ないために、先ほど申しました所要時間に関しまして、1分で1キロとすることで説明をさせていただいております。冬期間におきましては、積雪等の道路状況を勘案しますと、もう少し時間がかかるものと消防本部のほうからは伺っております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 秋元議員、理事者が答弁の場合は隣の席に座ってください。

10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 今まで金木の消防署から例えば救急車両が出たときには、何分ぐらいかかっていたんでしょう。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 申しわけございません。比較する上で現在の金木消防署から同じ条件で時間を確認していくと、喜良市地区の駐在所までは4分でございます。同じく嘉瀬の駅の近辺までは3分、中柏木のコミュニティセンターまでは5分となっております。その差がおおむね5分から6分という形で、時間的に差が出ております。

○磯辺勇司議長 10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 この5分というのは、命を預ける者としては、はっきり言って死ぬか生きるかの大切な時間ですよ。でも、救急車両って、入ってきて、倒れた方を救急車に乗せて出発するまでにまた20分も30分もかかっているんです。ということは、さらにまたそこで5分でも時間が延びるということは、非常に命に危険を感じております、私は。

つい先日も私の家の前の方が倒れて、救急車が来ました。一向に出発しません、救急車が患者さんに乗せても。そしたら、これは運転手さんに聞いたら、受け入れる病院側がなかなか返事してくれないから、救急車が発進できないんだそうです。こればかりは、私や隣近所の人みんなが集まって怒ったとしてもどうにもならないことで、病院側の対応ができていなかった。たらい回しにされている間に患者さんは亡くなるという、そんな状況であったんです。それをさらにまた5分延びるということは、金木の住民にとっては非常に、文句が私たちのところに来ます。津軽弁ではっきり言えば、「おめだぢ、なに議員やっちゅうんだば」って、こういうふうに叱られます、回って歩くと。ところが、私が答弁しているのは、消防議員がちゃんといるんですよってはっきり言って歩いています、広域の事業ですので、ということは説明して歩いておりますが。

これに対しては、金木の住民たちは非常に不安に思っております。その不安を払拭できるようなこれからの対応を、市長が先ほど、稲葉さんのときでしたか、説明していたように、いい状況に持っていけるような、大沢内から発進するときも、そういう状況に持って行っていただければ、私たちも回って歩いて聞かれても、答弁ができるような、そんな状況にまで市長に持って行ってほしいと思います。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 救急の関係なんですけども、今お互いの消防署に関しましては救急車1台ずつでございます。ただ、統合消防署になりますと、2台体制という形になりますので、1台出場していても、もう一台いる。ただ、今までは協力体制という形だったんですけども、今度は管轄の中で2台体制ということになってきます。

あと、距離のお話になりますけども、遠くなる場所もあれば近くなる場所もありますということをつけ加えさせていただくんですけども、そのところは位置の変更によりまして、そういうことは避けては通れない状況だということで、まずは2台体制で体制を整えていきたいということで伺っております。

以上でございます。

○磯辺勇司議長 10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 2台体制になったからといって何が変わるんですか。もう一回答弁。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 おっしゃるとおり、時間のほうは各1台ずつということなんですけども、1台出場していても、もう一台またすぐ出て行けるということで。ただ、こちらの御説明に関しましても、ほかに行っていればということがついて回るんですけども、そういうことでつけ加えさせていただいたことをございます。

○磯辺勇司議長 10番、秋元洋子議員。

○10番 秋元洋子議員 幾ら質問しても堂々めぐりだと思いますので、これからの消防も……

(何事か呼ぶ者あり)

何、もう一回言って。やじはきちっと飛ばして。中途半端に飛ばさないで。

これからの消防の今の対応も、それから元気倶楽部の対応も、ぜひ前向きに、いい方向に進めるように市長をお願いして、一般質問終わります。いろいろやじも飛ばしていただいてありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって秋元洋子議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時47分 散会

平成30年五所川原市議会第5回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成30年12月5日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から議案第128号 市道路線の認定についてまで
- 第 2 請願第 3号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願書
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（23名）

1番 井上 浩 議員	2番 花田 進 議員
3番 山田 善治 議員	4番 磯辺 勇司 議員
5番 松本 和春 議員	6番 山田 和宗 議員
7番 木村 慶憲 議員	8番 成田 和美 議員
9番 吉岡 良浩 議員	10番 秋元 洋子 議員
11番 鳴海 初男 議員	12番 木村 博 議員
13番 稲葉 好彦 議員	14番 松野 武司 議員
16番 福士 寛美 議員	17番 川浪 茂浩 議員
18番 桑田 茂 議員	19番 三潟 春樹 議員
21番 平山 秀直 議員	23番 山口 孝夫 議員
24番 伊藤 永慈 議員	25番 加藤 磐 議員
26番 木村 清一 議員	

◎欠席議員（2名）

20番 工藤 武則 議員 22番 葛西 収三 議員

◎説明のため出席した者（26名）

市 長 佐々木 孝 昌
副 市 長 一 戸 治 孝

総務部長	北川智章
財政部長	櫛引和雄
民生部長	秋元建一
福祉部長	岩崎孝幸
経済部長	三橋大輔
建設部長	佐々木秀文
上下水道部長	岩川和雄
会計管理者	岩川静子
教育長	長尾孝紀
教育部長	小林耕正
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	一戸正博
監査委員	小田桐宏之
監査委員 事務局長	宮崎昌子
農業委員会会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	葛西達也
総務課長	長谷川哲
財政課長	飯塚祐喜
市民課長	片山善一朗
保護福祉課長	伊藤一二三
農林水産課長	今重彦
土木課長	小田桐繁寿
経営管理課長	三和不二義
教育総務課長	川浪生郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	浅利寿夫
次長	山本弘隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 ただいまの出席議員23名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第112号から議案第128号まで

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算から議案第128号 市道路線の認定についてまでの17件を一括議題といたします。

これより総括質疑を行います。

発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 社会民主党の井上浩です。提案されました議案1件につき、質疑をいたします。

議案は、第123号 五所川原市名誉市民条例及び五所川原市顕彰条例の一部を改正する条例の制定についてです。具体的には、内助功労章の廃止の提案です。私は、数度にわたって予算及び決算委員会、そして本会議場で内助功労章の廃止を提案するとともに、故平山誠敏前市長を初めとしまして、関係各位と複数回討論をしてみいました。ようやくではありますが、私の現在の任期の最後の議会において提案をされましたことは、理事者側のこの誠意に対して感謝をいたします。

それでは、質問をいたします。内助功労章の「章」とは優秀賞の「賞」ではなく、功労ある個人を顕彰するために官公庁等が定める表彰記章の一つであり、つまり記章の「章」のことです。一般に地方公共団体である市においては、著名でない市民の功労あるいは善行などをたたえて、広く世間に知らしめる顕彰のために授与、贈呈する記章、英訳ではメダルとされるワッペン、バッジの類いのことです。

そこで、質問の第1は、内助功労章の廃止に至る経過と議論内容についてです。

質問の第2は、顕彰条例の一部を改正する条例改正の理由について質問をいたします。以上です。

○磯辺勇司議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○北川智章総務部長 それでは、内助功労章の廃止についてお答えいたします。

以前より井上議員からは何度か議場におきまして内助功労章について御指摘をいただいております。担当課において県内他自治体や他県についても調査したところ、市の行う顕彰にかかわる内助功労章を設けている事例を見つけることができませんでした。また、昨今は、夫婦においても性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し合い、喜びや責任を分かち合いながら支え合うといったあり方が浸透していることから、配偶者相互間の感謝の意を重視し、女性配偶者の内助の功のみを表彰対象とする内助功労章の規定を廃止するのが妥当と考えたところでございます。

本年の顕彰委員会におきまして、委員の皆様にご意見を伺ったところ、本件のような内助功労章が当市のみであることや、先ほど申し上げましたとおり昨今の夫婦におけるあり方が変化していることなどを考慮すると、廃止が妥当となったことから、今回内助功労章の廃止を提案させていただいたものでございます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 そうしますと、経過と議論内容については、理解し、了とするものでございますが、いただいてこられた方にとっては栄えあることでもありますし、これがなくなるということで一定の市としての、また議会としての総括が私は必要だったと思っています。

そこで、既に資料はいただいておりますけれども、確認の意味で少し質問をいたします。ここに平成28年度の市の広報で示されました平成28年度五所川原市褒賞、文化褒賞、内助功労章の広報による紹介がございます。28年度の例ですけれども、市褒賞として3人の方、寺田春一様、白川庄治様、桑田ミサオ様、3人のお一人は女性でございます。文化褒賞がお一人。市民に広報されていますこの中身を見ますと、男性3名の市褒賞受賞者の紹介の脇に内助功労章として女性の3人が記載をされており、女性で市褒賞を受賞されました桑田ミサオ様につきましては内助功労章の記載はないという中身になっております。

そこで、確認をいたしますけれども、市褒賞は平成17年度から29年度までに39人が受賞され、その内訳を見ますと男性が32人、女性が7人となっております。また、文化褒賞も同様に平成17年度から29年度までで男性が13人、女性が4人の計17人、内助功労章は同じく年度で42人の方が受章をいただいておりますけれども、全員が女性であるという経緯の確認をしたいということが1点と、それと男性受賞者の45人に対して、42名に内助功労章が贈られているわけですけれども、女性受賞者の11名に対しては内助功労章はゼロである。しかしながら、五所川原市顕彰条例、今回改正がかかるわけですけれども、これまでの内助、顕彰条例を見ますと第5条の2として顕彰方法でございまして、「市褒

賞又は文化褒賞の受賞者の配偶者には、内助功労章を贈ることができる」という規定があるのみでございます。こういう顕彰方法の規定があるにもかかわらず、運用において事実上の運用を見ますと男性受賞者45人に対しては42人内助功労章が贈られ、女性受賞者の11人に対してはゼロ人である。このことをどう理解するかについて、討論でも行いたいと思っておりますけども、ちなみに男性で市褒賞を受けられて、内助功労章を同時に受けていられない方は、平成23年度の齊藤一郎様、同じく平成23年度の吉岡榮様、そして3人目として平成26年度の佐藤實様となっていると、私はいただいた資料から理解をしておりますけども、そういう理解でよろしいのか答弁を求めます。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 まずは、受賞の方の人数でございますけども、井上議員おっしゃったとおり受賞者は男45名で女性は11名でございます。

それと、内助功労章の方は、42名いらっしゃるということでよろしかったです。

それと、内助功労章を差し上げなかった3名の方は、おっしゃるとおりの方でございましたので、そちらのほうも同じということで答弁させていただきます。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 わかりました。そういう理解でよいということですので、今の答弁を前提として賛成討論を準備をしたいと思えます。

最後の質問になりますけども、私見たことがないので、内助功労章で贈られるのはどういふもので、お幾らぐらいのものでいらっしゃるのかを、なくなりますので、最後ですから、お尋ねをして質問を終わりたいと思えます。

○磯辺勇司議長 総務部長。

○北川智章総務部長 内助功労章は、メダルというかそちらのほうなんですけども、1個当たり消費税を含めまして5万544円です。こちらのほうを内助功労章としてメダルをお渡ししております。

○磯辺勇司議長 1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 恐らく全国でも行政として出した章としてはないものだと理解していますし、大変今後プレミアム、希少価値の出るものだと感じていますので、まずこうした制度を運用してこられた方に敬意を表しながら、私の主張や男女共同参画室の表現に関する主張もあると思えますので、今後また引き続き顕彰については充実するようお願いをして質問を終わります。

ありがとうございました。

○磯辺勇司議長 以上をもって総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算から議案第118号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算までの7件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件については13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員には、

2番 花田 進 議員	5番 松本 和春 議員
6番 山田 和宗 議員	7番 木村 慶憲 議員
8番 成田 和美 議員	9番 吉岡 良浩 議員
10番 秋元 洋子 議員	11番 鳴海 初男 議員
12番 木村 博 議員	13番 稲葉 好彦 議員
14番 松野 武司 議員	21番 平山 秀直 議員
24番 伊藤 永慈 議員	

の13名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を行うよう、口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました7件を除く10件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎日程第2 請願第3号

○磯辺勇司議長 次に、日程第2、請願第3号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願書を議題といたします。

本請願については、今定例会の締め切り日までに受理した請願であります。お手元のタブレット端末に配信しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○磯辺勇司議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明6日から12日までの7日間は休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会とすることに決しました。

次回は13日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○磯辺勇司議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時18分 散会

平成30年五所川原市議会第5回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成30年12月13日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第119号 五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第120号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第121号 五所川原市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第122号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第123号 五所川原市名誉市民条例及び五所川原市顕彰条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 請願第 3号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願書
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 7 議案第124号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（立佞武多の館及び立佞武多広場）
- 第 9 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（楠美家住宅）
(経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第10 議案第125号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第128号 市道路線の認定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第12 議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第113号 平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第114号 平成30年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）

- 第15 議案第115号 平成30年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第116号 平成30年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算(第1号)
- 第17 議案第117号 平成30年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)
- 第18 議案第118号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第19 議案第131号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第132号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議案第133号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員(25名)

1番 井上 浩 議員	2番 花田 進 議員
3番 山田善治 議員	4番 磯辺勇司 議員
5番 松本和春 議員	6番 山田和宗 議員
7番 木村慶憲 議員	8番 成田和美 議員
9番 吉岡良浩 議員	10番 秋元洋子 議員
11番 鳴海初男 議員	12番 木村博 議員
13番 稲葉好彦 議員	14番 松野武司 議員
16番 福士寛美 議員	17番 川浪茂浩 議員
18番 桑田茂 議員	19番 三潟春樹 議員
20番 工藤武則 議員	21番 平山秀直 議員
22番 葛西収三 議員	23番 山口孝夫 議員
24番 伊藤永慈 議員	25番 加藤 馨 議員
26番 木村清一 議員	

◎欠席議員(なし)

◎説明のため出席した者（26名）

市 長	佐々木 孝 昌
副 市 長	一 戸 治 孝
総 務 部 長	北 川 智 章
財 政 部 長	櫛 引 和 雄
民 生 部 長	秋 元 建 一
福 祉 部 長	岩 崎 孝 幸
経 済 部 長	三 橋 大 輔
建 設 部 長	佐々木 秀 文
上下水道部長	岩 川 和 雄
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	小 林 耕 正
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
選挙管理委員会 事 務 局 長	一 戸 正 博
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員 事 務 局 長	宮 崎 昌 子
農業委員会会長	斎 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 事 務 局 長	葛 西 達 也
総 務 課 長	長谷川 哲
財 政 課 長	飯 塚 祐 喜
市 民 課 長	片 山 善 一朗
保 護 福 祉 課 長	伊 藤 一 二 三
農 林 水 産 課 長	今 重 彦
土 木 課 長	小田桐 繁 寿
経 営 管 理 課 長	三 和 不 二 義
教 育 総 務 課 長	川 浪 生 郎

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長	浅 利 寿 夫
次 長	山 本 弘 隆

◎開議宣告

○磯辺勇司議長 議事に入る前に、傍聴席の皆様申し上げます。

傍聴席では、会議の妨げにならないよう静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第119号から

日程第6 請願第3号まで

○磯辺勇司議長 日程第1、議案第119号 五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6、請願第3号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願書までの6件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○成田和美総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案5件及び請願1件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第119号 五所川原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、不開示情報としている個人に関する情報の定義を明確化し、及び法改正に伴う必要な字句の修正等を行うものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 五所川原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人識別符号及び要配慮個人情報を具体的に定義し、及び改正に伴う所要の事項を改めるものであるとの説明に対し、個人情報を含むデータの管理体制についての質疑があり、情報セキュリティに関する規定を整備し、管理体制を定めているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 五所川原市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に

関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は地方税法及び所得税法の一部改正に伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者とするなど、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は新宮団地市営住宅敷地内に建築され、当該団地内の住民等に使用されてきた森の家を解体し、新たに新宮団地集会所を設置するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 五所川原市名誉市民条例及び五所川原市顕彰条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は昨今の性別にかかわらず人権を尊重し合い、支え合うといった夫婦のあり方の浸透から、女性配偶者の内助の功のみを表彰対象にする内助功労章を廃止し、及び委任規定を定めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願書についてであります。本件は政府に対し住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税の10%への引き上げ中止を求める意見書を国に提出することを求める請願であり、審査の過程において少子高齢化による社会保障費の増加が見込まれるため、税率の引き上げはやむを得ないとの意見があり、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。請願第3号に対する賛成討論の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、花田進議員。

○2番 花田 進議員 一登壇一

請願第3号 消費税増税10%引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願に賛成の討論を行います。

この請願は、市内の消費税増税に反対する業者の団体から出されたものです。政府は、2019年10月の消費税率10%への引き上げをあくまでも行う姿勢を崩していません。そもそも消費税は、所得の低いほど負担の重い不公平な最悪の税金です。税金の使い方、取

り方を見直し、憲法の応能負担原則に基づく税制にすべきです。消費税増税は、消費を冷やし、景気を悪化させるため、売上減少、家計への打撃の大きさ、さらに自営業など事務負担増、マイナンバー管理上に複数税率による記帳事務などが劇的に大きくのしかかります。加えて、税率引き上げと同時に実施を行う軽減税率は重大な問題があります。食品と週2回以上発行の新聞代は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%分の値段は値上がりします。また、8%と10%の線引きは単純ではありません。負担軽減が必要だと言うなら税率を上げないことが最も最適であります。そして、2023年に導入されるインボイス制度、適格請求書等保存方式は地域経済を担う中小企業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという大きな問題があります。庶民に消費税増税を押しつけながら史上最高のもうけを上げる大企業にさらに減税するのではなく、所得や資産の能力に応じた税制に転換すべきです。大軍拡の道をやめて、暮らしや社会保障、中小企業に回し、内需主導で家計を温める経済政策を求めるべきです。そうすれば、消費税を増税しなくても社会保障の充実も財政再建の道も開けます。議員の皆さん、五所川原からも議会として請願に反対するのではなく、消費税増税反対の声を上げようではありませんか。

皆さんの御賛同を期待して、討論を終わります。

○磯辺勇司議長 次に、議案第123号に賛成討論がございますので、許可いたします。

1番、井上浩議員。

○1番 井上 浩議員 一登壇一

社会民主党の井上浩です。この議案第123号 五所川原市名誉市民条例及び五所川原市顕彰条例の一部を改正する条例の制定については、具体的には内助功労章の廃止の提案です。さきの総括質疑で明らかとなりました内助功労章の廃止に至る経過と議論内容及び条例の一部を改正する理由に基づきまして、賛成討論を行います。

なお、昨日12日の東奥日報朝刊での都築理記者による署名記事の視点は、本市が行ってきた内助功労章は性別役割分担意識の容認につながるというものでした。そこで、思い起こしますと、本件における私の問題意識は、そもそもが差別を生み出す意識のありようについてでした。具体的には、性別役割分担意識に関連するセクシュアルハラスメント、性的嫌がらせでございますが、さらにはパワーハラスメント、職権による嫌がらせの抑止についてです。両者を直接禁じた法律や法令上の定義はありませんが、セクシュアルハラスメントに関しては基本は人権問題との観点から、男女雇用機会均等法が制定されています。また、人事院によりますと、パワーハラスメントとは一般に職権などのパワーを背景にして本来の業務の範疇を超え、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を

行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用について不安を与えることを指すと言われています。こうしたセクハラやパワハラが本市の雇用環境においてどうなっているのか、その模範となるべき市役所や市議会においてどうなっているのかということが私の問題意識でした。そうした議員である私を初め、本市職員の皆様方の意識改革といった視点から、3点につきまして本案件に賛成することに至りました私の意見を述べます。

第1に、本市が女性のみで内助功労章を与え続けていたことは、性別役割分担意識を容認していたからであるかについての検討です。第2に、市の刊行物作成における男女平等の表現指針についての検討です。第3に、差別を生み出す意識のありように関連して、市職員による接遇のあり方についての検討です。

まず、第1点目の性別役割分担意識容認ですが、本市においては「共にすすめる持続可能なまちづくり」におきまして、男女の性別に関係なく、お互いを尊重し合う社会であることをうたっております。にもかかわらず、これまで2005年度から昨年度までの13年間にわたり内助功労章が女性のみ43人の方に贈り続けられたことは、条例運用の手法において誤りだと指摘せざるを得ません。今回の提案は、この手法の誤りを是正するという点ではなく、総務部長答弁において示されましたように、夫婦のあり方が変化している。夫婦においても性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し合い、喜びや責任を分かち合いながら支え合うといったあり方が浸透しているとの認識から、内助功労章そのものを廃止するとしたものでありました。一応是とします。是とはしますが、さきの報道にありました「遅い決定だが、廃止を決めたことは評価したい」との青森県男女共同参画審議会会長で弘前大学の家庭科教育学教授の日景弥生さんの指摘にありますように、余りに遅い決定だったと私も感じています。

今後は、教授が指摘されますように、他条例などの運用で同様のケースがないか、男女共同参画の視点から市はしっかりと点検をしていただきたいと思います。

次に、2点目の男女平等の表現指針についてです。厚労省の指導もありまして、各自治体では指針マニュアルの類いを独自に作成して注意し合っているようです。男女共同参画室への聞き取りでは、本市では作成はしていないとのことでした。

そこで、気になることが1点あります。昨年2017年11月調査の五所川原市に関するアンケート報告では、対象1,109件中329件、29.7%の自由意見の記載がありました。その一つの市政運営のところで、次の市民意見が寄せられています。「以前から気になっていた言葉があります。それは「やってまれ」です。やってまれって、とても悪い言葉です。自分では何もしない、できないのにはやし立てる、ひきょう者とも言える津軽人の悪い

癖です。昔言葉で文化としては大切に悪くないですが、余り意味を重視しないでやってみれという名の企画にはうんざりです。市民の隠れた声をもっと聞いて、よりよい五所川原にしてほしいです」という投稿でありました。投稿者がみずから指摘していますように、昔言葉で文化としては大切に悪くないものの、市の刊行物などでは注意が必要かと思えます。

次に、3点目の差別を生み出す意識のありようについて、当市での議会を含めた市庁舎内でのお茶出し、コーヒー提供といった職員による接遇のあり方を例として意見を述べます。ここに2008年10月時点での新潟県三条市職員のための接遇マニュアル、「お茶の出し方、スマートな湯茶接待は場の雰囲気や和らげます」があります。中を見ますと、「当市役所では、お茶は対応者みずからがお出しすることを原則としていますが、お客様が多数のときはその場の状況などにより臨機応変な対応を心がけたいものです」とされています。市への聞き取りでは、当市では秘書課及び議会事務局において湯茶接待が慣行として行われているとのこと。さきの三条市職員のための接遇マニュアルにありますように、市長、議長による来客の接遇での対応は理解します。しかしながら、議会事務局による議員への湯茶接待は他市においても例が見られず、当市独自のものです。二元代表制にもかかわらず、市長部局の職員が人事異動により議会事務局に配置されるという現在の制度運用そのものに私は疑問を抱いていますが、市長部局の職員が人事異動により議会事務局に配置されることによって議員に対する湯茶接待を業務とすることは、貴重な人材と時間の浪費であるばかりか、二元代表制の趣旨にもそぐわない意識を育むものと私は考えています。このようなあしき慣行は、廃止すべきだと思います。

最後になりましたが、さきに引用しました日景教授は、「大学だけでなく、企業などにおいても言えることですが、男女共同参画の推進にはトップのコミットメントが大変重要となってきます。トップが方針を示せば、教職員はそれを尊重し、実現しようと努力します。ですから、私たち推進室の役割は、大学の教職員や学生に男女共同参画の推進を発信することはもちろんですが、大学のトップである学長にもその重要性を積極的に発信し続けることなのです」と、県の青少年男女共同参画課によります女性ロールモデル事例紹介の中で述べていられます。

市長、副市長、教育長におかれましては、この指摘、職員の意識改革におけるトップの責任を持ったかわりについて、教授の指摘をしっかりと受けとめられまして市勢発展に努力されますことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○磯辺勇司議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第119号から議案第123号までの5件は原案可決、請願第3号は不採択であります。

ただいまの委員長報告のうち、請願第3号に対する賛成討論がありましたので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。

念のため申し上げます。

請願第3号について採択することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成2票

反対21票

白票1票

以上のおり賛成が少数であります。

よって、本件は不採択と決しました。投票状況をディスプレイにて表示いたします。

請願第3号を可とする議員の氏名

1番 井上 浩 議員

2番 花田 進 議員

否とする議員の氏名

3番 山田 善治 議員

5番 松本 和春 議員

6番 山田 和宗 議員

7番 木村 慶憲 議員

8番 成田 和美 議員

9番 吉岡 良浩 議員

10番 秋元 洋子 議員

11番 鳴海 初男 議員

12番 木村 博 議員

13番 稲葉 好彦 議員

14番 松野 武司 議員

17番 川浪 茂浩 議員

18番 桑田 茂 議員
20番 工藤 武則 議員
22番 葛西 収三 議員
24番 伊藤 永慈 議員
26番 木村 清一 議員

19番 三 瀧 春 樹 議員
21番 平 山 秀 直 議員
23番 山 口 孝 夫 議員
25番 加 藤 馨 議員

賛否を明らかにしない議員の氏名

16番 福 士 寛 美 議員

○磯辺勇司議長 次に、ただいまの1件を除く5件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第3号を除く5件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第7 議案第124号から

日程第9 議案第127号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第7、議案第124号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第9、議案第127号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○鳴海初男経済文教常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案3件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第124号 五所川原市体育施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は市営ゲートボール場の廃止、球技場及びB&G海洋センターの名称変更をするものであるとの説明に対し、海洋センターの温水シャワーの修繕見通しについて、市営ゲートボール場の位置づけについて、市営ゲートボール場が廃止されることの解釈について等の質疑があり、海洋センターの温水シャワーについては故障の原因がボイラーと塩素施設が同じ部屋に設置されていること、配管等を含めた改修には多額の費用が必要となることから、スポーツ施設全般を含めて総合的に判断し、検討す

る。市営ゲートボール場については、市役所庁舎移転に伴う環境変化により、トイレ等の利便性が著しく低下したため、克雪ドームの緑地等をゲートボール場として確保した。市営ゲートボール場廃止後の場所は、河川公園として利用できる。新たにゲートボール場として利用できる克雪ドームの緑地等は、他の競技にも使用されることから、ゲートボール場という名称は使わない方向で検討を進めている等の答弁に対し、提案内容を否定はしないが、ゲートボール場の機能を存続するのであれば、市営ゲートボール場としてきちんと位置づけすることを再検討すべきとの意見があり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第126号及び議案第127号の2件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は平成31年度から平成33年度までの3年間、立佞武多の館及び立佞武多広場の指定管理者として一般社団法人五所川原市観光協会を、楠美家住宅の指定管理者として七和地域住民協議会を指定するものであるとの説明に対し、従前の指定管理者について、楠美家住宅の入館者の状況について等の質疑があり、指定管理者についてはいずれの施設も前回と同じ団体であること、楠美家住宅については開館当初の平成19年度2万9,000人から平成30年度9,734人と推移している。主な入館者は、楠美家住宅の居間で毎週のように開催されるイベントへの来客である等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第10 議案第125号及び

日程第11 議案第128号

○磯辺勇司議長 次に、日程第10、議案第125号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正す

る条例の制定について及び日程第11、議案第128号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○福士寛美建設常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る5日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第125号 五所川原市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は公営住宅法施行令の一部改正に伴い、収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にある入居者については事情を考慮し、免除することができるようにするとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 市道路線の認定についてであります。本件は道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、なぜ道路をつけるのかとの質疑があり、分譲中の工業団地の1区画がかなり大きいため、小分けするとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第12 議案第112号から

日程第18 議案第118号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第12、議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算

(第3号)から日程第18、議案第118号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○伊藤永慈予算特別委員長 一登壇一

改めて、おはようございます。去る5日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、伊藤永慈が、副委員長に松本和春委員が選任され、翌6日に理事者側の出席を求め、付託されました議案7件について審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

初めに、議案第112号 平成30年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)については、歳出第2款、金木総合支所整備事業の内容について、関連して工事発注見通しの変更についての質疑に対し、旧水道課庁舎の解体工事でアスファルト舗装の下からコンクリート塊等が出土したため、基礎工事の範囲の全てを掘削して、瓦れき、その他の障害物の確認、撤去を行うものである。事業の優先順位、重要度等を十分確認しながら効率的な予算執行に努めることの答弁があり、歳出第4款、西北五環境整備事務組合負担金の増額理由についての質疑に対し、継続事業の3年目に予定していた西部クリーンセンターの照明変圧器及び電灯設備工事等を今年度へ前倒ししたこと等によるものであるとの答弁があり、歳出第6款、職員人件費の減額理由について、関連して農業委員の選挙運動の可否についての質疑に対し、職員人件費は予算要求段階では人員配置が未確定のため、人事異動後の予算の過不足を補正するものである。農業委員は、特別職の公務員であり、公職選挙法の規定により、その地位を利用した選挙運動は禁止されているとの答弁があり、歳出第9款、防災情報伝達手段多重化事業の減額理由についての質疑に対し、金木地区、市浦地区内陸部に設置されているアナログ式防災無線をデジタル化による更新整備することも含めて、防災情報伝達手段全般について再度検討することとしたことから、減額するものであるとの答弁があり、歳出第10款、勤労者総合スポーツ施設改修をとめたことによる影響及び事業の計画性について、関連して市営野球場の整備についての質疑に対し、勤労者総合スポーツ施設は天候によっては若干の雨漏りが生じているものの、現在のところ施設の安全性は確保されている。緊急の場合は特別だが、今後はしっかりと現状把握をもとに予算の組み立てをしていく。試合ができる環境を整えることは、市民のスポーツ振興にとって非常に重要であり、野球場の整備については現状を踏まえた上で現実的に可能かどうか検討するとの答弁があり、それぞれの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 平成30年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、歳出第8款、国庫支出金の精算による返納金が多い理由についての質疑に対し、11月診療分から2月診療分までの療養給付費等負担金は、国の算定ルールによる推計値を用いて算定され、翌年度実績報告により負担金の過不足が調整されるものであり、平成29年度分については8,834万円の超過交付となったため返納するものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号 平成30年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 平成30年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳出第5款、一般会計繰入金の内容についての質疑があり、平成29年度の一般会計からの繰入金について精算した結果、剰余金が生じたため、一般会計に返還するものであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 五所川原市高等看護学院特別会計補正予算（第1号）から議案第118号 平成30年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）までの3件については、質疑もなく、全異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○磯辺勇司議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第19 議案第131号から

日程第21 議案第133号まで

○磯辺勇司議長 次に、日程第19、議案第131号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第21、議案

第133号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を御説明を申し上げます。

議案第131号は、五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第132号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第133号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改めるため提案するものであります。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○磯辺勇司議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案3件については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議なしと認めます。

よって、以上の3件については委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○磯辺勇司議長 初めに、議案第131号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。

念のため申し上げます。

議案第131号について原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始いたします。

(投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成22票

反対1票

白票1票

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

議案第131号を可とする議員の氏名

1番 井上 浩 議員	3番 山田 善治 議員
5番 松本 和春 議員	6番 山田 和宗 議員
7番 木村 慶憲 議員	8番 成田 和美 議員
9番 吉岡 良浩 議員	10番 秋元 洋子 議員
11番 鳴海 初男 議員	12番 木村 博 議員
14番 松野 武司 議員	16番 福士 寛美 議員
17番 川浪 茂浩 議員	18番 桑田 茂 議員

19番 三 潟 春 樹 議員

20番 工 藤 武 則 議員

21番 平 山 秀 直 議員

22番 葛 西 収 三 議員

23番 山 口 孝 夫 議員

24番 伊 藤 永 慈 議員

25番 加 藤 磐 議員

26番 木 村 清 一 議員

否とする議員の氏名

2番 花 田 進 議員

賛否を明らかにしない議員の氏名

13番 稲 葉 好 彦 議員

○磯辺勇司議長 次に、議案第132号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 御異議がありますので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は24名であります。

念のため申し上げます。

議案第132号について原案のとおり可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始いたします。

(投票)

○磯辺勇司議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成23票

反対1票

白票ゼロであります。

以上のとおり賛成が多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。投票状況をディスプレイに表示いたします。

議案第132号を可とする議員の氏名

1番 井上 浩 議員	3番 山田 善治 議員
5番 松本 和春 議員	6番 山田 和宗 議員
7番 木村 慶憲 議員	8番 成田 和美 議員
9番 吉岡 良浩 議員	10番 秋元 洋子 議員
11番 鳴海 初男 議員	12番 木村 博 議員
13番 稲葉 好彦 議員	14番 松野 武司 議員
16番 福士 寛美 議員	17番 川浪 茂浩 議員
18番 桑田 茂 議員	19番 三潟 春樹 議員
20番 工藤 武則 議員	21番 平山 秀直 議員
22番 葛西 収三 議員	23番 山口 孝夫 議員
24番 伊藤 永慈 議員	25番 加藤 馨 議員
26番 木村 清一 議員	

否とする議員の氏名

2番 花田 進 議員

○磯辺勇司議長 次に、議案133号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○磯辺勇司議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○磯辺勇司議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

佐々木市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、お許しを得ましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

平成30年第5回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、11月30日にお亡くなりになられました寺田武造前市議会議長におかれましては、21年間の長きにわたる市勢発展への御尽力に対し、深く敬意を表しますとともに、謹んで哀悼の意を表するものでございます。

本定例会におきましては、磯辺議長を初め伊藤予算特別委員長及び各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも御賛同を賜り、厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し検討をいたしまして、今後の市政運営に反映してまいり所存でございます。

さて、本定例会におきましては、副市長に一戸治孝氏を選任することについて満場一致で御賛同を賜り、厚く御礼を申し上げます。一戸副市長は、青森県農林水産部長の要職を務め、特に農林水産業の分野に精通しており、行政経験においても私を補佐するとともに、新たな市政のかじ取りを進める上に当たって大変心強く、信頼に足る人物でございます。議員各位からも新副市長に対して格別の御指導、御支援、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

御臨席の議員各位におかれましては、本定例会が任期、来年2月をもって満了することから、最後の定例会となります。今般の任期を最後に勇退される方におかれましては、長年にわたる市政への貢献に対しまして深く敬意を表するものであります。今後とも市政各般にお力添えを賜りますよう、この場からお願いを申し上げます。

また、引き続き来たる市議会議員選挙に出馬される方々におかれましては、再びこの議場でお目にかかれますよう心からお祈りを申し上げます。

終わりに当たり、これから寒さも増してまいります。皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛いただき、御家族ともどもよき年を迎えられますよう祈念を申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○磯辺勇司議長 これにて平成30年五所川原市議会第5回定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月13日

五所川原市議会議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会副議長 秋 元 洋 子

五所川原市議会議員 鳴 海 初 男

五所川原市議会議員 木 村 博

五所川原市議会議員 稲 葉 好 彦